

令和5年度
自己点検評価書

令和6(2024)年6月
芦屋大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	18
基準 3. 教育課程	41
基準 4. 教員・職員	55
基準 5. 経営・管理と財務	63
基準 6. 内部質保証	73
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	78
基準 A. 社会貢献と地域連携	78

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

芦屋大学の建学の精神は「人それぞれに天職に生きる」である。この精神は創立者である福山重一のおもいに基づいている。明治 42(1909)年に生を受けた福山は戦前、戦中、戦後の学校教育に尽力し、特に戦後の焦土と化した我が国の復興を願ひ、教育改革に積極的に取り組んだ。福山は、「人間は詳細に自己を分析し自己理解を図り、さらには仕事の内容と現代社会を分析して自己の向かうべき方向を模索し、そしてその方向において自ら経験してみることが求められる。次にこのようにして自己が決定した仕事に就いても、それが自己に適するか否か吟味する必要がある。ここで自己が納得すれば、さらに進んで生き甲斐を得ることができる。これよりして人間はそれぞれに天職を見つけ、その天職によって生きることが真の人權の確立となり、これが人間の最高の理想である」と考えた。

芦屋大学学則第 1 条において、「教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従い、『人それぞれに天職に生きる』の建学の精神のもとで、教育に必須な学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、健全な平和社会に寄与貢献する有為の人材を育成することを目的とする」と明確に定めている。時代とともに学生たちの気質も、社会が求めるものも変わってきているが、一人ひとりに与えられた才能や能力を見出し、個性を伸ばす教育を実践し、社会に貢献できる人材を育成することが建学以来、本学の変わらぬ使命となっている。

学校法人芦屋学園としての歴史を紐解くと、昭和 12(1937)年に開校した芦屋高等女学校に始まり、初代校長は岡田五兎であった。岡田は、帝国大学で E.ハウスクネヒトから教育学を教授された一人であり、校長時代、生徒一人ひとりに対し、きめ細かい教育をしていたことが伝えられている。

その後、昭和 39(1964)年、福山により芦屋大学が教育学部「教育学科」の単科大学として創設された。以後、「産業教育学科」「英語英文学教育科」「児童教育学科」を増設し、昭和 43(1968)年には大学院（修士課程・博士課程）を設置した。福山の少人数を手厚く教育するという方針は、多くのオーナー経営者層から支持され、富裕層の子弟を集めることで、ほかの大学とは趣を異にする設備と環境を整えた。平成 19(2007)年度には、福山の教育理念と本学の社会的役割を再検討し、教員養成と経営者育成の観点から、「教育学部」を「臨床教育学部」と「経営教育学部」の 2 学部に分割した。なお、「臨床教育学部」に「教育学科」「児童教育学科」「国際コミュニケーション教育科」を置き、「経営教育学部」に「経営教育学科」を置いた。平成 25(2013)年度より臨床教育学部「教育学科」及び「児童教育学科」、経営教育学部「経営教育学科」の 2 学部 3 学科制となっている。

大学院においては、令和 2(2020)年度から教育学研究科英語英文学教育専攻（修士課程）を、令和 4(2022)年度から同技術教育専攻（修士課程）をそれぞれ廃止し、両専攻のカリキュラムを教育学専攻博士課程に包含・統合し、時代の変化に対応した教育内容とした。同時に、技術教育専攻にあった中学校技術科教員専修免許課程を、同教育学専攻（博士課程）に移し教員養成の高度化を図った。令和 5(2023)年度には、学生の多様な研究関心と教育に関する現代的課題に幅広く対応するため、同専攻の教育課程を、教育学、心理・特別支援、技術教育、保健体育・スポーツ教育、現代教育の 5 コースに再編した。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

大学創設以後の沿革を時系列にまとめる。

昭和 39(1964)年 1 月	芦屋大学 教育学部 教育学科 設置認可
昭和 39(1964)年 4 月	芦屋大学 教育学部 教育学科 創立
昭和 40(1965)年 12 月	芦屋大学 教育学部に産業教育学科 増設認可
昭和 41(1966)年 4 月	芦屋大学 教育学部 産業教育学科 増設
昭和 43(1968)年 3 月	芦屋大学大学院 (修士課程・博士課程) 設置認可
昭和 43(1968)年 4 月	芦屋大学大学院 教育学研究科 教育学専攻修士課程・博士課程開設
昭和 47(1972)年 1 月	芦屋大学 教育学部 英語英文学教育科 増設認可
昭和 47(1972)年 4 月	芦屋大学 教育学部 英語英文学教育科 増設
昭和 48(1973)年 1 月	芦屋大学 教育学部 児童教育学科 増設認可
昭和 48(1973)年 4 月	芦屋大学 教育学部 児童教育学科 増設
昭和 60(1985)年 3 月	芦屋大学大学院 教育学研究科 英語英文学教育専攻 (修士課程) 増設認可
昭和 60(1985)年 4 月	芦屋大学大学院 教育学研究科 英語英文学教育専攻 (修士課程) 増設
昭和 61(1986)年 3 月	芦屋大学大学院 教育学研究科 技術教育専攻 (修士課程) 増設認可
昭和 61(1986)年 4 月	芦屋大学大学院 教育学研究科 技術教育専攻 (修士課程) 増設
昭和 61(1986)年 11 月	芦屋学園創立 50 周年記念式典挙行
昭和 63(1988)年 11 月	芦屋大学創立 25 周年記念式典挙行
平成 15(2003)年 4 月	経営者育成研究センター開設 (平成 18(2006)年 4 月ビジネス研究センターに名称変更) (平成 26(2014)年度よりキャリア支援センターに統合)
平成 15(2003)年 12 月	芦屋大学創立 40 周年記念式典挙行
平成 17(2005)年 4 月	国際交流センター (現 国際交流課) 開設 教職教育支援センター (現 教職支援課) 開設
平成 18(2006)年 4 月	芦屋大学 教育学部 英語英文学教育科を 国際コミュニケーション教育科に名称変更
平成 19(2007)年 4 月	芦屋大学 臨床教育学部、経営教育学部の 2 学部 4 学科に改組 産業教育学科を経営教育学科に名称変更
平成 21(2009)年 4 月	臨床教育学部 教育学科にスポーツ教育コース開設
平成 22(2010)年 4 月	芦屋大学大阪キャンパス開設 経営教育学部 経営教育学科にキャリア教育コース開設
平成 23(2011)年 4 月	芦屋学園スポーツ教育センター (現 スポーツ振興室) 開設 キャリア支援センター (現 就職課) 開設

芦屋大学

平成 24(2012)年 1 月	芦屋学園スポーツモダニズム活動開始
平成 25(2013)年 4 月	臨床教育学部 国際コミュニケーション教育科を募集停止 臨床教育学部 教育学科に国際教養学コース開設 経営教育学部 経営教育学科にバレエコース開設
平成 26(2014)年 4 月	芸術文化センター開設
平成 26(2014)年 11 月	芦屋大学創立 50 周年
平成 28(2016)年 4 月	臨床教育学部 教育学科にダンスコース開設
平成 29(2017)年 9 月	芦屋大学大阪キャンパスを六麓荘キャンパスに統合
平成 31(2019)年 4 月	臨床教育学部 教育学科に地域スポーツ指導者コース開設 国際教養学コースを募集停止 臨床教育学部 児童教育学科に幼児教育コース開設、 指定保育士養成施設として認可
令和 2(2020)年 4 月	芦屋大学大学院教育学研究科英語英文学教育専攻を募集停止
令和 4(2022)年 4 月	芦屋大学大学院教育学研究科教育専攻に技術専修免許課程を 設置認可
令和 5(2023)年 4 月	芦屋大学大学院教育学研究科技術教育専攻募集停止

2. 本学の現況

- ・大学名 芦屋大学
- ・所在地 〒659-8511 兵庫県芦屋市六麓荘町 13 番 22 号
- ・学部構成 臨床教育学部
教育学科
児童教育学科

経営教育学部
経営教育学科

- ・学生数、教員数、職員数（令和6(2024)年5月1日現在）

1) 学生数

(学部) (単位：人)

学部	臨床教育学部						経営教育学部			合計		
	教育学科			児童教育学科			経営教育学科					
学年	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1年	57	21	78	15	9	24	72	23	95	144	53	197
2年	59	16	75	5	8	13	63	18	81	127	42	169
3年	45	21	66	7	15	22	54	27	81	106	63	169
4年	61	26	87	13	29	42	79	33	112	153	88	241
計	222	84	306	40	61	101	268	101	369	530	246	776

(大学院) (単位：人)

専攻	教育学研究科									合計		
	教育学専攻 (博士前期課程)			技術教育専攻 (修士課程)			教育学専攻 (博士後期課程)					
学年	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1年	4	0	4	—	—	—	1	2	3	5	2	7
2年	2	4	6	1	1	2	0	0	0	3	5	8
3年	—	—	—	—	—	—	3	2	5	3	2	5
計	6	4	10	1	1	2	4	4	8	11	9	20

※ 技術教育専攻（修士課程）長期履修生2人在籍

2) 教員数

(学部) (単位：人)

学部	臨床教育学科						経営教育学部			合計		
	教育学科			児童教育学科			経営教育学科					
職名	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
教授	8	6	14	2	3	5	10	0	10	20	9	29
准教授	4	0	4	7	0	7	3	1	4	10	5	15
講師	0	0	0	1	0	1	3	1	4	4	1	5
助教	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
計	13	6	19	10	3	13	16	2	18	35	15	50

※ 基幹教員ではない4人も含む

(大学院)

(単位：人)

専攻	教育学研究科									合計		
	教育学専攻 (博士前期課程)			技術教育専攻 (修士課程)			教育学専攻 (博士後期課程)					
職名	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
教授	6	2	8	1	1	2	7	0	7	14	3	17
准教授	1	0	1	0	0	0	0	1	1	1	1	2
講師	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1
助教	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	7	2	9	1	1	2	8	1	9	16	4	20

※学部の教員が兼務

3) 職員数

(単位：人)

	男	女	計
正職員（専任）	11	15	26
嘱託職員（契約含む）	8	3	11
臨時職員他	18	11	29
派遣	1	9	10
合計	38	38	76

※法人所属の職員を含む

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的は、芦屋大学学則及び芦屋大学大学院学則において、下記のように具体的かつ明確に規定している。

芦屋大学学則第 1 章総則（教育目的）第 1 条

芦屋大学は教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従い、「人それぞれに天職に生きる」の建学の精神のもとで、教育に必須な学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、健全な平和社会に寄与貢献する有為の人材を育成することを目的とする。

芦屋大学大学院学則第 1 章総則第 1 条

芦屋大学大学院は、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従い、「人それぞれに天職に生きる」の建学の精神のもとで、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、文化の進展に寄与することを目的とする。

また、建学の精神を実践するため、3 つの実践綱領を定め、その意味も簡潔に文章化している。

「独立と自由」－自由の本質をわきまえ、独立の心を養う

「創造と奉仕」－創造力を培い、すすんで社会に奉仕する

「遵法と敬愛」－規律を守り、互いに敬愛する心を育てる

学部学科、大学院の各研究科・専攻のそれぞれの目的などは、三つのポリシーと合わせて、下記のように具体的かつ明確に定めている。

臨床教育学部

個人の可能性を引き出す教育とともに、乳幼児、児童及び生徒などの教育の困難に直面している親・教師の問題を具体的に研究し、これらの問題を解決する能力を伸ばす教育について教育・研究することを目的とする。

教育学科

臨床教育学の教育・研究を通じて、実社会での教育実践能力を養成する。

児童教育学科

臨床教育学の教育・研究を通じて、乳幼児期及び児童期の教育の理解と実践能力を養成する。

経営教育学部

経営学に加えて、現代社会が直面する産業・技術動向に関する幅広い知識を、教育・研究することを目的とする。

経営教育学科

経営教育学の教育・研究を通じて、実社会での実践能力を養成する。

教育学研究科

教育の本質を探究し、現代社会が内包する教育課題を明らかにするとともに、教育理論及び方法論を教育・研究することを目的とする。

教育学研究科・教育学専攻（博士課程 前期・後期）

教育の本質を探究し、現代社会が内包する教育課題を明らかにするとともに、教育理論及び方法論を教育・研究することを目的とする。

1-1-② 簡潔な文章化

建学の精神及び実践綱領については分かりやすく簡潔に文章化し、毎年度、入学者や教職員に配布する『学生便覧』『大学院便覧』をはじめ、本学のウェブサイトに掲載している。また、入学式や新入生オリエンテーション、毎年の履修登録説明会、「大学生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」等でも繰り返し説明し、周知と理解に努めている。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色として少人数教育と多彩な専門教育を実践している。

本学の目指す少人数教育は、学生一人ひとりが自分らしく輝いていけるように、また卒業後、社会に出て適応する力を身に付けられるように導くことである。「大学生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」及び「専門演習Ⅰ・Ⅱ」の担当教員を「担任」と位置づけ、各部署の教職員とともに学生一人ひとりと向き合うことにより、個人の持つ可能性を導き出すよう努めている。

多彩な専門教育については、収容定員数 1,000 人という小規模大学でありながら、2 学部 3 学科 11 コースのカリキュラムを開設していることである。2 学部ともに教育学がベースとなり、教育学、心理学、スポーツ教育、地域スポーツ指導者、ダンス、幼児教育、

初等教育、経営マネジメント、自動車技術、バレエ、技術・情報教員養成の各コースで、学生の「なりたいを育てる」多彩なカリキュラムを展開している。

また、大学院においても少人数の教育研究を実践している。各専門分野において自立した研究者としての高い研究能力と豊かな学識を有し、新たな理論的枠組や独創的知見を有すると認められる人材の育成を目指して、大学院における学術研究の特性に配慮しつつ、本学教育の個性・特色を反映させたものとなっている。

1-1-④ 変化への対応

本学は昭和 39(1964)年に教育学部のみの単科大学として創設されたが、平成 19(2007)年度から臨床教育学部と経営教育学部の 2 学部に変更した。現在、2 学部 3 学科、1 大学院教育研究科の構成で、教育・研究と社会貢献を推進している。この間、時代や社会の変化、教育現場や学生のニーズや志向に応じて、学科やコースの再編等様々な取り組みを行ってきた。

臨床教育学部教育学科では、平成 21(2009)年度よりスポーツ教育コースを開設し、保健体育の中学校・高等学校教諭一種免許を取得できるようにした。平成 25(2013)年度には国際コミュニケーション教育科の募集停止に伴い、教育学科に国際教養学コースを新設（なお、国際教養学コースは平成 31(2019)年度より募集停止）し、平成 31(2019)年度は教育学科に地域スポーツ指導者コースを、児童教育学科に幼児教育コースを開設した。教職課程の見直しも行い、平成 28(2016)年度より職業指導の中学校・高等学校教諭一種免許、地理歴史の高等学校教諭一種免許については廃止した。臨床教育学部児童教育学科では、平成 23(2011)年度より特別支援学校教諭一種免許（知的障害者、肢体不自由者、病弱者）を取得できるよう課程の認定を受けた。平成 31(2019)年度には、同学科の幼稚園教諭一種免許の保育領域を拡充させたことで、保育士資格を取得できる指定保育士養成施設として認可を受けた。これにより社会で不足している保育士養成も可能となり、幼稚園のみならず保育所や認定こども園などへも人材を輩出できる環境を整えた。

経営教育学部経営教育学科では、平成 22(2010)年度より大阪キャンパスを開校し、キャリア教育コースを開設、平成 25(2013)年度よりバレエコースを含む全 9 コースを開設した。コースの統合・再編を経て、平成 28(2016)年度より 5 コースに集約した。同学科のキャリア教育の中核を担う経営マネジメントコースにおいては、平成 27(2015)年度から 6 科目のキャリア教育科目を、さらには時代の要請を受けて平成 28(2016)年度からは、より専門的・発展的な産学連携実践的教育科目 5 科目を新規開講した。しかし、大阪キャンパスについては、教学マネジメントの見直しにより、平成 29(2017)年 9 月に閉校し、六麓荘キャンパスに統合した。また、平成 31(2019)年度には、同学科のコースを更に 4 コースに集約する形で再編した。

令和 4(2022)年度は、新たな取り組みとして、令和 6(2024)年度より導入する「副専攻プログラム」について検討した。これは、「スポーツマネジメント」「IT」「SDGs」「グローバル・スタディーズ」の 4 つの学びを提供するもので、現代社会のニーズに対応する専門性の高いプログラムを学科の枠を超えて履修することを可能とするものである。

以上のように、社会情勢の変化や大学に求められる教育環境ならびに教育の質の向上を目指し、見直しを行っている。大学設置基準第 2 条や学校教育法第 83 条などへの法令へ

の適合という視点のもとより、大学教育に求められる変化への対応も満たしているといえる。

大学院においては、令和 2(2020)年度から教育学研究科英語英文学教育専攻(修士課程)を、令和 4(2022)年度から同技術教育専攻(修士課程)をそれぞれ募集停止し、両専攻のカリキュラムを教育学専攻博士課程に包含・統合し、時代の変化に対応した内容とすることを目指した。そして、令和 5(2022)年 4 月から、教育学研究科の教育課程を、教育学、心理・特別支援、技術教育、保健体育・スポーツ教育、現代教育の 5 コースに再編して、学生の多様な研究関心や複雑な現代の教育課題に対応することとした。

(3) 1-1 の改善・向上方策(将来計画)

建学の精神である「人それぞれに天職に生きる」という言葉は学生によく浸透し、その理念もよく理解されているが、特に社会及び地域連携に関わる学外への認知度向上に努める。今後も、社会に求められる人材を育成するべく、その期待の変化などの意図や内容を汲み取り、簡潔な文章化を継続しながら、必要が生じれば学則変更を伴う使命・目的及び教育目的の見直し等をしていく方針である。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の建学の精神と実践綱領、使命・目的及び教育目的については、毎年度配付する『学生便覧』の冒頭に記載されているほか、教職員は学部教授会や学科会議、各種委員会において確認し、共通理解を深めている。学長戦略室による大学全体の現状の分析、教育方針や課題の検討、学内の組織運営の決定を経て、芦屋大学運営会議、学部教授会、各部署にて報告され、教職員の共通理解と支持を得て、学内組織の円滑な運営が行われている。また、各種委員会においても、職員が委員に任命されるなど、積極的に活動に参加できる組織を構成している。

学長、副学長が理事となっており、大学の方針は理事会において説明され、理事会との協力体制も確立されている。

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的について、在学生には『学生便覧』を配布し、「大学生活入門」「キャリア基礎」の初年次教育で説明している。また、学外には本学のウェブサイト等

を通じて周知を図っている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

建学の精神・理念に沿った教育の概念・目的を反映した「学校法人芦屋学園経営改善計画（令和2年度～6年度（5ヵ年）」を本学の中長期計画とし、大学が目指す方向や行動目標も定めている。この中長期計画を大学教職員の共通目標とするため、令和2(2020)年度に「芦屋大学教育方針」を策定し、「目指す大学像」と「目標」を以下のように示している。

I 目指す大学像

建学の精神「人それぞれに天職に生きる」という、創設者福山重一が掲げた教育理念を大切に、学生個々の生きる力を育み、自ら進路を切り拓く力を培う。将来社会に貢献できる能力と、どの時代にも適応できる人間力を備える、人材を育成し地域に愛される大学を目指す。

II 目標

1 確かな学力の育成

- (1)学生が自ら意欲的に臨む「分かりやすい授業」を目指し、一方教員もFD委員会を中心に授業力の向上を目指す
- (2)アクティブラーニング形式^{*1}の授業を積極的に取り入れ、自主的に意欲的に学ぶ学生を育てる
※1 ディスカッション、ディベート、グループワーク、プレゼンテーション、フィールドワーク等
- (3)教員間の授業を見学や授業評価アンケートを積極的に活用し、授業力向上を計る
- (4)ゼミを通して専門的な知識を深め、それぞれの進路を切り拓く力を養う
- (5)国際交流事業、留学生との交流などを通して国際理解を推進する
- (6)教員採用試験の合格率の前年比増を目指す
- (7)一般教養、専門的な知識を養い、就職率100%を目指す
- (8)授業評価アンケートの生徒の満足度を向上させる
- (9)オンライン授業の充実等、その時々状況に応じて迅速に対応できるよう教職員の柔軟な対応と連携強化を図る

2 学修環境の整備、授業規律の確立を計る

- (1)学修環境の整備、授業準備、授業規律の指導を徹底させ、全学生が授業に集中できる環境を整える

3 学生の自主的活動を推進し、自己有用感の醸成を図るとともに、他人と協調し思いやりのある心を育てる

- (1)学校行事の活性化を図る
- (2)一人ひとりのニーズに応じた支援の充実を図る

4 地域との連携を深め、地域から愛される大学を目指す

- (1)地域のすべての教育機関の教育活動を支援する
- (2)地域のスポーツ、文化活動を支援する

- (3)地域の企業と連携し、地域に就職する学生を増やす
- (4)地域の防災拠点としての役割を果たす
- 5 中退者の防止に努める（重点目標）
 - (1)複数担任制を活用し、学生のニーズを支援する
 - (2)休みがちな学生には、電話等で連絡する、保護者にも連絡を入れ協力を得る
 - (3)授業、部活動などを通して学生の情報を集め、学科会議、学部教授会などで情報を共有し指導に役立てる
- 6 私立大学等改革総合支援事業の補助金獲得を目指す
 - (1)全学的な体制での教育の質的向上を目指し、教育環境の改善を図り、補助金の獲得を目指す

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学は「人それぞれに天職に生きる」という、創立者福山が掲げた教育理念を大切に、学生個々の生きる力を育み、自ら進路を切り拓く力を培い、将来社会に貢献できる能力と、どの時代にも適応できる「人間力」を備える人材を育成し、地域に愛される大学を目指している。ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーには、次のように本学の使命・目的及び教育目的が反映されている。

令和3(2021)年度より、ディプロマ・ポリシーについては、Ⅰ知識・理解、Ⅱ汎用的技能（技能・表現）、Ⅲ態度・志向、Ⅳ統合的な学習経験と創造的思考力の4項目について各学科で培う「学士力」を明記する形で統一を図った。

大学のディプロマ・ポリシー

建学の精神である「人それぞれに天職に生きる」と実践綱領を自覚し、在学中に専門的知識・技能・人間力を身に付け、天職を通して個性や長所を發揮できる資質や能力を有している人に卒業を認定し、学位を授与する。

大学のカリキュラム・ポリシー

知的発達・身体的発達・社会的発達を人間力の向上と捉え、建学の精神と実践綱領に則り、初年次から一人ひとりの学生を支援する教育体制を整える。これを踏まえて専門的知識の修得・行動力・思考力・判断力・技能・問題解決力を身に付け、個性と長所を發揮する力を養成できる教育課程を編成する。

大学のアドミッション・ポリシー

建学の精神と実践綱領を踏まえて、自己の個性や長所を見出し、それを伸ばし、将来の自己実現や人間力の養成に関心を持ちつつ、教育に関する知識と技能を修得するための基礎学力・思考力・判断力・表現力・意欲・態度・積極性を有している人を求める。

臨床教育学部

臨床教育学部のディプロマ・ポリシー

臨床教育学部に在籍し、教育理念・教育目標に沿って設定した授業科目を履修し、各分

野の単位を修得することを学位授与の基準とする。

臨床教育学部のカリキュラム・ポリシー

学生が自己の専攻分野の学修を高度化・深化できるような教育内容と学修方法を踏まえた教育課程を編成する。専門知識や技能の修得と同時に、人間力や豊かな人間性の育成を目指す学修方法を整える。

臨床教育学部のアドミッション・ポリシー

学生生活を通して素質や可能性を発見し、引き出し、育て、人類文化の創造に寄与することが臨床教育学部の教育目的である。そのため大学の内外において学修と経験を積み重ねることによって人間力を育成するとともに、自己の将来の進路を明確にするための基礎学力・思考力・判断力・表現力・意欲・態度・積極性を有している人を求める。

教育学科

ディプロマ・ポリシー

教育学科は、卒業に必要な単位を修得し、以下のような能力を備えた学生に卒業を認定し、学士（教育学）の学位を授与する。

I 知識・理解

本学科の柱である教育学及び関連学問について適確な知識を修得している。

II 汎用的技能（技能・表現）

自らの学習・探求した成果を、報告書や論文、あるいは芸術作品としての的確に表現し、他者・社会と共有できる能力を身につけている。

III 態度・志向

教育的課題・社会的課題の解決のために、多様な価値観・文化を持つ人々と協同で問題を探求し活動することができる。

IV 統合的な学習経験と創造的思考力

日本社会や国際社会において生じている子どもを含む人間の多様な在り方・生き方に関わる諸問題について、広く関心を持ち、学問的に探求することができる。

カリキュラム・ポリシー

教育学科は、教育目的や学位授与方針に沿って、優秀な教育者や広く実社会で活躍しうる有能な人材を育成するため、深い専門性、豊かな人間力、幅広い教養が身に付けられるよう教育課程を編成する。

- 1) 教育学及び関連する学問の知識を身に付けた人間を育成する。
- 2) 教員志望の学生には、教職課程において1年次から充実した教職教育を行い、質の高い学校教員を育成する。
- 3) 基礎教養科目、学部共通科目、外国語科目、保健体育科目、専門教養科目、ゼミ（演習）形式の科目等の履修により、専門分野にとどまらない豊かな人間力と幅広い教養を身に付けた人間を育成する。

この方針のもと、本学科での教育課程はおおむね次のようにする。1・2年次には専門領

域を学ぶにあたって知っておくべき基本的な知識を修得する科目を履修する他、基礎教養科目、学部共通科目、及び外国語科目、保健体育科目を履修する。3年次にはゼミ（「専門演習Ⅰ」）を選択し、一人ひとりが学問的課題を設定し、課題解決に必要な思考力・判断力・表現力の基礎を身につける。また、主に専門教養科目を履修し専門性を深めていく。4年次には必須である卒業論文の作成に取り組むことを通して、主体的に研究すること、偏見無く多面的論理的に課題に取り組むこと、成果を適切に表現することを学ぶ。この間、教員を志望する者は教員免許取得のための教職課程科目を履修し、豊かな人間力と専門性を身に付けた教員を目指す。

アドミッション・ポリシー

教育学科は教育目的、学位授与方針、教育課程の編成方針に基づき、以下の力を有する学生を各種選抜試験によって受入れる。

①知識・技能

本学科が求める基礎知識・技能を修得していることに加え、授業を理解するための語学力を有している。

②汎用的技能（技能・表現）

様々な課題に対し、多面的かつ論理的に考察することができる。その考えを的確に表現することができる。

③態度・志向

何事にも偏見をもたず、さまざまな文化背景・生活体験を有する人たちと良好な人間関係を構築し、協働的に活動できる素地があること。

④総合的な学習経験と創造的思考力

設定した課題について探求することができるとともに、多面的に学習し、志向を深めることができる。

児童教育学科

ディプロマ・ポリシー

児童教育学科の教育課程の所定の単位を修得し、次のような資質・能力を備えた者に対し、卒業を認定し、学位を授与する。

I 知識・理解

1. 乳幼児期、児童期の子どもの心身の発達に関する幅広い知識を有している。
2. 教育・保育に関する専門的知識を有している。

II 汎用的技能（技能・表現）

1. 教育・保育の現場で必要とされる実践力を身に付けている。
2. 教育・保育に関わる人々と積極的に関わり、互いに尊重しあう人間関係を構築できるコミュニケーション力を有している。

III 態度・志向

1. 教員・保育者としての目標をはっきりと持ち、教育・保育に主体的・自律的に、情熱と責任をもって取り組むことができる。
2. 教育現場の諸問題を発見し、問題解決に向けて適切に行動することができる。

IV統合的な学習経験と創造的思考力

保育・教育学に関する専門的知識や学修成果を総合的に活用し、子どもを取り巻く地域社会の発展に寄与することができる。

カリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・技能等を修得できるよう、「幼児教育コース」と「初等教育コース」を設け、全学部学科共通の基礎教養科目、学科独自の必修科目及び専門教養科目からなる教育課程を体系的に編成する。

「幼児教育コース」は主に保育士や幼稚園教員など、保育者を目指す学生のためのコースである。保育士資格及び幼稚園教員免許の取得をメインに、併せて小学校教員免許の取得も可能である（特別支援教員免許の取得については制限あり）。「初等教育コース」は主に小学校教員、特別支援学校教員を目指す学生のためのコースである。小学校教員免許をベースに、特別支援教員免許、また幼稚園教員免許の取得も可能である。

教職課程の実技系科目や指導法に関する科目については、「教育実習」までに必要となる科目を修得できるよう系統的に開設するとともに、実際の保育・教育現場を体験できる機会を1年次から設け、2年次には芦屋市立小学校における「学校インターンシップ」を開設するなど、段階的・発展的に実習を行えるよう構成している。

教育課程全般を通じて、グループワークやプレゼンテーション等のアクティブラーニングを活用し、実践力、表現力、コミュニケーション力の向上を図る。

アドミッション・ポリシー

子どもは次代を担う大切な存在である。彼らがすくすくと豊かに育つようにかかわりサポートするのは大人の責任である。保育士、幼稚園や小学校の教師には、子どもが夢や目標を持ち、彼らがそれを達成するように寄り添い、励まし導く教育力が求められる。一方、家庭や地域社会の教育力が低下している今日、地域社会と密接した関係にある保育所、認定子ども園、幼稚園や小学校が連携して子どもの保育・教育にあたる必要がある。児童教育学科は、このような社会の期待に応える意欲のある人を求める。

1. 乳幼児期、児童期の子どもの心身の発達に強い関心があり、子どもを取り巻く地域社会の発展に寄与することを目指す人。
2. 教育、保育、社会福祉の専門的な知識・技能を学修するための日本語読解力、表現力を有している人。
3. 保育士や幼稚園教員、小学校や特別支援学校教員としての将来の明確な目的を持ち、多様な人々と協働して活動することができる人。

経営教育学部

経営教育学部のディプロマ・ポリシー

経営教育学部に在籍し、教育理念・教育目標に沿って設定した各コースの授業科目を履修し、各分野の単位を修得することを学位授与の基準とする。

経営教育学部のカリキュラム・ポリシー

専門分野の学修を高度化・深化できる学修方法と教育内容を踏まえた幅広い教養と専門

的な知識、技能の修得と、豊かな人間性の育成を目指す為の教育課程を編成する。

経営教育学部のアドミッション・ポリシー

知識基盤社会の一員として、自ら学び、自ら考え、自ら道を拓く能力を培うことにより、社会で貢献できる人材を育成するために、高等学校課程までに修得した知識や教養、倫理観に基づき、自己の可能性に挑戦する人を求める。

経営教育学科

ディプロマ・ポリシー

経営教育学科は、教育課程の単位を修得し、下記の能力を備えた学生に卒業を認定し、学位を授与する。

I 知識・理解

経営・教育分野における社会科学や自然科学に関する知識を有している。

II 汎用的技能（技能・表現）

幅広い教養と専門分野に関する知識を基に、社会や企業、教育の現場で求められるスキルと論理的思考や問題解決力を有している。

III 態度・志向

個の成長と確立を目指し、主体的・協調的な学力を有している。

IV 統合的な学習経験と創造的思考力

学習した知識・技能・態度等を総合的に活用し自らが建てた新たな課題にそれらを適用できる課題解決力を有している。

カリキュラム・ポリシー

建学の精神に基づき、年次進行に沿ったキャリア教育と専門的な知識、技能の修得を行い、幅広い教養に裏付けられた豊かな人間性を身に付ける為の教育課程を編成する。

- 1 年次：経営・教育分野における必要な基礎知識を学修し、上級年次の専門分野に対応できる教育課程の編成。
- 2 年次：個々の興味ある専門分野を意識した学修を行い、専門分野以外の科目も幅広く履修できる教育課程の編成。
- 3 年次：専門的な知識・技能を深めながら、情報収集・分析をする能力を学修すると共に、社会の問題・課題に取り組む姿勢を身につける為の教育課程を編成。
- 4 年次：幅広い教養と専門的な知識・技能に基づいた研究・報告をする能力を修得し、社会的自立をはかるために必要な能力を養う為の教育課程を編成。

アドミッション・ポリシー

社会が形成され発展していくには、人を育て、人を活かせる、リーダーシップの能力を育成するために、本学科は、経営学と教育学を軸に、専門的知識の獲得と実践力を身につけ、主体的に将来の進路を探索しながら真摯に学修に励む人を求める。

1. 高等学校卒業相当の知識を有し、幅広く基礎的な学力を身につけている人。
2. 経営・自動車・バレー分野について、強い関心を持ち、将来、社会や企業で活躍したい人。
3. 中学校技術科、高等学校情報科の教員として将来の目的をはっきりと持っている人。

4. 学習した知識・技能・態度等を総合的に活用し社会の発展に寄与することを目指す人。

大学院教育学研究科教育学専攻博士課程（前期・後期）

ディプロマ・ポリシー

1. 前期修了者には修士の学位が与えられる。その要件は以下による。

所定の年限在学し、所定の授業科目について 30 単位以上を取得し、かつ必要な研究指導を受けた上で修士論文の審査及び最終試験に合格した者。

教育学を軸とする学術分野において高度な専門的研究力量と豊かな学識を有すると認められる者。

2. 後期修了者には博士学位が与えられる。その要件は以下による。

所定の年限在学し、必要な単位を取得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者。

当該専門分野において、自立した研究者としての高度な研究能力と豊かな学識を有し、先進的な理論的枠組や独創的知見を有すると認められる者。

カリキュラム・ポリシー

以下の i ~ v のそれぞれの分野について、専門的な教育課程を編成し、学術的研究能力を有した高度専門職業人の育成を行う。あわせて、幼稚園・小学校・中学校（社会・技術・職業指導）・高等学校（地理歴史・公民・情報・職業指導）の各教員の専修免許課程を設置して、高度な資質を備えた学校教員の養成を行う。

- i. 教育学全般に関する理論的・基礎的分野。
- ii. 発達障害等特別支援教育を含む学校心理・臨床心理などの分野。
- iii. 学校及び社会における技術教育に関する理論と実践に関する分野。
- iv. スポーツ・健康教育に関する理論と実践に関する分野。
- v. 情報・人間環境・多文化問題等現代的な教育課題に関する分野。

アドミッション・ポリシー

本専攻の博士課程は標準修業年限 2 年の前期課程と標準修業年限 3 年の後期課程とに区分されている。

前期課程は、教育学、心理・特別支援、技術教育、保健体育・スポーツ教育、現代教育の各分野において高度な専門的研究力量と豊かな学識を養うことをめざしている。そのため、内外の大学を卒業し、本専攻の課程を履修することのできる基礎的教養を有し、将来、高度の専門性を有する職業等に従事しようとする者を受入れている。

後期課程は、前期課程の基礎として、上記専攻分野において自立した研究者として研究活動を行う者、またはその他の高度に専門的な業務に従事しようとする者を養成することを目的としている。

なお、本専攻は学位取得や再教育を目的とする大学・高等学校等の現職教員、専修免許取得などの継続教員養成を目的とする者、その他一般社会人にも開かれている。したがって入学試験においては、将来の進路希望・研究関心・研究テーマを重視して入学者の決定

を行っている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的及び教育目的を達成するために、2学部3学科11コース、1研究科を設け、教育課程における専門分野の課題等を審議するため、専任・特任教員を構成員とする学科会議、コース会議、大学院委員会を組織している。学科会議は原則として月1回、定期的に行われ、主にカリキュラムや授業内容の検討、実習参加要件や学修成果の確認などを行い、大学全体にかかわるものや調整を伴う事項については、各種委員会に諮っている。各種委員会は、教職協働で全学共通の課題等を審議し、各学科やコースへの提案や検討を依頼するなど、各学部学科コースと各種委員会の連携体制を確立している。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

本学の建学の精神は不変であるが、社会情勢が日々変化していく中で、進学希望者が大学の教育に期待する多様なニーズを的確に把握し、使命・目的などに反映させられるよう、教育内容や教育方法の一層の改善を図るとともに、三つのポリシーについても適宜、見直しを行う。

[基準1の自己評価]

本学は一貫して、建学の精神「人それぞれに天職に生きる」に基づき、教育・研究の体制の整備に努めてきた。使命・目的及び教育目的を明確に規定し、『学生便覧』や本学のウェブサイトなどを通して公表・周知を図っている。また、教育目的の達成のために本学の個性・特色を反映した教育システムの構築を図るとともに、社会情勢等も踏まえ、必要に応じて学部学科の再編や教育目的の見直し等も実施してきている。

目指す大学像と具体的な計画・目標を盛り込んだ「芦屋大学教育方針」については、学部教授会で理解と支持を得ているとともに、三つのポリシーの策定には各学科会議、教務委員会、芦屋大学運営会議を通して教職員が参画している。教育目的を達成するために2学部3学科11コース、1研究科を設けている。

以上により、基準1を満たしている。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

学部

アドミッション・ポリシーの策定については、「求める学生像」をベースに新たなアドミッション・ポリシーを策定するため学長戦略室で検討しており、基礎学力・思考力・判断力をアドミッション・ポリシーに明記する予定である。

アドミッション・ポリシーの周知については、学生募集要項、入試ガイド、本学のウェブサイトで公表しており、対面ではオープンキャンパスや進学相談会、高等学校内ガイダンス、高等学校訪問などにおいても生徒や保護者に資料を配布している。

「求める学生像」

- 1.自分の個性や適性について考え、自分の持てる力、可能性を切り拓いていこうとしている人
- 2.これまで体験したことや人との出会いなどを整理し、大学で学びたいと思う動機をはっきり持っている人
- 3.未来の夢や、これから主体的に取り組んでいきたいことについて、情熱を持って人に伝えることができる人

大学院

大学院における入学者の受入れ方針についても、建学の精神に基づく大学院の目的に沿ってアドミッション・ポリシーを策定している。その周知については、大学院紹介パンフレット、学生募集要項、本学のウェブサイトで公表している。また、個別相談希望者に対して、博士前期課程においては、進路等を考慮し、博士後期課程に関しては、現役研究者、社会人、留学生など本人の状況を勘案した上で、アドミッション・ポリシーの周知とともに、各人の状況に応じたきめ細かい入学指導と対応を行っている。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

学部

入学者の選抜については、大学設置基準第 2 条の 2 に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行っている。芦屋大学入学試験委員会規程が定める「入学試験委員会」（以下「入試委員会」という。）が選考基準作成、合否判定、その他入学者選考に関する重要な事項を協議し決定している。次年度の入試制度や選考方法についても、入試委

員会を開催し、アドミッション・ポリシーや教育目標を基に当該年度の入試結果を踏まえ、次年度入学者選抜の方針を定め、規定化している。

入学者選抜において、本学では創立以来、面接を重視している。すべての専願入試で面接（総合型選抜 AO 入試は面談）を必須としており、入試委員が本学への志願の適正や一人ひとりの持てる可能性・人間性について「求める学生像」やアドミッション・ポリシーに基づいて評価を行っている。また、受験生 1 人に対し 2 人体制で面接を行い、評価項目別に点数化することで公正な評価を行えるよう工夫している。

入試問題については、国語・英語・数学の学力試験を入試問題作成員が作成し、採点までを行う。出題ミスや採点ミスなどの事故を防ぐため、複数人でのチェック体制を整えている。小論文、レポート課題、口頭試問、留学生日本語音読問題については、入試委員が作成し、入試委員 2 人で採点を行う。入試問題、答案などは、入試広報部で厳重に保管、管理している。

試験実施に当たっては、入試運営マニュアルに沿って入試委員長を実施責任者、入試広報部長を事務責任者とする入試統括本部を設け、すべての情報、状況を一元的に集約、管理し、円滑な運営を図るとともに、不測の事態発生時の速やかな対応のための体制を構築している。さらに監督などを担当する教職員は入試種別毎に定める実施要項に従って運営を行っている。

試験実施後は学長を含む入試委員による合否判定会議を開催し審議のうえ、合否判定及び特待生の選考を行う。面接担当委員から受験生一人ひとりの評価について報告があり、アドミッション・ポリシーに沿った評価がなされているかの検証が行われている。

入試制度は、【表 2-1-1】のとおりである。高大接続改革に伴い令和 3(2021)年度入試から入試制度を全面的に見直し、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜及びその他の選抜に分類した。3つの選抜のすべての入試において学力の 3 要素を評価できる選抜方法への変更を行った。

また、感染症に伴う発熱などの影響により特定の受験生が不利益を被ることがないように、追試験などの特別対応を行っている。

【表 2-1-1】入試制度

選抜型	入試種別
総合型選抜	AO 入試（課題レポート型・オープンキャンパス参加型）、スポーツ入試、芸術文化入試（バレエ方式・ダンス方式）
学校推薦型選抜	指定校推薦入試、指定校特待生推薦入試、公募制推薦入試、芦屋学園高等学校生対象推薦入試、芦屋学園高等学校生対象スポーツ・芸術文化推薦入試
一般選抜	一般入試（3教科型・2教科型）
その他	社会人特別入試、私費外国人留学生入試、私費外国人留学生特待生入試、私費外国人留学生編入学入試、秋季入学私費外国人留学生入試、編入学入試、編入学教職特待生入試、編入学スポーツ・芸術文化特待生入試、転入学入試、秋季入学一般入試、秋季編入学入試、秋季編入学スポーツ特待生入試

これらの入試制度により様々な背景や能力を持つ多様な学生の受入れを可能としている。各入試種別の出願資格、選考方法、日程、特待生選考などの詳細は学生募集要項に定めるところである。入試種別により選考方法は異なるが、面接（総合型選抜 AO 入試は面談）、調査書、活動報告書などのきめ細かい評価を行うことにより「求める学生像」や「アドミッション・ポリシー」に沿った評価を可能としている。

大学院

大学院の入学者受入れについては、学長を委員長とする大学院委員会が決定している。入学者受入れに関する方針を毎年度決定し、入試広報部とともに入試の運営を行う。

大学院入試では、出願を希望する者には研究計画書を提出させ、必要な場合には事前指導を行っている。選考方法は研究計画書に基づく口頭試問を重視し、専門性に基づき大学院担当教員が3人体制で試験を行っている。学長を中心とする大学院委員会において、アドミッション・ポリシーに沿った評価を行い、同委員会の判定会議で合否が決定される。

入試制度としては、【表 2-1-2】のとおりである。

【表 2-1-2】大学院入試制度

令和 6(2024)年度募集

入学時期	入試制度
春季入学	春季入学入試、春季入学留学生入試
秋季入学	秋季入学入試、秋季入学留学生入試

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

学部

令和 4(2022)年度から入学定員の充足ができていないことを受け、令和 6(2024)年度は定

員確保のため、以下の取組みを行った。

- ・ 学生への経済的支援制度を複数新設し、リスティングをはじめウェブサイト広告を中心に効果的な発信を行った。
- ・ 高等学校 1・2 年生対象の進学ガイダンス、遠方のガイダンスや高等学校訪問を積極的に行い、近隣の高等学校には教学的な交流が持てるようにバス見学会などを積極的に行った。
- ・ 出願者が減少傾向であった総合型選抜 AO 入試では「課題レポート型」に加えて「オープンキャンパス参加型」を新設し、これに伴いオープンキャンパスの内容を見直し、在学生による模擬授業やキッチンカーを導入して、高校生の興味を引くイベント性の高いプログラムとして実施した。
- ・ 私費外国人留学生については、日本語能力基準を緩和したことと日本語学校への訪問を再開したことにより、前年度より増加させることができた。

しかしながら、オープンキャンパス参加者からの歩留まり（出願率）が低下し、令和 6(2024)年度の学生募集は、志願者数が 241 人、入学者が 198 人となり、昨年度に引き続き入学定員を割ることになった。【表 2-1-3】学部別では、臨床教育学部の定員 150 人に対して、志願者数が 105 人、入学者数も 102 人となり、学科別では教育学科が入学定員 100 人に対して志願者数が 80 人、入学者数が 78 人、児童教育学科が入学定員 50 人に対して志願者数が 24 人、入学者数が 24 人だった。経営教育学部は入学定員 100 人に対して志願者数 136 人、入学者数は 95 人となり、臨床教育学部も募集定員を割る結果となった。【表 2-1-4】また、令和 4(2022)年度から収容定員の充足に至らない状況である。

【表 2-1-3】 入学定員及び収容定員に対する学生受入数の推移

(単位：人)

募集年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
入学定員	250	250	250	250	250	250	250
志願者数	274	333	378	329	210	196	241
入学者数	242	261	290	274	192	174	197
入学定員 充足率	96.8%	104.4%	116.0%	109.6%	76.8%	69.6%	78.8%
収容定員	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
在籍者数	825	881	984	1,006	958	856	775
収容定員 充足率	82.5%	88.1%	98.4%	100.6%	95.8%	85.6%	77.5%

(小数第 2 位を四捨五入)

【表 2-1-4】 学部別入学定員に対する学生受入数の推移

(臨床教育学部)

(単位：人)

募集年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
入学定員	150	150	150	150	150	150	150
志願者数	142	156	189	172	105	110	105
入学者数	129	141	166	155	101	97	102
入学定員 充足率	86.0%	94.0%	110.7%	103.3%	67.3%	64.7%	68.0%
収容定員	600	600	600	600	600	600	600
在籍者数	460	470	522	531	523	475	407
収容定員 充足率	76.7%	78.3%	87.0%	88.5%	87.2%	79.2%	67.8%

(小数第2位を四捨五入)

(経営教育学部)

(単位：人)

募集年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
入学定員	100	100	100	100	100	100	100
志願者数	132	177	189	157	105	86	136
入学者数	113	120	124	119	91	77	95
入学定員 充足率	113.0%	120.0%	124.0%	119.0%	91.0%	77.0%	95.0%
収容定員	400	400	400	400	400	400	400
在籍者数	365	411	462	475	435	381	369
収容定員 充足率	91.3%	102.8%	115.5%	118.8%	108.8%	95.3%	92.3%

(小数第2位を四捨五入)

大学院

大学院の受入れについては、定員を満たしていない状況が続いている。これが目下の大学院の大きな課題となっている。前期課程においては、学部からの内部進学者の増加を図ることや留学生への募集を強めること、博士後期課程においては、社会人や教職者に対して本学大学院の存在を周知させて募集を行うことなど、学生募集の強化が課題となっている。

【表 2-1-5】 入学定員及び収容定員に対する学生受入数の推移

(単位：人)

募集年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
入学定員	25	25	20	20	20	20	20
志願者数	6	8	5	13	10	7	7
入学者数	5	6	5	11	8	5	7
入学定員 充足率	20.0%	24.0%	25.0%	55.0%	40.0%	25.0%	35.0%
収容定員	55	55	50	45	45	45	45
在籍者数	16	15	14	18	24	22	20
収容定員 充足率	29.1%	27.3%	28.0%	40.0%	53.3%	48.9%	44.4%

(小数点2以下は四捨五入)

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

学部

アドミッション・ポリシーと求める学生像を整理するにあたって、学生像と明記した方が分かりやすいとの意見があるため、求める学生像をベースに新たなアドミッション・ポリシーの策定に向けて、学長戦略室において検討している。

令和6(2024)においては、アドミッション・ポリシーに沿って、学力試験、面接(面談)、調査書、活動報告書によるきめ細かい評価を行い、適切に実施と検証が行われている。

入学定員数に沿った適切な学生受入れ数の維持については、総合型選抜AO入試、一般選抜で出願者数が減少したことによって入学定員を充足できなかった。入学者数は昨年度より1.14倍となったが、入学定員の8割を満たさない。今後、近隣女子大学の共学化に伴い、募集環境が更に厳しい状況になるなか、令和7(2025)年度における継続施策及び新たな取組みは下記の通りとする。

- 令和6(2024)年度から始まる「副専攻プログラム」の4つの分野「スポーツマネジメント」「IT」「SDGs」「グローバル・スタディーズ」に加えて、令和7(2025)年度からは「心理学」分野を加えることにより、現代社会の幅広いニーズに対応する専門性の高い5つのプログラムを学部・学科の枠を超えて履修することが可能になり、高等学校及びよび生徒、保護者への訴求を行う。
- 年内専願入学者を早期に取り込むため、総合型選抜AO入試においては、学費支援制度として入学金減免額を拡充する。また、令和5(2024)年度から実施する3つの学費支援制度、「家族優遇減免制度」「資格・検定取得者優遇制度」「遠方からの進学者支援制度」についても今後の制度利用者状況を検証したうえで継続する。
- 併設校の芦屋学園中学校・高等学校では中高大接続連携強化を図るため、大学教員が講師を務めて中学校でのICT教育の授業を行い、高等学校においては大学で体験授業を行う。また、入試制度においても、受験機会の拡大、学費負担の軽減を行い、生徒及び保護者との接触回数を増やして入学者の拡充を図る。
- 児童教育学科は令和6(2024)年度の入学者が24人(昨年度の1.41倍)となったが、定員未充足である。「保育士」「幼稚園教諭」「小学校教諭」「特別支援学校教諭」から最大

3つの資格・免許が同時に取得可能であることを学校訪問、各種進学ガイダンス、オープンキャンパスで訴求し定員の充足を目指す。

- ・オープンキャンパスの取組みについては、交通費補助の地域及び補助金額を拡充し、進学ガイダンスへの参画や高等学校訪問を積極的に行い告知することで、通学圏外からの参加者数増加を図る。また、体験授業を通して大学生活がイメージでき、教職・就職など教職員のサポートの充実をアピールして参加者からの出願率を高め、入学定員の充足を目指す。

大学院

学生受入れ方針については、一般的な方針とその周知が十分になされていると考えている。令和4(2022)年度からは、技術教育専攻(修士課程)の募集を停止し、教育学専攻・博士前期課程へ統合することとした。それにともない、技術教育専攻(修士課程)にある中学校教諭専修免許(技術)の教職課程を教育学専攻博士課程に移行し、大学院での技術科教員養成のさらなる充実と内容の高度化を実施した。

本大学院は教職大学院ではないが、専修教員の各免許課程をより充実させ、実践研究と基礎研究との高次の統合を図り、高度な資質を備えた学校教員の養成を目指すこととした。それにともない、一般学生の博士前期課程への入学とともに、博士後期課程への中学校・高等学校・大学などの教職従事者や研究者、社会人の入学者の増加を期待している。

なお、中学校の技術科教員の免許については、取得できる大学は全国的にも非常に少なく、本学の特長でもあるため、各種媒体や教員からの紹介によりこれまで以上に大学内外に情報を発信し、周知されるように広報活動を継続する。

なお、近年、論文博士の学位申請が継続的に見られるようになった。それに対応するため、論文博士審査料の大幅減額、課程博士に準じた論文博士の審査基準の厳格化と、本学のウェブサイト、大学院便覧などで公表している。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

「基準項目2-2を満たしている。」

(2) 2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学は少人数教育を長きにわたり実践しており、1年次の「大学生活入門」と「キャリア基礎」、2年次の「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」は1クラス20人程度、3・4年次の「専門演習Ⅰ・Ⅱ」はおおむね少人数で編成され、各担当教員は「担任」として、教学支援部教務課・教職支援課、学生部学生課・国際交流課など各部署の職員と緊密に連携しながら学生の指導にあたっている。

学修支援の体制を目指して導入した総合ソリューションシステム(キャンパスプラン)

「芦屋大学ポータルサイト」(以下「ポータル」という。)も3年目となり、学生、教職員ともに利用意識は定着しつつある。しかしながら、十分に活用ができていないかとは言い難い一面もあり、学生に対して視認的な利用意識の向上を目指し、ポータルと連携するスマートフォンのアプリを導入した。これにより、連絡やメッセージ等の未読に対してバッジが表示され、更に学生の積極的なシステムの活用が望まれる。

年度始めと後期開始前の履修ガイダンスでは、各学科の担任と、教学支援部・学生部の職員が共通理解のもと、協働で行っている。特に、各種免許・資格を取得希望の学生に対しては、履修にもれがないよう、担任と各部署職員が連携して、きめ細かい指導を行っている。

ポータルから学生の出欠状況や成績等を確認することができ、学修状況等に確認や指導が必要な学生にはただちに連絡をとる体制を整えている。この体制により、状況の確認・把握や面談・指導等、早期に対応することができる。また、ポータルは職員も同様に確認することができ、教員と職員の情報共有を密にすることで、学生一人ひとりに対する的確な指導ならびに学修支援の充実を図っている。

大学院

教育学研究科のどの専攻においても、学部同様に毎年度初めに履修指導期間を設け、指導教員と職員が共に単位修得状況を確認しながら大学院生への履修指導を行っている。また、指導教員は、オフィスアワーという学内での定められた時間の枠を超えて、密に連絡を取りながら、懇切丁寧に大学院生へ研究状況の点検とアドバイスといった個別指導を行っている。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

学部

【TA 及び SA 制度】

本学では、教員の教育活動を支援するため、TA(Teaching Assistant)及び SA(Student Assistant)制度を導入している。教員からの推薦学生だけではなく、TA/SA を広く学内公募し、研修会を実施したうえで TA/SA として従事させる体制を整えた。TA/SA の役割と責任がより明確になり、学生と教員とが協働する学修支援の実践を通して、学生自身の資質を向上させる機会になっている。

【留学支援制度】

海外派遣留学希望学生に対しては、一人でも多くの学生に留学の機会が巡ってくるよう、既存の提携校4校に加え、新たに9校と協定を結び、提携校・協定校合わせて13校の中から、本人の希望する留学制度(交換留学・私費留学・海外研修プログラム)に参加できる体制を整えた。さらに安全・安心面の点から旅行業者とも連携し、海外での緊急事態発生に備える体制も整えた。

【担任制】

本学では、1年次の「大学生活入門」「キャリア基礎」、2年次の「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」、3・4年次の「専門演習Ⅰ・Ⅱ」の各担当教員が「担任」として、履修や学業生活全

般についての相談窓口を務めている。特に「大学生活入門」では、学生がスムーズに大学生活に馴染めるように学修状況の確認と履修指導を行っている。また、3・4年では、持ち上がりで2年間、進路相談や取得を希望する教員免許・資格に応じた履修指導と学修状況の確認、教育実習・保育実習先への訪問指導、教員採用試験や就職活動における推薦書の作成、卒業論文・卒業研究の指導など、学生一人ひとりに応じた学修支援を行っている。

【オフィスアワー】

専任教員（特任教員を含む）が研究室等に在室し、さまざまな相談に応じる「オフィスアワー」を週1回以上設けている。また、授業科目を担当する全教員（非常勤教員を含む）にオフィスアワーの設定を依頼し、対応曜日・時間帯・場所・連絡先等の情報をシラバスに掲載している。学生に対しては、『学生便覧』やシラバス以外にも、ポータルを用いてオフィスアワーの積極的な活用を促している。

【障がいを持つ学生や配慮が必要な学生への支援】

さまざまな課題を抱えた学生を支援するため、教育相談所が主体となって『学生支援の手引き』を作成し、全教職員の共通理解のもとで学生を支援する体制を整えている。配慮を要する学生については、学生の履修科目担当教員に個別に説明を行い、支援要望書に基づいた支援を行っている。

【中途退学、休学及び留年への対応】

中途退学者数の削減は、本学において喫緊の課題である。中途退学の要因は、経済的事情、家庭内の問題、さらに大学生活不適應、専門学校への転学や就職への進路変更、健康上の理由等に大別される。経済的事情による学納金の支払いが困難な場合には、延納や分納による対応を行っている。進路変更や家庭の事情、健康上の理由等については、担当が学生との面談等を通して状況を把握し、学生部・教学支援部・教育相談所等の関連部署と連携を図りながら学生本人に指導・アドバイスを行い、保護者とも連絡を取り、問題の解決に向け、共に取り組んでいる。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

本学では履修指導及び履修登録を教職協働で行う体制を整えている。学生と教職員がコミュニケーションを交えながら個別の指導にあたることで、教職員と学生は円滑で望ましい関係を構築できているが、一部学生の中途退学を完全に防ぐまでには至っていない。「担任制」により学生の現状を把握し、リアルタイムに指導することができているが、学生が多様化する中で対応が難しいケースもあるため、クラブ指導者等を含めた指導体制についても検討していく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

「基準項目2-3を満たしている。」

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学のキャリア教育は、建学の精神である「人それぞれに天職に生きる」のもと、全学生が天職を探求するためのキャリア教育科目群（選択）を設定している。年次を追って記述すると、高校生までの学びから大学生としての学修に繋ぐために、1年次前期に「大学生活入門」の科目を設定している。その後、1年次後期には「キャリア基礎」を設定しキャリア形成の基礎を学ばせている。この両科目は、担任制を導入して各クラス20人程度の少人数制クラスとしている。2年次の「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」でも、1年次同様に20人程度のクラス編成とし、担任制を敷いている。特に経営教育学科では学科内コースの専門性に繋がるようなクラス編成にしている。

【就職支援】

学生の就職活動に関する支援を目的に「学生部就職課」を設置し、キャリアコンサルタント資格を持つ職員と担任が学生情報を共有して、キャリア支援にあたっている。

インターンシップに関しては、例年、教育課程内の学内推薦「インターンシップ（タイプ3）」（1単位）と教育課程外の一般インターンシップ（単位外）を実施しており、令和5(2023)年度も芦屋大学学内推薦「インターンシップ（タイプ3）」は3社3人の実習を実施し、その他のインターンシップへの参加については兵庫県経営者協会インターンシップ（タイプ3）には1社に1人、大学コンソーシアムひょうご神戸の留学生インターンシップ（タイプ3）には1社に1人、株式会社カース・キャリアセンターのインターンシップ（タイプ3）に1人の学生が参加した。また、兵庫県経営者協会インターンシップ（タイプ2：キャリア教育）には1社1人、野村證券株式会社オープンカンパニー（タイプ2）には1人の学生が参加した。

就職指導においては、全学生を対象とした就職課の個人面談を3年次と4年次に実施し、情報を収集して綿密な学生支援を実施している。さらに、授業以外でインターンシップに参加する場合の学内手続き等に関する説明資料を作成し、学生と教職員向けに配布・配信するとともに、芦屋大学学内推薦「インターンシップ」の参加希望者に対しては、事前・事後研修を実施している。これ以外にも、年間を通じてセミナーやガイダンスを学内で実施している。

【教員採用試験対策】

教員採用試験（以下「教採」という。）は、コロナ禍であっても各都道府県は変更なく実施することから、すべて対面で教採対策講座を実施した。令和5(2023)年度の講座のスケジュールは、前期・後期の通常の講義期間と、2次試験直前対策として春季と夏季休暇期間に142講座を開講し、延べ437人の学生が受講した。各都道府県の教採情報・求人情報等はすべて開示し、都道府県ごとの受験までの取組み方などの指導も講座とは別に実施した。また、教職支援室を開放し、学生が交流しやすい雰囲気作りや、意識付けのために教採合格者の体験談を聞く機会を設けた。その他、受験関連の指導だけではなく、教育ボランティア協定を結んでいる近隣の教育委員会と連携し、学校現場に教職希望の学生を派遣し、教員としての資質、意欲を高める取組みを継続した。以上の取組みの結果、令和5(2023)年度の採用試験では、現役で小学校6人、特別支援学校2人、中学校（技術）9人、高等学校（情報）1人が合格し、一定の成果は得られた。また、講師としては中学校（社会）1人、中学校（保健体育）2人、中学校（技術）1人、特別支援学校1人、中学校特別支援学

級に1人が常勤講師として決定しており、小学校2人、保健体育科1人が講師登録中である。また、私立学校教員として中学校2人、高等学校3人、幼稚園1人、保育士として8人がそれぞれ合格、採用されている。

【自主学習支援講座「A-Study」】

学習支援の一つとしてSPIや公務員試験対策を含めた自主学習支援講座「A-Study」を設け、専属の講師が週2日、学生を対応している。令和5(2023)年度は、昨年度よりも開講数を減らしたことから、一層の利用促進を図るため、学内広報を強化した。その結果、リピーター確保に繋がり、延べ141人(昨年度134人)の学生が利用した。この講座を利用して基礎学力をつけ、警察官採用試験の合格者や、民間企業への内定者を出す一助となった。

(3) 2-3の改善・向上方策(将来計画)

企業の採用手法もオンラインを活用する取組みが継続されている。企業側の取組みに対応していくことが時代にあった就職支援のサポートと考えられるため、本学でも引き続き対応できる環境を整えていく。

学生の就職率は民間企業希望者が90%程度で推移しており、支援に関しては教職員や各部署との連携ができていく。就職を希望する学生へのサポートも、就職ガイダンス等の各種セミナーや、公務員試験受験志望者や就職活動準備(筆記試験対策)の学生等を対象とした自主学習支援講座「A-Study」の実施など、よりきめ細かく対応できるようにしている。特にキャリア教育の実施により、初年次から職業観に対する意識づけを行っており、低学年時からのインターンシップへの参加呼びかけ等で、より具体的な将来像を持つことができている。

また、芦屋大学学内推薦「インターンシップ」を含めたコロナ禍以前からの取組みの実施と、時代に合わせた就職支援の実施を並行し行っている。しかし、学生の希望進路の多様化や、就職後のミスマッチ防止という観点で見ると、対応は不十分な部分がある。引き続き、学部教授会や学科会議においても情報と目標を共有し、全学的な学生を支援するような体制を今後も継続していく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

「基準項目2-4を満たしている。」

(2) 2-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学の学生サービス、厚生補導のための組織体制は、学生課を中心とする学生サービスのための事務組織、教職員及び学生課以外の部署等による組織的支援、「大学生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザインI・II」及び「専門演習I・II」の担任による個別相談の支援、学生健康管理センターを中心とする厚生支援とで構成されている。学生サービスの

事務局は学部事務室に置き、様々な業務を通して学生支援に取り組んでいる。具体的には、学生の自治組織である学生会への指導と助言、「大学生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」及び「専門演習Ⅰ・Ⅱ」の担任との連携、学生の個別相談窓口、新入生オリエンテーションや歓迎行事の実施、課外活動への支援、学園祭・スポーツ大会・謝恩会等諸行事の実施、経済的な支援を必要とする学生への対応、下宿学生（単独世帯）の個別相談、教育相談所や学生健康管理センターとの連携などを行なっている。

学生生活の様々な局面で学生に対応し、学生の諸問題に対して指導・助言するとともに、必要に応じて専門家によるカウンセリング等の支援も行っている。本学では様々な課題やニーズを抱えた学生を大学全体で支援するため、すべての教職員と、専門職、カウンセラーが連携・協働する3階層の相談体制の強化を図っている。

相談体制の第1階層である、学生と日常的に接する教職員や教務課、教職支援課、学生課等の窓口職員は、初期相談窓口として、学生が安心感や信頼感をもてるような対応に努め、自然な形で学生の成長支援を行っている。また、相談内容に応じて支援の内容を検討するほか、担当教員や専門的な相談窓口に繋ぎ、継続的に関与している。

第2階層として「担任制」を設け、学生が質問や相談をしやすい体制を整えている。この制度を活かし、担当教員は学生指導を行う中で学生生活上のつまづきに気づき、必要に応じて専門的な相談窓口に繋ぎ、継続的に関与している。

第3階層では、教育相談所・修学支援室（ほっとルーム）、カウンセリング・ルームと学生健康管理センターが相談窓口として、第1階層、第2階層のみで対応できない専門的支援が必要な相談に対し、それぞれの専門性にに基づき学生や保護者の対応をしている。

【教育相談所】

第3階層における専門的支援として、教育相談所は、公認心理師・臨床心理士・言語聴覚士による、発達障害等に対する支援、事例の分析等の研究や公開講座開催を基盤に、障がいのある学生を含むすべての学生にとって安心できる教育環境の整備に努めている。学内においては、障がい学生の支援について平成30(2018)年に作成した、合理的配慮の提供に関する『芦屋大学 学生支援の手引き』の教職員への理解と周知に努めるとともに、障がい学生の状況やニーズを把握し、教育を受ける機会を確保するため、教員や各部署への働きかけや調整を実施している。

修学支援室（ほっとルーム）では、公認心理師・臨床心理士・言語聴覚士が、学生の学業や対人関係、生活等に関する悩みや困難に対応するとともに、大学が合理的配慮を提供する学生への継続的な教育的支援を行っている。また、学生本人や保護者が気付きにくい特徴を捉え、個別ニーズに応じた支援も提供している。さらに、障がいのある学生を含む困難を抱える学生に安心できる居場所の提供を行い、学内での孤立を予防し、ソーシャルスキルトレーニング等の支援も行っている。また、周囲の教職員がカウンセラーの介入が必要と認めたケースについても対応し、継続的な心の健康の改善や保持増進を図っている。

カウンセリング・ルームは、公認心理師・臨床心理士が集団守秘義務に基づき、学内各部署とさらに連携し、学生が一貫した対応や支援を受けることができるよう努めている。悩みや困難を抱える学生にカウンセリングを中心とした専門的な適応支援・教育支援を提供しているほか、必要な場合は、他の専門的支援機関や医療機関と連携している。さらに、学生に対して、学内における相談機関であることの周知及び心の健康に関する知識

普及として、全学生を対象に本学のウェブサイトなどを利用し情報提供をしている。

このように、近年増加している多様な精神的問題を抱える学生に細やかに対応し、学生の修学を促す仕組みを積極的に進めている。

【学生健康管理センター】

学生健康管理センターでは、学生生活の安定を図るため、心身両面にわたる健康づくりをサポートしている。

身体面では、疾病の予防と早期発見を目的に定期健康診断を実施し、学校医と連携を取り健康状態の評価を行っている。定期健康診断により新たに疾病が発見された学生や、継続して治療が必要な学生には個別連絡し、体調や治療状況の確認を行っている。疾病により修学への影響が予想される場合は、学生と保護者、主治医、教員、学校医、居住地保健所と共に、学習と治療の両立を支援している。

また、学校における感染対策の取組みとして、令和 5(2023)年に新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行したが、学内各所の手指アルコールスプレーは常設とし、教室等の衛生環境を維持しているほか、感染予防等に関する情報は、本学のウェブサイトや掲示板を通し繰り返し周知している。

令和 5(2023)年度は、兵庫県ひょうご女性用品配布支援事業より拠出された補助金により、生理用品を購入し、学内各所の女性用トイレに設置した。学生が自由に利用できるようポスターを添えた。2 日に 1 度の補充が必要なほど好評となり、学生からは「非常に役に立った」との声を多く聞いた。

精神面では長期欠席や自殺予防を目的に、1 か月に 1 度、本学のウェブサイトや掲示板に学内外の相談窓口の案内を配信している。令和 5(2023)年度については、一人になる機会であるトイレの個室にも学内外の相談窓口のポスターを貼付した。また、精神的不調の訴えに随時対応し、教員や各部署に援助要請や専門的支援の依頼等の調整を行っている。学生の中には、身体の事他、人間関係についての話を聞いてほしいと来室する場合があります。学生の身近な相談窓口としての機能も果たしている。

学生の心身に関わる情報の取り扱いについては、学生の許可を得たうえで、必要に応じ学部教授会やケースカンファレンスにおいて情報共有を行っている。これにより、合理的配慮を提供している学生等が、大学全体から個別性に応じた適切な配慮を受けることが可能となっており、総合的な支援を継続している。

障がい学生支援については、学生課、教育相談所と連携し、合理的配慮の提供等について、初期窓口として対応し、大学組織に提案する準備を行っている。

合理的配慮については、学生本人からの申し出によって始まるものの他に、配慮が必要であるにもかかわらず申し出がうまくできない状況にある学生がおり、本人の意向を確認しつつ、申し出ができるよう支援している。特に今年度は、学生課と協力し、障がい学生支援委員会の設置準備や規程作成を行い、令和 6(2024)年度からの義務化にむけて準備を進めている。さらに、教職員を対象とした「聴覚障害について」の研修を実施し、障がい学生支援について学ぶ機会を設ける取り組みを行った。

合理的配慮の提供を受けている学生については、半期に一度、学生と保護者、教員よりヒアリングを行い、その学生にとってどのような配慮が有効か、学生の成長や授業の種類に沿った調整を、専門職と連携し行っている。

健康教育については、「こころ」と「からだ」の両面からテーマを設定し、学生に情報提供を行った。「こころ」については、青年期を迎える大学時代に、悩みを抱えた時、困って誰に相談すればよいか迷う時の対処法や学内外の相談窓口について案内を行った。「からだ」については、飲酒・禁煙・薬物乱用セミナーの他に、「20～24 歳」の人工妊娠中絶実施率が増加傾向にあることから、大学生の妊娠と避妊・性感染症についての講義を行った。また、実習で教育現場に参加する学生については、抗体価が少ない場合、教員と連携しワクチン接種を勧奨した。

その他、令和 5(2023)年 5 月に、新型コロナウイルス感染症が 2 類から 5 類に移行したことを受け、学校感染症における出席停止期間や手続きについて、実習直前や実習中に罹患した場合の対応について説明を行った。

【学生課】

課外活動の中心はキャプテン運営委員会活動とクラブ活動、同好会活動である。現在、文化系・運動系のクラブ、同好会等の公認団体が 29 団体あるが、教職員が顧問・監督として各団体を支援している。令和 5(2023)年度には新設同好会が数年ぶりに発足した。今後も引き続き、多くのクラブ・同好会活動が活発になるよう支援していくところである。

学生課及びスポーツ振興室の支援のもと、キャプテン会議を開催し、キャプテン運営委員会活動や各クラブ活動の円滑な連携と活性化を図るとともに、リーダーズ研修会（毎年 1 回）を開催し、学生のリーダーとしての自覚を促している。令和 5(2023)年度のリーダーズ研修会ではハラスメントや薬物に関する講習会も行い、防止に向けての取組みを行った。

各クラブにはクラブ助成費を毎年支給する支援体制が整っている。運動系強化クラブはスポーツ振興室が、文化系強化クラブは芸術文化センターが、そのほかのクラブについては学生課が助成費配分計画を行っているが、運動系強化クラブの特待生を対象とする手厚い支援は各種大会における優秀な成績に結びついており、成果を上げている。学園祭開会式典では毎年クラブ活動や学外活動にて顕著な成績を修めた者を表彰している。

また、夏期のクラブ活動中の事故を未然に防ぐため、熱中症の予防と対処法についての講習会を学生健康管理センターと共同で実施し、令和 5(2023)年度にはハラスメントの研修も実施。クラブ責任者の参加を義務づけている。本学は課外活動に参加する学生が多いことから、感染防止に最大限の注意を払いつつ、学生健康管理センターの許可が出たクラブについては、限定的ではあるが、活動許可も早い段階で認めた。

経済的に困窮している学生もいることから、各種奨学金や学生支援緊急給付金などの案内は、学生への個別連絡に加え、専門演習担当者やクラブ顧問などからも通知して、支援にもれないよう周知を徹底した。

健康相談、心的支援、生活相談については、高等教育機関の教育的使命の達成にとって必要不可欠な要素であると捉えており、学内の環境改善及び危機管理に寄与するものと考えて取り組んでいる。本学では学生課が中心となり、学生健康管理センターや教育相談所と常に連携を取りながら、健康相談、教育相談、生活相談、心的支援等を行っている。

【国際交流課】

外国人受入留学生及び海外派遣留学希望学生に対し、国際交流課が支援を行っている。

外国人受入留学生には、基本的な受入サポート、査証、役所等手続きサポート等と、基本情報カルテを作成し、問題が発生すれば対応が取れる体制を整えている。さらに、留学

生対象の給付奨学金の説明会を開催している。情報提供、書類作成、面接指導のサポートによって、日本学生支援機構(JASSO)は毎年採用されている。またロータリー米山奨学金、平和中島財団奨学金では全国の留学生応募者の中から令和 4(2022)年度初めて選出された。令和 5(2023)年度は、戸部真紀財団奨学金、公益財団法人日本国際教育支援協会(JEES)修学選考からも選出され、昨年に引き続き、各自の応募への意欲を結果に繋げられるよう支援をした成果と思われる。

全学生に対しては、語学テキストの貸出、各種語学検定の情報提供、日本人・外国人双方の学生交流や外国語習得の機会として、チャットランチ、フィールドトリップを実施した。さらに外国人留学生には「日本語スピーチコンテスト」や学園祭への参加を促し、大学生活と日本語習得の充実を図る機会を提供している。また受入留学生が充実した学生生活を送れるように「留学生ガイドブック」を作成配布し、日本文化理解のための地域文化施設の無料パス配布などを行っている。

【その他の支援】

その他の生活相談については学生課等、学生を支援する部門において随時相談を受け付けている。さらに様々な課題を抱えた学生の情報を教職員で共有し、それぞれが適切に対応できるよう、定期的にケースカンファレンスを開催し、学部教授会に報告している。これらの取組みについては学生部長が委員長となり、各学科教員と構成される学生生活委員会で報告され、諸問題の解決や支援の検討もされている。

このようなチームでの学生支援により、在籍4年間を通じて「面倒見のよい大学」を学生が実感し、自信を持ち卒業後の就職や進路確定に取り組むことを目指している。

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

学生の支援について、クラブ・サークル活動に関してはスポーツ振興室が支援する体制を整えており、リーダーズ研修会（毎年1回）において各クラブ・サークルのリーダーが集い、クラブ・サークルの運営方法や活動目標について意見交換を行う機会を設け、リーダー同士の横のつながりや支え合いを通じた学内活動の活性化を今後も図っていく。

学生相談に関しては、様々な課題を抱えた学生の情報を、学生生活委員会、学部教授会などを通じて教職員間で共有し、それぞれが適切に対応できるようにしている。併せて事務職が中心となるケースカンファレンスも開催しており、今後も休退学やその他の不適應に関して相談ニーズを抱えている学生が支援から漏れることの無いよう、教員や各部署との連携を今後も強化していく。

また、令和 5(2023)年度より、新たに学生精神的健康調査(UPD)を新入生対象に実施した。調査結果から精神的健康度が低い学生には、定期的な電話連絡や面談を行い、悩みの聞き取りを行った。学生の情報は、教員や各部署職員と共有し見守りを行うとともに、必要な場合は支援に繋げるといった調整を行った。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

芦屋市六麓荘町の校地は、大阪湾と阪神間を望む六甲山麓に位置し、大学本館の 5 号館をはじめとして 7 校舎棟がある。校舎等建物の配置は【図 2-5-1】に示す。

学生及び教職員の通学のため、芦屋市内各駅から六麓荘キャンパスまではスクールバスを運行している。また、教職員や来客のための駐車場とは別に、自家用車通学を希望する学生に対しては約 150 台収容の専用駐車場を設置している。

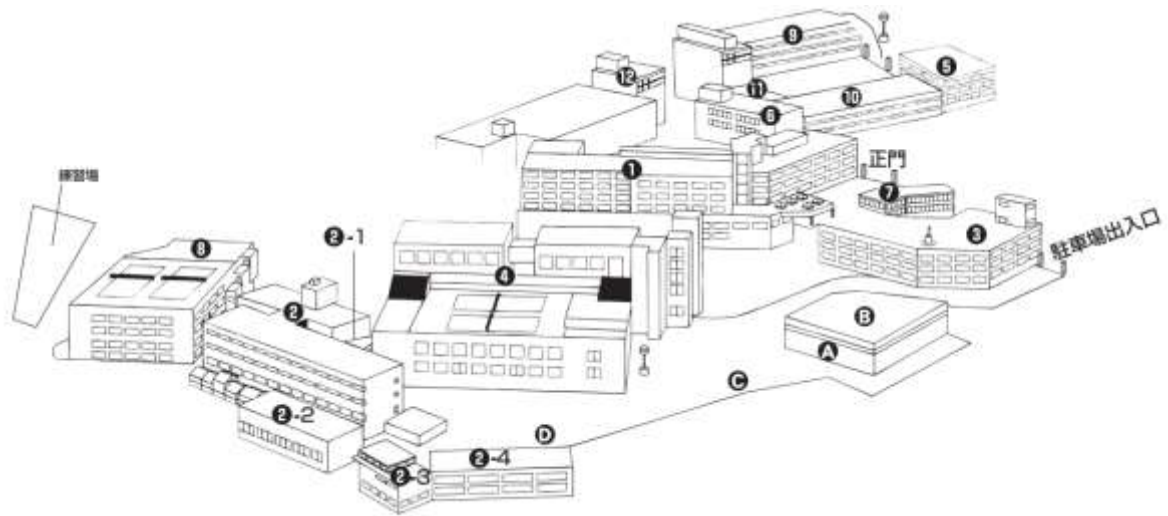
校地や校舎等の施設については、定員 1,000 人に対して大学設置基準に定められている面積を上回る広さを確保している。

校舎・講堂・体育施設の敷地は 53,932 m²で、屋外運動場施設は、丘陵地に整備できなかったため、芦屋浜に 18,210 m²の芦屋学園グラウンドを整備し、合計 72,142 m²を所有している。

校舎等の施設は、講義室・演習室、実験室・実習室、研究室、図書館、講堂、体育施設、を備えている。また図書館（福山記念館新館）、体育館（福山記念館と第 2 体育館）、附置技術研究棟といった施設では、学生及び教職員の研究や教育をサポートしている。

講義室は、240 人規模の大教室が 2 教室、135 人規模の中教室が 3 教室、通常の 60 人規模の講義室が 12 教室、その他にも合同研究室等を含む小教室を備えている。演習室 9 教室、コンピュータ教室は CAD 実習室を含み 6 教室、バレエスタジオを含むスポーツルーム 3 教室、ダンススタジオ、音楽ホール、ピアノレッスン室 22 室、教職実習室、保育実習室、トレーニングルーム、技術科演習室、大学院生研究室も設置している。204 教室はアクティブラーニングに対応できる仕様に改めている。これらの施設は教育研究活動に適切に利用されている。

【図 2-5-1】校舎等建物の配置



① 芦屋大学本館 (5号館)

- 4F ・法人事務局 ・学園総務部 ・入試広報部
国際会議場 ・大学総務部
- 3F ・コンピュータ教室 ・合併講義室 ・講義室
- 2F ・合併講義室 ・講義室
- 1F ・玄関ホール ・学生ホール ・保育実習室
・学部事務室
(学生課・教務課・教職支援課・国際交流課・大学院事務室)
・COMMUNICATION SPACE
・CONCENTRATION SPACE ・就職課
- B1F ・食堂
- B2F ・ピアノレッスン室

② 福山記念館附置技術研究棟

- 3F ・講義室 ・技術科演習室 ・大学院生研究室
・写真実習室 ・魚鱗研究室 ・クラブ室
- 2F ・電気工学実習室 ・製図実習室
・事務室 ・研究室 ・CAD実習室
・コンピュータ実習室 ・美術実習室 ・会議室
- 1F ・自動車工学実習室 ・金属加工実習室 ・工作機械研究室
・栽培学実習室 ・材料実験室
・木材加工実習室

②-1 電子工学特別研究棟

- 2F ・研究室

②-2 生命工学特別研究棟

- 2F ・環境生理学実験室

②-3 音響・振動特別研究棟

- 1F ・振動・音響実験室

②-4 自動車工学特別研究棟

- B1 ・クラブ室

②-5 自動車工学特別研究棟

- 1F ・クラブ室 ・自動車工学講義室 ・自動車工学実験室

③ 8号館

- 3F ・ダンススタジオ
・スポーツ科学実習室 ・芸術文化センター

④ 福山記念館

- 6F ・会議室
- 5F ・カフェ
- 4F ・Aホール ・Bホール
- 3F ・スポーツルーム2・3 ・柔道場 ・屋上テニスコート
- 2F ・スポーツルーム1 ・トレーニングルーム ・音楽ホール
- 1F ・球技場
- B1F ・クラブ室

⑤ 図書館・福山記念館新館

- 4F ・ボクシングクラブ ・Bホール
- 3F
- 2F ・図書館会議室 ・書庫 ・クラブ室 ・図書館コモンルーム
- 1F ・図書館事務室 ・閲覧室

⑥ 教授研究棟 (1号館)

- B1F ・ピアノレッスン室

⑦ 日本文化研究所

⑧ 芦屋学園第2体育館

- 3F ・空手道場
- 2F ・球技場 ・剣道場
- 1F ・スポーツ鑑賞室 ・トレーニングルーム

⑨ 2号館

⑩ 図書館 (4号館)

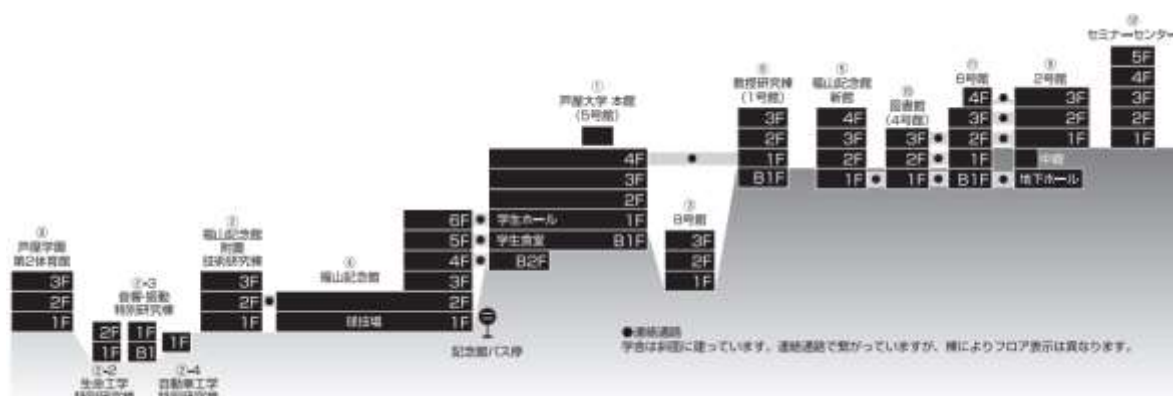
- 1F ・図書館書庫 ・倉庫

⑪ 6号館

⑫ セミナーセンター

- 4F ・教職実習室
- 3F ・ほっとルーム
- 2F ・健康管理センター
- 1F ・カウンセリングルーム

①A 第一 ②B 第二駐車場 ③C 第三駐車場 ④D 第四駐車場



キャンパスの全校舎には冷暖房を完備し、安全で快適な教育研究環境を提供している。また、喫煙所を設置して分煙を実施し、教育研究環境の快適さを促進している。

校舎、建物付帯設備、高圧変電設備、エレベーター、消防設備、廃棄物保管の維持管理については、学園総務部施設管理課が責任を負っている。同課には、電気主任技術者や第一種電気工事士、消防設備士甲種 4 類、消防設備士乙種 7 類、消防設備点検資格者二種及び 1 級電気施工管理者、1 級建築施工管理者が在職し、法令に沿って適切な維持管理に努めている。同課にはまた、数々の建築工事を手がけた職員が配置されており、その職員は経験を活かして施設設備等を維持管理するとともに、改修や改善の要望には計画的に対応している。補修及び点検、緊急の修繕については、状況に応じて専門業者に依頼することもある。

電気設備や給排水や衛生設備や空調設備やエレベーター等の管理業務、そして学内の清掃については専門業者に委託し、日常の教育研究活動が支障なく継続できるように図っている。

消防設備については、消防法に従って年 2 回の点検を実施し、その都度、不良箇所を修理交換している。そして火災予防を徹底させるため、施設ごとに防火責任者を定めている。

12 月に教職員を対象とした消防訓練を実施し避難経路等についても確認した。2 月にはクラブ幹部を対象に消防訓練を実施した。日常の防火及び防犯については、委託警備員が監視し、夜間も機械警備によるセキュリティが保持されている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

無線 LAN は、令和 5(2023)年度 8 月から 9 月にかけて 251・350・351 の機器入替、福山記念館の舞台・球技場・スポーツルーム 3・A ホール・B ホール、本館 (5 号館) の玄関ロビー・国際会議場・保育実習室に設置した。更に、2 月に図書館閲覧室にも設置した。これにより本学の無線 LAN カバー率は、65%となった。

また、本館 (5 号館) 2 階演習室を手軽にワークショップスタイルに変更できるように什器入替を実施、2 月に音楽ホールの改修に伴い LED 照明の設置や、セミナーセンター 4 階にあった保育実習室を本館 (5 号館) に移動し、学生の利便性を高めた。さらに福山記念館地下 1 階の出入口横にある喫煙所にパーテーションを設置し、受動喫煙防止の効果を高めた。

令和 4(2022)年度から導入している「芦屋大学ポータルサイト」の更なる利便性を図る

ために、令和 5(2023)年にアプリの導入を実施、ログインの省略や通知機能等を利用できる事でタイムリーに配信内容を確認できるようになった。

図書館は、大学の教育研究支援のために各学部学科の専門分野に対応した図書・雑誌の充実及びこれら情報資源の効果的な管理運用を図り学術情報基盤としての役割を果たしている。図書蔵書数は、令和 6(2024)年 3 月 31 日現在、181,130 冊、その内教育学の分野の蔵書数は約 35,000 冊を有している。また閲覧室の座席数は、171 席ある。入館者数は、年間延べ 2,630 人であった。

令和 5(2023)年度の取組みとして、各学科の教員によるおすすめ図書を紹介した学科コーナーや館長の著作を紹介した館長コーナー、新着本を紹介した新着コーナーを設置、利用者に興味を持ってもらえるよう工夫した。

選書の際には、教員や学生からのリクエストにも対応し、蔵書構築の充実を図った。本学の蔵書の中には、他大学にはない希少な書籍や貴重な書籍が数多くあるが、利用が促進されるためには、蔵書点検を行い資料の整備をすることが必要である。そのため、令和 5(2023)年 1 月より蔵書点検を行うための作業を実施している。

図書館利用者数の増加を目指し、次の取組みを積極的に実施した。

- ①図書館をより有効に活用する「論文の書き方」の書籍を展示するコーナーを配置
- ②図書館オリエンテーションでは、「すぐわかる！OPAC の使い方」の冊子を作成
- ③図書館の基本的な利用方法と学内での図書検索の方法をわかりやすく説明
- ④図書を借りた冊数で特典をうけられる図書館スタンプラリーを開催
- ⑤授業でも活用できる図書館コモンルームを設置
- ⑥図書館閲覧室に自習のできる机と椅子、ソファを設置し環境整備を実施

また、研究成果公開の取組み促進として、研究委員会と協働し、学術研究及び教育の発展並びに社会に対する貢献を果たすことを目的として、『芦屋大学論叢』を本学のウェブサイトにおいて公開する取組みを継続している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

施設設備の利便性については、バリアフリーの設計思想に基づいて、スロープ、身体障がい者用のトイレ及び駐車スペースをはじめ、各施設にエレベーターを設置し、本学のウェブサイトでも公開しており、関係者が円滑に利用できるように配慮している。さらに自動体外式除細動器(AED)を 4 台設置し、緊急時に備えている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

講義については、履修者数に応じて大規模(100人以上)・中規模(40人～100人未満)・小規模(40人未満)の教室を割り当てている。履修者が想定以上となった場合は、科目の担当教員と教務課とが協議し、授業の分割、複数名による同時授業開講などの対応を実施している。また、授業担当教員からの要望により、授業の進行計画により都度の教室変更にも対応している。

語学、コンピュータ、教職系の科目や、実技・実習・実験の授業では、基本的に予め人数制限を設け、小規模授業を実施している。演習については、少人数の授業に最適な演習

室が用意されている。

教室設備としては、アクティブラーニング（能動的な学び）の対応に、教室什器をキャスター付きの物に入れ替えるなどし、講義が行いやすいように教室の整備も計画的に進めている。また、図書館が大学本館と道を隔てた立地にあるため、図書館2階（福山記念館新館2階）の旧短期大学教室を図書館コモンルームとして開設した。これにより、授業や自己学習などで、図書館と隣接した環境で授業が有効に行える環境を整備した。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

老朽化がみられる建物については段階的に改修を進める計画がある。また、各教室の機器については保守点検を継続的に実施していく。具体的には令和5(2023)年度に研究棟のCAD実習室のコンピュータを改修する予定であったが、利便性を高めるため計画を練り直し、本館のコンピュータ教室3にMac機器を設置、現CAD室にWindows機器を移動し研究棟に20台以上の教室を設置し令和6年(2024)年9月に運用する計画である。また、耐震工事については、令和7(2025)年度より着手する。その他の将来計画としては、令和6(2024)年度に本館2階・3階のエレベーターホールの什器入替を計画している。コロナ禍後の大学の施設開放の一環として、六麓荘町地域との交流の活性化に寄与と卒業生への図書館利用サービスも併せて推進し、地域・社会に開かれた図書館をめざす。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修状況に関する調査としては、授業評価アンケート、学修状況調査、学修満足度調査を実施している。授業評価アンケートは、令和4(2022)年度より導入した「ポータル」を利用して、授業期間終了時に実施している。結果については、各教員がポータルより直に確認することにより、授業の省察と改善に役立っている。

学修状況調査は、全学生を対象に令和5(2023)年5月にポータルより学修環境など37項目の質問を実施した。分析結果は本学のウェブサイト上に公開を予定しており、今後の本学の学修環境の改善に役立っている。学修満足度調査は、全学生を対象に令和6(2024)年1月にポータルより実施した。学修満足度に関する34項目の質問を実施した。これらの結果を各学科の学科会議において議論を深め、今後の指導方針やカリキュラムの検討に活用している。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活に関する学生の意見・要望の把握については、本学では学生課、学生健康管理センター、教育相談所、ハラスメント防止対策委員会を設け運営している。

学生課では奨学金の業務を行っており、経済的支援の相談に対応している。具体的には、日本学生支援機構や地方公共団体などの奨学金情報がタイムリーに学生に伝わるように、掲示板などを通じ情報提供と経済的支援の相談の対応を行っている。また、新入生オリエンテーションや歓迎行事の実施、課外活動への支援、学園祭・スポーツ大会・謝恩会などの諸行事毎に行われる学生会や学園祭実行委員会、キャプテン運営委員会などとの反省会を通じ、学生のニーズを把握する仕組みもある。昨年度まで学生課が実施していた「学生生活実態調査」を、学生の利便性を考え、令和5(2023)年度からはIR推進室がその他のアンケートとまとめて実施。このアンケート結果を参考にし、生活形態の把握や施設設備等についての意見集約に努めた。特に意見が多い食堂については学生部が中心となり、学生会と食堂業者との意見交換会を年2回開催し、価格やメニューに反映させるなど、学生が日々生活する環境の整備・改善も行っている。

学生健康管理センターでは、定期健康診断の実施や体調不良者に対する学生対応を行っている。定期健康診断未受診者についても個々に連絡をし、健康診断の受診を勧めている。教育相談所では専門のカウンセラーが学生の悩みや迷いの相談を受け、メンタルヘルスの充実を行っている。

ハラスメント防止対策委員会では相談員が直接学生の相談を受けるとともに、悩みを抱えた学生が相談しやすいように、匿名でも関係者に相談できる専用メールアドレスも全学生に公開している。このメールアドレスに届いた相談はハラスメント防止対策委員長が判断し、担当部署に対応を依頼している。これにより、対面では相談しにくい学生の意見を受入れるシステムとなっている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学は担任制により、学生一人ひとりの学生生活や修学状況に目を配る体制を整えて対応している。また、全学生を対象に「学修満足度調査」「授業評価アンケート調査」をFD委員会が行っている。調査内容は、授業内容(質・量)、授業進度、学修成果の発表、教室の設備環境等34項目、回答は5件法により実施している。その結果は、日常の授業での指導法や教材、学修環境や支援体制などの学修全般に関する全学的な学生状況の把握を通して、教員の指導支援の向上や教学改善に活用している。

各種調査は、「芦屋大学ポータルサイト」を活用しオンラインで実施しており、多くの学生の意見を汲み上げる努力を行い、その結果や学生の意見などは、学修支援体制、学生生活及び施設・設備の改善に有効に反映していく仕組みが構築されている。

また、教育内容及び教育成果の可視化に向けて、授業評価アンケート結果の公表と活用の促進を図った。各学科では、FD活動の一環として、全学で実施している授業評価アンケートの結果をもとに、とくに評価の高かった授業担当者が後期に公開授業を行い、教員の授業力の向上を図った。授業後には授業担当者や参加した教員からのコメントを収集し、お互いの授業で活用できる授業方法を共有した。

IR推進室では、煩雑な学内調査アンケート関係の集約に取り組んだ。例年各部署様々なアンケート調査が行われ、回答する学生の時間負担の軽減、類似・重複する設問の統一化を行った。引き続き、回答率の向上を目指し、また調査に回答した学生がその結果を正確に把握できる形を整備しつつある。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

学生の意見を汲み上げる方法として、授業評価アンケート、学修状況調査、学生生活実態調査、学修満足度調査がある。結果については芦屋大学運営会議、内部質保証推進会議などでも共有し、課題を明らかにしている。質問項目が整理されていないなどの意見があり、改善していく。学生の意見は多く集まるようになったため、どの部署が対応するかも課題である。これらの各種アンケートについては、複数の媒体を用いていたものを一本化することにより、学生の回答利便性を向上させていく。

アンケートのほかにも、本学の強みである学生との近さを生かせる「大学生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」及び「専門演習Ⅰ・Ⅱ」の担任からの指摘も反映させていく。学生生活委員会などの関連各委員会やケースカンファレンス、学生部との連携をより緊密にし、学生の現状把握に努めていく。

【基準2の自己評価】

学生の受入れにおいては、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを明確に定め、周知している。入学者の選抜も適切な体制のもと厳正に行われており、面接試験や学内で作成した入試問題により、アドミッション・ポリシーに沿った評価と検証が行われている。また、学部学生の受入れ数については、平成31(2019)年度から入学定員を上回り、令和3(2021)年度からは収容定員も充足することができたが、令和4(2022)年度以降は、収容定員を割ることになっている。

学修支援については、教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備を行っている。特に支援を必要とする学生へのサービスについても、きめ細かく実施している。また、受講生の多い科目においては積極的にTA等の活用をはじめとする学修支援も導入している。担任制を採り、学生一人ひとりに応じた対応ができるようになっている。授業を担当する教員はオフィスアワーを設定し、学修支援を行っており、この分野をさらに充実させていく予定である。

キャリアガイダンスについては、学生部に就職課を設置し、インターンシップをはじめとするキャリア教育の支援体制を整備し、就職・進学に対する相談・助言体制も適切に運営している。

教員採用試験受験者にも支援を行っている。教職教育支援委員会が中心となり教職支援課と協力し、通常の講義期間と2次試験直前対策として春季と夏季休暇期間に対策講座を開設している。

学生サービスとして、3階層からなる相談体制を整え様々な相談に対応している。また、健康問題については学生健康管理センターが、私費留学生や海外留学希望学生については国際交流課が支援を行っている。クラブ活動の組織運営や奨学金の申請については学生課が窓口となっている。

教育目的達成のために、学修環境の整備は適切に行われている。図書館には専門書をはじめとする蔵書があり、閲覧席も確保されている。実習を行う授業に必要な実習室が配置され、実習器具も準備されている。コンピュータ教室をはじめ、学生が自由にコンピュータを使える COMMUNICATION SPACE、CONCENTRATION SPACE を設けている。ノーマライゼーションの観点から、校内を整備し、よりバリアフリー化をすすめるとともに、授業を行う教室は受講生数に応じて適切に運用している。施設の老朽化や故障などを積極的に改善していく予定である。

学修支援、学生生活、学修環境に関する学生の意見要望については、授業評価アンケート、学修状況調査などで把握を行っている。また、担任に直接要望が伝えられることもあり、諸課題の解決につなげている。

以上のことから、本学は学生一人ひとりに寄り添った手厚い学生支援を行っているといえ、基準 2 を満たしている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

ディプロマ・ポリシーは、建学の精神に基づく本学の使命・目的を踏まえ、大学・学部・学科それぞれで、次年度の学則カリキュラムを検討する際に毎年検証を行っている。ディプロマ・ポリシーは各学科会議で審議された後、教務委員会を経て芦屋大学運営会議において決議され、学部教授会で報告される。ディプロマ・ポリシーを含むその他のポリシーと合わせて、教育目的は本学のウェブサイト、『学生便覧』、入学前教育で配布する冊子、履修登録説明会や学内掲示板への掲示などを通して、幅広く且つ積極的に学内外に公表し周知している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

学部

学部・学科のディプロマ・ポリシーを踏まえて、単位認定基準、進級基準と卒業認定基準を策定している。単位認定基準及び卒業要件については、入学時に学生に配付される『学生便覧』の「芦屋大学学則（抄）」第 5 章に明記している。『学生便覧』は本学のウェブサイトで、保護者や高校生なども閲覧できるように一般公開している。また、毎年度初めに実施される履修登録説明会においても、卒業要件について学生に周知徹底している。併せて「WEB シラバス」においても、各科目の「成績評価」の方法と基準を明記している。

大学院

大学院においても、『大学院便覧』の「芦屋大学大学院学則（抄）」第 3 章に明記している。また、毎年度始めに履修登録の説明会及びガイダンスを行い、修了認定の基準を周知している。その際、教員と職員の連携のもとで大学院生の単位修得状況を把握し、履修指導と研究指導の修学支援を実施している。成績評価についても、「WEB シラバス」の科目別授業概要に「成績評価」の方法と基準を明記し周知している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

学部

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準については、「芦屋大学学則」第 5 章（卒業要件、資格取得、単位及び学士号）に示されるように、学校教育法ならびに学校教育法施行規則、大学設置基準、学位規則に則り設定し、厳正に適用している。卒業要件についても履修説明会で学生に周知徹底し、併せて「WEB シラバス」では各科目の成績評価方法

を明記し、公正な成績評価を行っている。

進級については、2年次終了時の合計修得単位が24単位未満の学生には、3年次に進級できない留年措置としている。

定期試験受験については、「芦屋大学学則」第5章と併せて、『学生便覧』の「学生生活の手引き」2.授業について、5.試験について、6.試験に関する注意事項、7.成績評価について、の各項に記載するとともに、上記と同じく履修登録説明会や各授業において、また担任により常に周知し、厳正に適用している。

また、学修成果の客観的な指標として、GPA (Grade Point Average) 評価を導入している。学生は、各学期の学業成績表でGPAを確認することができる。各学期のGPAを比較することで、学生が自己の履修を管理し、学修成果がどのレベルに位置するかを把握し、さらに意欲的に勉学に取り組むことが期待される。GPAは、個別の学修指導にはもちろん、特待生継続審査や奨学金採用審査の選考基準としても活用される。このことは『学生便覧』に明記し、周知している。

卒業判定については、在籍期間を満たし、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した学生に対し、学部教授会の議に基づいて卒業を認定している。

このように、単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準は適切に定められ、周知のうえ、厳正に適用されている。

大学院

大学院における修士論文及び博士論文の審査方法と基準については以下のように厳格化し、本学のウェブサイト及び『大学院便覧』において公表している。

学位論文の審査方法と基準について

1. 審査委員の体制

- ・大学院委員会は、学位論文申請者の修学状況等基本要件を確認した上で、論文審査委員会（以下審査委員会）を設置する。
- ・審査委員会は、3人以上の審査員（主査1人と副査2人以上）によって、論文審査と口頭試問による総合評価を行う。
- ・必要あるときは他の大学院若しくは研究所等の教授その他の者を学位審査委員会に加えることができる。

2. 審査の方法

- ・授与する学位の種類は、修士（教育学）、博士（教育学）を基本とするが、申請論文のテーマや内容が極めて学際的な場合、修士（学術）、博士（学術）とすることがある。学位の種類は、審査委員会の議により大学院委員会で決定する。
- ・博士論文は、受理した後、1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の事情があるときは、大学院委員会の議決を経て、審査期間を延長することができる。
- ・修士論文は在学中に提出することとし、学期末までに審査を終了する。
- ・博士の試験は、論文審査終了後に、筆記又は口頭試問で行う。
- ・博士の試験においては、論文の内容のみならず、これに関連ある専門分野の学識者及び

研究者として自立して研究活動を行い得る能力、又はその他の高度に専門的な業務に従事する能力について審査する。修士の試験は、論文の内容を中心として学識及び研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力について、審査するものとする。

合否判定手続き

- ・審査委員会が合格と判定した者は、大学院委員会が設定した論文発表会において論文発表・質疑・応答を行ない評価する。
- ・そのうえで、大学院委員会で論文を回覧し、審査委員会主査が審査結果を報告し、委員会出席者の3分の2以上の賛成をもって合格とする。

3. 学位論文の審査基準

(1) 博士学位申請論文の審査基準は以下である。

- ①問題意識が明確で、専門的研究として学術性の高い課題が設定されていること
- ②先行研究が適切に引用され、その再検討が十分にされていること
- ③文献資料・事実に基づき、調査が十分になされていること
- ④研究内容及び論旨が明瞭であること
- ⑤文章の表現、引用、注などが適切で、学術論文としての体裁が整っていること
- ⑥適切な研究方法が施され、研究目的・内容に即していること
- ⑦分析・考察に独自性がみられること
- ⑧研究内容が独自の学術的貢献を有するものであること

(2) 修士論文審査基準は以下である。

- ①明確な問題意識をもったオリジナリティのある研究か（独創性）
- ②正確・適切な文章表現で、論証・実証がきちんとなされているか（論理性）
- ③先行研究の検討、研究の方法・調査は妥当か（研究方法）
- ④口頭発表では効果的かつ説得力のあるプレゼンテーションができたか（表現力）
- ⑤質疑応答では適切な対応ができたか（応答力）

4. 学位授与の決定

最終的な学位授与については、学位論文の審査に合格した者に対し、修学状況及び関連する専門分野等の学力・学術的業績を審査して、大学院委員会において判定する。

前期後期の課程の具体的指導体制については、前期課程の修士論文指導は、1年次の段階で論文の中間報告を公開発表の形で行い、翌年度には仮審査を実施し、研究論文の提出まで継続的に指導している。仮審査においては、主査1人副査2人による口頭試問により、本審査用論文提出に向けてきめ細かい指導を行っている。

本審査においても主査1人副査2人による口頭試問を行う。本審査の結果は、大学院委員会において論文審査の報告を行い、単位修得、論文の合否、そのほか学会等での研究者としての評価を大学院委員会の議を経て学長が修了を認める。したがって、大学院においても認定基準は組織的に策定され、厳正な運用がなされている。

後期課程の博士論文指導についてもおおむね修士論文と同様であるが、3年の基準在学期間内に博士論文を完成させることができず満期退学に至る者も見られる。そこで、仮論文提出を促し、その論文をもとに主査1人副査2人による集中的な指導を行うことで、期間内に学位取得に至るよう努めている。

博士学位請求論文が本審査を通過した後、指導の一環として学内各教員・院生を前に公開発表会を実施し、その後、博士論文としての認定を大学院委員会で評決し、学会活動や関係著作等を加味し、学長が博士学位取得を認める。

なお、近年、論文博士授与の例も見られるが、その審査・指導は課程博士に準じて実施している。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

学部、研究科ともに、単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準は明確化され、その厳正な適用は組織化・構築化されている。引き続き、学生がディプロマ・ポリシーに基づいた卒業認定や評価の基準を十分かつ明確に理解した上で計画的に学修ができるよう、『学生便覧』への記載と活用方法について教務委員会にて検討し、情報提供と指導体制の強化に努める。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

「基準項目3-2を満たしている。」

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学の学部・研究科のディプロマ・ポリシーを実現するために、カリキュラム・ポリシーは、建学の精神に基づく教育目的を踏まえて策定している。カリキュラム編成は、基礎教養科目から専門教養科目の学部共通開設と各学科開設科目の必修及び選択科目を体系的に配置し、学科別の履修系統図において、学びの段階が把握できるように明示している。

また、大学のカリキュラム・ポリシー「知的発達・身体的発達・社会的発達を人間力の向上と捉え、建学の精神と実践綱領に則り、初年次から一人ひとりの学生を支援する教育体制を整える。これを踏まえて専門的知識の修得・行動力・思考力・判断力・技能・問題解決力を身に付け、個性と長所を発揮する力を養成できる教育課程を編成する。」を基準として、学部・学科それぞれのカリキュラム・ポリシーへ展開されている。

作成されたカリキュラム・ポリシーは、『入学前教育課題』冊子に掲載しているほか、全

学生に『学生便覧』とともに配布され、ガイダンスや毎年の履修登録説明会を通して周知している。学外に対しては、本学のウェブサイトの情報公開により周知している。また、カリキュラム・ポリシーの策定については、毎年各学科において次年度の学則カリキュラムを検討する際に、見直しが行われている。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは、専門知識の習得とそれを生かす力を重視している点で一貫している。各学科のディプロマ・ポリシーとして、「知識・理解」、「汎用的技能」、「態度・志向」、「統合的な学習経験と創造的思考力」を定めているが、これらの能力を身につけるため、具体的カリキュラム・ポリシーに沿ってディプロマ・ポリシーは設定されている。

さらに、専門知識を身に付けるための専門教養科目が学部・学科で配置されるだけでなく、ディプロマ・ポリシーに定める4つの能力を身につけるため「大学生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」を1・2年次に設定している。3・4年次に研究や調査を行う場である「専門演習Ⅰ・Ⅱ」と「卒業論文」も必修化されている。

本学のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは、建学の精神に基づく使命・目的を踏まえ策定されており、一貫性が確保されている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

学部

本学では、学部・学科のディプロマ・ポリシーに合わせてカリキュラム・ポリシーを定め、教育課程を体系的に編成している。

【臨床教育学部教育学科】

教育学科のカリキュラム・ポリシーでは「1・2年次には専門領域を学ぶにあたって知っておくべき基本的な知識を修得する科目を履修する他、基礎教養科目、学部共通科目、及び外国語科目、保健体育科目を履修する。3年次にはゼミ（演習）を選択し、一人ひとりが学問的課題を設定し、課題解決に必要な思考力・判断力・表現力の基礎を身につける。また、主に専門教養科目を履修し専門性を深めていく。4年次には必須である卒業論文の作成に取り組むことを通して、主体的に研究すること、偏見無く多面的論理的に課題に取り組むこと、成果を適切に表現することを学ぶ」となっている。

この学びを実現するために、1・2年生での「大学生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」における活動を取り上げると、1) 学科教員が推薦する図書についてまとめた『読書案内』を作成し、1年生に配布し読書の推進を図った。2) 卒業生を外部講師として招聘し、将来の就職活動につなげるための講話を行った。3) 2年生では、教育学科の授業や特徴についてグループで調査したことをポスター作成し、学園祭で発表させた。4) 基礎学力の定着を目的として取り組んでいる e ラーニングシステム「A ドリル」を令和5(2023)年度も活用し、確認テストにおいて全単元70点以上を取ることを目標として、すべての学生の取組み状況を明らかにし、細やかな指導を実施した。5) 論文作成能力を向上させるため、「教育学科ライティンググループブック」を作成し、レポートの評価基準を明確

にするとともに、2年生「キャリアデザインⅠ」の授業内で作成したレポートについて学生同士で評価を行わせた。

さらに「専門演習Ⅰ・Ⅱ」での活動についても、地域連携活動や学外でのゼミ研修を行うなど、学生の主体的な学びを促し、専門知識の習得とその活用方法についても身に付けていけるような活動を積極的に取り入れている。

例年開催している卒業論文発表会は、4人の代表者が発表を行った。発表を2年生全員に聴講させ質疑応答も行い、積極的に卒業論文作成の意欲を高めている。このように、学科として基礎的な学力の向上をベースに、より専門的な学習や研究に取り組めるように指導している。

【臨床教育学部児童教育学科】

臨床教育学部児童教育学科では、本学科の特徴である少人数制を最大限に活かし、単に教員免許や保育士資格の取得を目指すのではなく、卒業後に保育・教育の現場で即戦力として活躍できる人材の育成を目指している。そのため、ディプロマ・ポリシーに掲げる「子どもの心身の発達に関する幅広い知識」と「教育・保育に関する専門的知識」、「現場で必要とされる実践力」と「コミュニケーション力」、「教員、保育者としての態度・志向」を獲得するためのカリキュラムを策定している。

幼児教育コースでは、1年次の「保育内容指導法Ⅰ」で本学附属幼稚園における保育体験実習を行い、園児と触れ合い、保育者の姿を間近に見学することで、学びの高揚を図っている。また、1年次後期「キャリア基礎」では「赤ちゃん先生」を招聘し、学生が乳幼児と触れ合い、母親から子育てや子どもの成長について話を聞く機会を設け、保育への理解と関心を深めている。

初等教育コースでは、2年次に「学校インターンシップ」を実施し、芦屋市立小学校で毎週2時間、小学校の授業を参観するだけでなく、実際に子どもの支援をすることを通して教師の仕事を模擬体験し、大学での学びと学校現場での学びをつなげ、教師としての資質・能力の育成を図っている。

また、2年次「キャリアデザインⅡ」では、幼稚園、小学校、特別支援学校、保育所、施設での実習経験を下級生に語る「実習報告会」、本学を卒業後、幼稚園や保育所、小学校、特別支援学校に勤務している先輩から話を聞く「卒業生に学ぶ」をシリーズで開講している。現場で活躍する先輩から仕事の話聞き、在学中にしておくべきことなど具体的なアドバイスを受けることで、教員や保育者になる目標をより明確にする機会となっている。

令和5(2023)年度も幼児教育コース、初等教育コースともにカリキュラムのスリム化、学年配当科目の平準化を図った。

【経営教育学部経営教育学科】

経営教育学部経営教育学科では、建学の精神「人それぞれに天職に生きる」のもと、生き方や職業に関する情報を積極的に提供し、学生に気づきと行動を促すキャリア教育を重視した教育課程を編成している。1年次には、「現代教育学入門」「経営学入門」「経営学基礎論」「環境教育」「簿記入門」「観光地理学」「自動車工学基礎」「バレエ概論」「舞台表現基礎」等の科目を通して、経営・教育分野において必要な基礎知識を学修し、上級年次

の専門分野に対応できる教育課程を編成している。2年次には、「経営管理論」「キャリア開発論」「経営史」「経営戦略論」「人間環境概論」「人間環境論」「情報処理技法Ⅰ（表計算）・Ⅱ（文書表現）」「情報リテラシー」「ブライダルビジネス論」「観光サービス論」「環境ツーリズム論」「機械工作・計測実習Ⅰ・Ⅱ」「自動車工学実験実習Ⅰ・Ⅱ」「バレエ創作論」「アーツマネジメント」「舞台ビジネス論」等、個々の興味ある専門分野を意識した学修を行い、専門分野以外の科目も幅広く履修できる教育課程の編成している。3年次には、「経営者論」「環境経営論」「経営組織論」「マーケティング論」「システム設計Ⅰ・Ⅱ」「WEB解析概論・WEBデザイン概論」「情報科学」「国際経営論」「環境保全管理学」「旅行関連事業概論」「航空事業概論」「エネルギー変換工学」「電気電子工学」「バレエ指導方法論」「バレエ実践」「古典バレエ作品論」等を通して、専門的な知識・技能を深めながら、情報収集・分析をする能力を学修すると共に、社会の問題・課題に取り組む姿勢を身につける為の教育課程を編成している。4年次には、「企業内教育論」「ネットワーク技術」「観光自然学」「自動車法規と検査」「バレエ演出論」「バレエ教育方法論」等の幅広い教養と専門的な知識・技能に基づいた研究・報告をする能力を修得し、社会的自立を図るために必要な能力を養う為の教育課程を編成している。また、学科内の科目や各教員が担当する専門演習を通し自らの資質を向上させ、社会的、職業的自立を図るため必要な能力を養うことができるような教育方法・学修方法を考慮した教育課程を「教職教育」と「キャリア教育」の分野に分けて、体系的に編成している。

【全学科共通】

・シラバスについて

本学では、令和4(2022)年度より導入した「芦屋大学ポータルサイト」上でシラバスの作成・検索・閲覧が可能になり、教員・学生双方の利便性が向上した。シラバスには、授業の方法、概要、到達目標、事前・事後学習（所要時間を含む）、授業計画、課題等へのフィードバック、成績評価、教科書、参考文献、担当教員の実務経験の有無及び科目との関連性、オフィスアワー、ディプロマ・ポリシーとの関連性、を明記するよう定めている。シラバスの作成にあたっては、授業担当教員への「シラバス作成要項」の配付に加え、シラバス作成のためのFD研修会を実施し、記載事項の統一について周知徹底している。シラバスの点検については、FD委員会の指示のもと、作成者が全項目について記載が完了しているかセルフチェックし、不備がある場合は指定の期日内に修正することで効率化を図っている。以上の取組みにより、シラバスは適切に整備されている。

・履修登録単位数の上限設定について

学則第7条に定めるとおり、本学における年間総履修単位数の上限は48単位である（ただし、教職課程履修者についてはこの限りではない）。また、2年次終了時、取得24単位未満の場合、3年次に進級することができない。また、令和3(2021)年度より「CAP制」を導入し、GPAが一定の基準を下回る学生については、次の学期の履修単位数に上限を設けている。各科目に必要な予習・復習の時間を考慮し、無理な履修登録を避け、計画的で着実な履修を促すことが目的である。以上のことは、『学生便覧』に明記されており、「大学生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」や「専門演習Ⅰ・Ⅱ」にお

いても、各担任が指導している。

・「芦屋大学論文プレゼンテーション大会」

本学は卒業論文を必修科目に位置づけ、重要視している。学生の卒業論文への取組み意識を高めるため、大学全体で「論文プレゼンテーション大会」を行い、優秀な成績を収めた学生には学長賞、ベストプレゼン賞を学位記授与式で授与している。

令和 6(2024)年 2 月 17 日に国際会議場において「令和 5 年度第 15 回芦屋大学論文プレゼンテーション大会」を開催し、3 学科の代表計 5 人と大学院代表 1 人の計 6 人が発表を行った。学長、副学長をはじめ各学科の教員 1 人が審査員となり、学長賞、ベストプレゼン賞の学生を選出した。

この大会に先立ち、教育学科では令和 6(2024)年 1 月 31 日に「卒業研究発表会」を行い、4 人の学生が研究成果を発表した。児童教育学科では 1 月 26 日に「卒業論文発表会」を開催し、7 人が卒業研究・卒業論文、5 人が卒業演奏の発表を行った。経営教育学科では 1 月 31 日に「卒業論文発表会」を行い、8 人の学生が研究成果を発表した。

大学院

研究科では、建学の精神と大学院の目的に基づいて、カリキュラム・ポリシーに即して、横断的・体系的に教育学の理論と実践及び教授法・指導法を学問的に研究することができるよう配慮し、特に、教育研究における理論と実践の統一を図ることを目指している。授業科目は「芦屋大学大学院学則」別表に示すように、教育学、心理・特別支援、技術教育、保健体育・スポーツ教育、現代教育の 5 コースに編成している。

各専修免許教員養成課程においては、学校教育現場の具体的諸問題を臨床教育的立場から研究し学校教育に生かすことを重視した編成と教育を展開している。

令和 3(2021)年度からは、研究方法の深化、研究力量の向上、研究倫理の認識などを目指して、大学院両専攻共通に「教育学研究方法」2 単位を必修とした。研究指導においては、入学時に、オリエンテーションや新入生歓迎会で、全教員による研究の在り方に関する講話をすることを慣例にしているなど、教員によるきめ細かい研究指導、教員全体による集団的指導体制を重視している。

1 年次の段階では、修士論文の中間報告を行い、翌年度には仮審査を実施し、修士論文の提出まで継続的に指導している。修士論文発表会は 1 年次生も含めた研究指導の場として位置づけ、テーマ設定、オリジナリティ、論証・実証性、妥当性、研究倫理、プレゼンテーション力などを審査指導し、各学生の評価をきめ細かく行い、優秀者を選出して研究へのインセンティブを高めるようにしている。

技術教育関係では、芦屋学園中学校・高等学校と連携して、教授研究を進めて成果を上げている。さらに大学院生の教授能力養成をめざして、TA 制度を導入している。

博士後期課程は、指導教員による博士論文作成指導が中心であるが、教育力・指導力の育成のため、博士前期課程の授業へも積極的な参加を促している。

3-2-④ 教養教育の実施

令和 5(2023)年度より基礎課程検討委員会を活動再開させ、令和 6(2024)年度からの改編に向けて基礎教養科目の内容を再検討した。基礎課程検討委員会の趣旨は、基礎教養科目の教育効果、効率性を高めることを目的とし、各学科と連携し、改革の素案をまとめ、教務委員会に提出することである。令和 6(2024)年度からの主な変更内容として、全学部・学科共通の基礎教養課程科目を「自然科学分野」「社会科学分野」「人文科学分野」「各学科が必要と考える基礎科目」の4分野に分け、学問をカテゴリー化し、体系的に履修できるように科目を設定した。「自然科学分野」には「生物学入門」「数理入門」「物理学入門」を設定した。「社会科学分野」には「経営学入門」「社会学入門」「経済学入門」を設定した。「人文科学分野」には「倫理学入門」「心理学入門」を設定した。各学科が必要と考える基礎科目には「スポーツ教育学入門」「経営学入門」「児童教育入門」を設定した。令和 6(2024)年度以降も検討、改革を継続的に行う予定である。

また、外国語科目、グローバルラーニング科目群についても検討し、改革担当者が素案を本委員会に提出、本委員会です承する形をとるようにした。語学科目の変更については、令和 4(2022)年度に抜本的に改革を実行し、おおむね問題なく履行することができた。令和 6(2024)年度開講に向けて、必修の「A」・「B」科目以外の英語科目の変更を行った。変更の趣旨は必修の「A」・「B」科目の次の中級レベルの科目群を設置することであり、「読む・聞く・書く・話す」の4技能に加え、資格試験対策や、各学科やコースからの要望にこたえる形で科目設定を行った。加えて、プレゼンテーション能力、ディベート、ディスカッション能力の向上に特化した科目も設置した。それらの多くの科目は開講年次を1年生とし、学ぶ機会を広げた。グローバルラーニング科目としては、異文化理解、異文化共生、留学準備、留学事後指導、などの科目を新たに設置し、それらは広くグローバル社会でリーダーシップを発揮できる人材育成の一環としてのねらいがある。また、同時にそれらの科目は令和 6(2024)年度から開設する副専攻「グローバル・スタディーズ」コースの推奨科目となっている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

学部

教授内容や方法の工夫・開発・改善については、各学科会議・コース会議での検討のほか、FD委員会が中心となってFD研修を実施し、組織的な取り組みを行っている。

【臨床教育学部教育学科】

令和 5(2023)年度の学科全体での取り組みとしては、新しく専門必修科目「教育学研究法」を開講した。この科目は教育学科専任教員がオムニバス形式で行う科目で、3年より始まる専門演習（ゼミ）にスムーズに導入できることをねらいとした科目である。各授業担当において教員の専門性や研究方法について解説をするとともに、研究方法の基本や研究倫理についても講義した。

また令和 4(2022)年度に引き続いて教育学科のFD活動の一環として、全学で実施している授業評価アンケートの結果をもとに、とくに評価の高かった授業担当者が後期に公開授業を行い、教員の授業力の向上を図った。授業後には授業担当者や参加した教員からのコメントを収集し、お互いの授業で活用できる授業方法を共有し、授業力の向上に努め

た。

【臨床教育学部児童教育学科】

教授方法の工夫・開発と効果的な実施の具体例として、「児童教育学総論Ⅰ」では、毎回授業後半に課題を出し、小グループによる討議、その後全体発表を行い、学生の学びを深めた。「生活概論」や「初等教科教育法Ⅴ（生活）」においては、学生が受け身となる授業スタイルではなく、学生が主体的に課題に向き合い、自分の考えを付箋に書き、大きな画用紙にその付箋を貼り、グループで意見交流する活動や、調べたことをパワーポイントにまとめ発表・協議することで、主体的・対話的で深い学び（アクティブラーニング）を実現した。

教育実習や保育実習の事後指導では、実習で学んだことだけでなく、今後、卒業までどのように学びを深めるかについて発表を行った。

また、幼稚園、小学校、特別支援学校、保育所、施設での実習経験を下級生に語る「実習報告会」を実施したほか、幼稚園、小学校教育実習については振り返りを模造紙にまとめ、学内に掲示した。学内掲示板を利用した学修成果の発表は、学内外への情報発信にも繋がった。

1月下旬に卒業論文発表会を実施し、各ゼミの代表が研究成果を発表した。令和5(2023)年度は、4年生だけでなく、2年生、3年生も多く発表を聞くことができ、今後の卒業研究に向けての参考とすることができた。

大学での授業以外の取組みとしては、今年度も大阪府や兵庫県の教育委員会と連携し、小・中学校の学校行事（自然学校や修学旅行）の引率や「学童保育」など、体験を通して子どもとの関わりを学ぶ機会を学生のニーズに合わせて提供した。

児童教育学科では、複数免許・資格の取得を希望する学生が多いことから、学科独自の教育課程一覧表を作成し、学生が計画的で着実な履修ができるよう支援している。特に、保育士課程では複数回の実習が必要となるため、『保育実習・幼稚園教育実習ハンドブック』を毎年改訂し、学生に配付するとともに、きめ細かい指導を行っている。

学科会議では、学生の情報を学科教員全員で共有し、きめ細かいサポートを行う体制を整えている。特に複数担任制で行っている1年次の「大学生活入門」「キャリア基礎」、2年次の「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」については、学生対応や授業計画についても綿密な打ち合わせを行い、少人数制ならではの指導を行っている。

また、FD活動の一環として、授業評価アンケートの評価が高かった教員が公開授業を行い、教員が互いに見学することで授業力の向上を図った。

なお、臨床教育学部では、毎年度末に『教育ジャーナル』を発行し、優秀卒業論文抄録、学生による実習報告など、学生の学修成果を紙面と本学のウェブサイトにて公開している。

【経営教育学部経営教育学科】

経営教育学科では4コース2専攻の教育内容を充実させるために、令和4(2022)年度に引き続き科目等の見直し・再編を行っている。教学改善では、FD研修や学生・教員の授業評価を通じて、主体的・対話的な深い学びを遂行できるように授業改善を行っている。

基礎学力を充実させるために、入学前教育ではeラーニング「Aドリル」を利用して5教科の学力の充実を継続して図った。また、記述力や思考・表現力を高めるために、課題作文の添削指導を行った。一方、初年次教育「大学生活入門」や「キャリア基礎」では、ノートの取り方、図書館利用など、大学での学びを支える基礎技能の充実を図るとともに、多様な学生がコミュニケーションを深めるためのコミュニケーション演習、大学生活で必要となるレポートの書き方を充実させた。他方では、3年次以降の「専門演習Ⅰ・Ⅱ」に向けて、2年次の「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」では担任指導やコース別授業を展開した。また、後期終了時に卒業論文発表大会を企画し、1・2年生全員に聴講させた。このことにより、卒業研究への関心や意欲を高め、各自の専門性を意識させる活動を行った。3年次及び4年次の「専門演習Ⅰ・Ⅱ」では、株式会社ANA総合研究所やJT（日本たばこ産業株式会社）との「産学連携講座」、各教員の専門性と地域連携を念頭に「公演事業研究・振付」のイベント等を実施した。以上のように、学科を挙げて、学生の知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む態度を養う教学改善を実施している。

【全学科共通】

1年次の「大学生活入門」「キャリア基礎」では、学科ごとに特徴のある授業を展開したり、各担任が学生を個別にフォローしたりする学科別の授業と、全学科合同での授業形式で実施している。全学科合同の授業においては、年間を通して様々な分野の有識者を本学に招いている。令和5(2023)年度「大学生活入門」の全学科合同の授業では、「選挙権について」「感染症予防」などのテーマを取り上げた。また、「キャリア基礎」では、「情報リテラシー」「税金について」などのテーマを取り上げた。これらの科目では、一般的な初年次教育に関する内容に加えて、現在の社会問題や、近い将来、学生にとって直接関係する事柄などについて、有識者から直接話を聞く機会を設けている。このような多様な有識者による授業を通して、学生が社会の構造について深く理解し、現在の社会問題とその解決策について考える機会を提供している。

大学院

研究科への入学生は、学部からの直接の進学者、現職教員、社会人、留学生などさまざままで、必ずしも一律の指導がそぐわないのが現状である。そこで、各学生の状況に応じたきめ細かい指導を行い、修士論文作成・学位取得を支援している。

小規模大学院の利点を生かして、教育学専攻（博士課程）、技術教育（修士課程）が合同で、全教員がかかわる研究指導や科目の相互乗り入れなど、様々な院生の相互研鑽を配慮して教育を進めている。

博士後期課程については現職教員が多く、研究テーマは体験に基づく独自性がみられ、個々のスタイルを尊重し、柔軟に指導している。修士・博士ともに学会活動の経験を重視することとし、指導教員とともに共同研究などとして学会において発表することを推奨している。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

教育課程については学科単位での再検討を継続していく。基礎教養科目については、令和 5(2023)年度より基礎課程検討委員会において見直しを行い、これからも引き続き、学習効果を高めることを目指して検証、検討、改革を続けていく。

全学部学科共通の専門教養科目（選択）の英語系科目、各学部学科独自の英語系科目については、令和 6(2024)年度から改め、今後さらに芦屋学園高等学校国際文化科からの内部進学者の海外留学などの希望に対応するため、全学部共通の英語のインテンシブ・クラスの開講を目指す。

履修系統図とシラバスについては、ディプロマ・ポリシーに加えカリキュラム・ポリシーとの関連も明示できるものに改善する。カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を明確にすることを目的に、科目ナンバリングの導入に向けて検討を続ける。また、FD 委員会においては、これまで蓄積されてきた教授法の工夫・開発と効果的な実現について、教員が個々の振り返りを行い、その方向性を整理し明確にすることができるティーチング・ポートフォリオの構築を目指す。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行うため、アセスメント・ポリシーを令和 3(2021)年 4 月に策定した。このポリシーは機関レベル（大学レベル）、学部学科レベル（学位プログラムレベル）、授業レベルで設定し、三つのポリシーに対応するよう機関レベル（大学レベル）では「入学前・新入生」「在学生」「卒業時・卒業後」の区分を、学部学科レベル（学位プログラムレベル）では「入学後」「在学中」「卒業判定・卒業時」の区分を置いている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果としては、機関レベル（大学レベル）では学位授与率、卒業判定、標準修了年限内の卒業率、進学率、就職率、卒業時アンケート調査、卒業後アンケート調査を、学部学科レベル（学位プログラムレベル）では、資格・教員免許取得状況、卒業単位修得状況、卒業論文評価を、それぞれ検証のための指標にして点検することになっている。

卒業判定会議は学部教授会で行われ、すべての専任教員が修得単位数を含め情報共有している。ディプロマ・ポリシーと関連度の高い卒業論文の評価については、令和 3(2021)年 4 月に「卒業論文評価基準の指針」を定め、評価の公平性を図っている。

学位授与数及び授与率は本学のウェブサイト、進学率、就職率等については IR 報告書に記載され、各学科の IR 委員が学科会議で報告し、学科会議で課題について検討がなされている。

カリキュラム・ポリシーを踏まえた学修成果としては、機関レベル（大学レベル）では GPA・成績分布表、休学率、退学率、学生生活・学修に関する調査を、学部学科レベル（学位プログラムレベル）では、履修登録状況、出欠状況、修得単位状況、進級状況を、授業レベルでは各授業の到達目標、成績評価、授業評価アンケート調査、出欠率を、それぞれ検証のための指標にして点検することになっている。

GPA の適切な運用のため、「成績評価における『GPA 等』の客観的な指標の算出について」を令和 3(2021)年 4 月に策定した。GPA を用いた学修状況調査は「学修成果 2022 年報告書（2021 年度）」に公開し、度数分布も記載している。休学率、退学率は IR 報告書に記載し、休学者・退学者への対応は、学長主導のもと検討を開始している。学生生活・学修に関する調査は「学修状況調査」にまとめられており、学科で検討する基準となっている。本調査では学生自身による自己評価を数値化している。履修登録状況、出欠状況を教務課が管理し、必要に応じて各担任に伝えている。

4 年間の学修成果を可視化するために、令和 2(2020)年度よりアセスメントテスト（PROG テスト）を導入し、1 年生を対象に実施した。4 年次に再度同テストを実施し、成長の度合いを評価・可視化することを目的としている。アセスメントテスト（PROG テスト）の結果をもとに 1 年生が作成する『自己探求ノート』を教員間で引き継ぐことで学生一人ひとりの強みと課題を共有し、進級の際に担任が変わっても切れ目なく指導できる体制を強化している。

授業改善につなげるための授業評価アンケートはほぼすべての授業科目について、毎年 2 度実施している。教員用アンケートと学生用アンケートからなり、教員の自己評価と学生からの評価が比較できるようになっている。教育学科及び児童教育学科では学生からの評価が高い教員の授業見学を行い、学科会議で授業への取組みを検討した。

教職教育は本学のひとつの柱となっているが、教職課程科目についての学習内容や理解度、教職に関する諸活動を学生が自己点検・評価するための『履修カルテ』を作成させ、教職支援課にて管理している。この『履修カルテ』は学習面・諸活動面それぞれについて、指標に対する到達度を自己評価できる内容としている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行うため、前述のアセスメント・ポリシーを策定し、学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善のためにフィードバックしている。具体的には、各指標の数値データを教学支援部、IR 推進室、FD 委員会において整理し、評価結果を定期的に学部教授会、学科会議、FD 研修等の場を活用して、全専任教員にフィードバックしている。IR 推進室においては各データを蓄積・公表し、必要に応じて分析を行い、各学科所属の IR 委員が学科会議で説明を行っている。学修成果点検の一例として、卒業論文においては、ディプロマ・ポリシーの達成度を把握できるように評価する指標「卒業論文評価基準の指針」を令和 3(2021)年度に策定し運用している。この指標により、学修成果を確認し、必修科目である卒業論文の単位を認定している。また、優秀な卒業論文については各学科の卒論発表会及び大学の「論文プレゼンテーション大会」を開催し、学修成果の発表の場とするとともに、下級生にとっては卒業

論文の到達目標を理解する場となっている。卒業論文の単位を含め、学生が修得したすべての単位により 4 年間の学修成果を確認し、学部教授会で卒業判定を行っている。在学中の履修単位、学修上の課題、学修成果の自己認識については、担任が「大学生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」「専門演習Ⅰ・Ⅱ」等で個別面談を行い、指導にあたっている。GPA は入学後の特待生継続の判断材料として、また CAP 制の基準としても活用している。このように、点検結果のフィードバックを通じて、進級や卒業に問題を抱えることが懸念される学生への学修指導の改善に生かしている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学修状況調査等に基づく各指標を用いて学修成果の点検・評価方法を確立し、運用してきた。コロナ禍以降、授業方法及び学修指導が大きく変化している。今後も、授業のオンライン化や ICT を駆使した多様な授業形態等が生じると想定され、多様な授業内容・方法、学修指導に対応するために、関連する学内規程も定めていく。

そのためには、授業で得られる学修成果を明確にし、評価方法を確立するとともに、学生にわかりやすく通知する必要がある。カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーと各科目との関連性、到達目標や評価基準をシラバスにわかりやすく記載し、学生に伝えていく。学生に向けても、ディプロマ・ポリシーと照らし合わせて自身の成長の自己認識と学修計画の立案を促進するような仕組みの検討を始める。

また、4 年間の学修成果の集大成として位置づけている卒業論文の更なる質向上に向けた検討を大学全体、各学科で重ね、本学の教育目的を高度なレベルで達成するための工夫をより一層進めることも重要である。教育課程、教育内容・方法及び学修指導等の改善を図っていくため、アセスメント・ポリシーに基づく総合的な学修成果の点検・評価を組織的に進展させることが必要であり、今後もアセスメント・ポリシーの指標の検討や組織を横断した活用等を推進する。

【基準 3 の自己評価】

本学では、本学の教育目的ならびに各学部学科の使命・目的を踏まえたディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを策定し、内外に対して積極的に周知している。

単位認定、進級や卒業認定も、ディプロマ・ポリシーに沿った基準により、厳正な運用ができています。

教育の質の改善に向けて、教育目的と建学の精神を踏まえ、各種ポリシーとカリキュラムの見直しも継続的に行い体系的な教育課程の編成に取り組んでいる。今後も恒常的に改善に努めていく。

教授方法の工夫や開発や実施については、授業評価アンケートの結果を踏まえ各学科において多様化する学生に適応できるように、恒常的且つ柔軟性をもって検討し改善を含め取り組んでいる。

また、学修成果の点検・評価は、教授会、学科会議、IR 推進室、FD 委員会などを通じ、改善方策を検討し、教育の質の向上を目指しているが、引き続き、教育の質を向上させるための改善に向けて、教育課程、授業、学修成果等の点検・評価を強化していく。

以上のことから、基準 3 を満たしている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

学長は大学の教育及び研究の全般を管理し、本学の管理運営についての主要な会議体(学部教授会や芦屋大学運営会議等)において、学内の意思を決定する際に中心的役割を果たしており、教学の責任者としての任務を果たし、リーダーシップを発揮している。

学長は教学の代表であり、理事会の構成員でもある。令和 5(2023)年度より副学長も理事会の構成員となり、大学に関する審議事項を諮問し、理事会に対して説明や発議を行うなど、学校法人と大学を繋げる十分な役割を担っている。また、理事会の方針や決定事項についても芦屋大学運営会議や学部教授会で情報共有を積極的に行い構成員の理解や意思統一を行っている。

学部教授会、そして各学科で開催される学科会議を通じては、教学組織及び事務組織の業務が附議または報告されるため、学長の意思決定やリーダーシップが十分に浸透できるようになっている。各学科会議では助教を含めた専任教員全員が構成員である。学部教授会では専任講師以上の専任教員全員が構成員であり、各事務部門の部長もアドバイザーとして参加し、教職協働における情報共有に努めている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学長の校務は「学校法人芦屋学園の組織及び運営に関する基本規則」第 6 条に定められ、本学の校務についての最終的な決定権は学長にある。芦屋大学運営会議及び学部教授会を通じ、全学の意思統一を図りつつ、目的達成に向けた教育研究活動をリードできる体制を整えているとともに、業務執行を進めていく上で必要な企画や学内の意見聴取を行うために、その補佐として副学長 1 人を置いている。「副学長に関する規程」第 2 条において、「学長を補佐するため、副学長は学長の指示に従って学長の業務を代行する。」と明記されている。

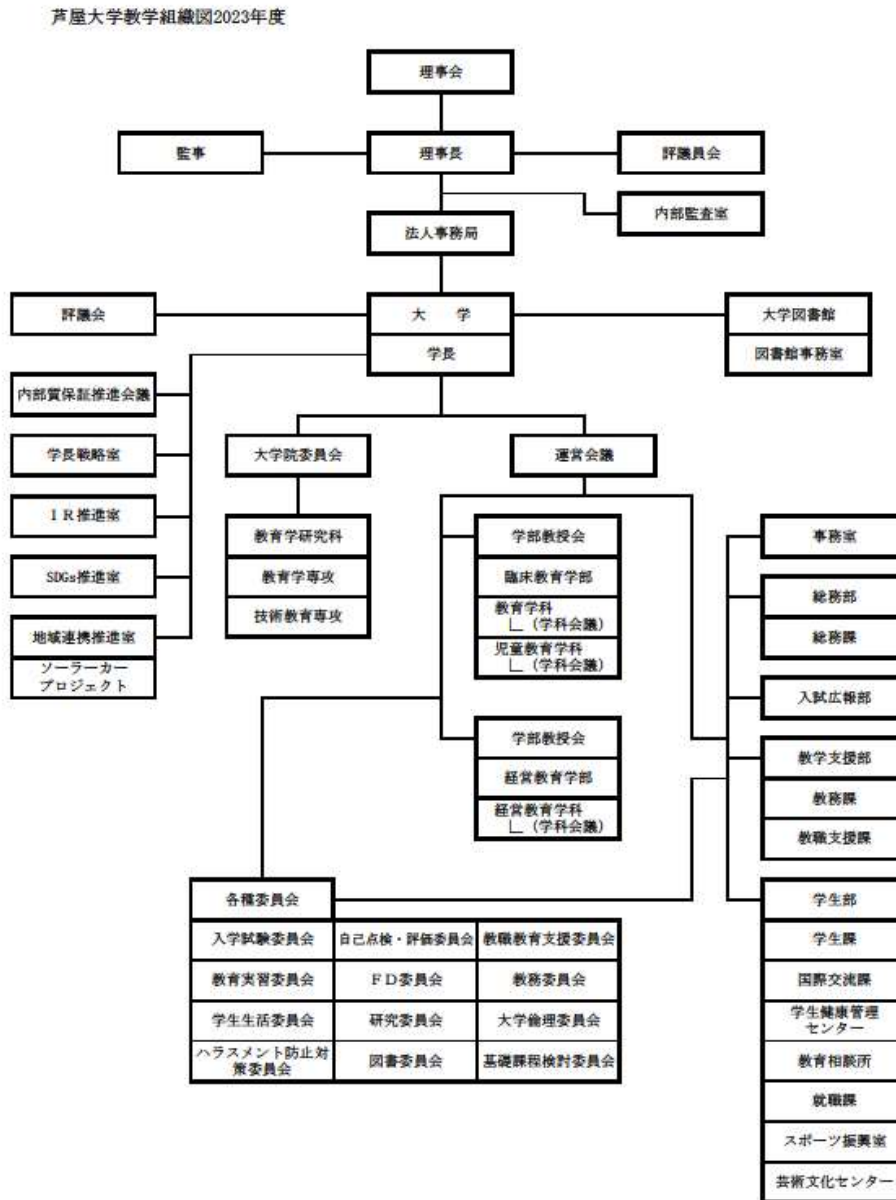
また、芦屋大学運営会議や学部教授会のほかに、使命・目的を達成するため専門的な事項を検討する各種委員会が設置され、学長がその委員を任命している。各種委員会での検討結果は、委員長等から芦屋大学運営会議に提案あるいは報告される。

教学マネジメントの充実を図るため、教務委員会の職務を見直した。これにより授業内における諸問題の解決、教学に係る提案や方針の決定がスムーズに行えるようになった。また、各会議体へ付議するフローを学科会議、教務委員会、芦屋大学運営会議、学部教授

会の順とし、責任の明確化を行った。

芦屋大学運営会議は、各部署で立案、決定した内容の報告を行い、教職員の共通理解を深め、学内運営を円滑に推進し、学長自らが委員長となり、副学長、学部長、学科主任、事務部門の部長以上の者で構成されている。芦屋大学運営会議では本学運営の重要事項を協議し、学部教授会の議題を整理している。

【図 4-1-1】 芦屋大学教学組織図



4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学園は、その使命・目的を具体化していくため、必要な組織を置き、「学校法人芦屋学園事務職員等資格審査規程」に基づいて適切に職員を配置し、業務分掌や役割の明確化は、「学校法人芦屋学園事務組織規程」と「芦屋大学事務組織規程」に基づいて整備され、学長の統括のもと、事務組織全体にわたり、系統的に構成している。事務組織のワークフローと責任の明確化に努めるため、各事務部署には、部長、次長、課長、室長、課員の職階を設け、意思決定がスムーズに図られるよう運営に努めている。また、事務部署の部長が定期的集まり、部長調整会議を開催し、情報共有と互いに業務遂行に対する指摘を行いブラッシュアップに努め、各事務部門の活性化を図っている。

大学の事務組織には、学修や厚生補導など学生の支援を行う窓口として、教学支援部・学生部を一室にまとめ設置し、学生生活や履修、成績、学籍管理などを担当している。また、留学生窓口として国際交流課や教員免許取得の支援部署として教職支援課も同じエリアに設置し、部署間での連携をとりやすく、機能的に学生支援が行える組織体制を整えている。学生募集の入試広報部は入学試験委員会と連携を取りながら入試運営を行い、キャリア支援を行う就職課も、自部署企画のセミナー以外に、教員と協働を図りながら、ゼミの時間を有効的に活用する支援体制を整え実践している。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

芦屋大学運営会議、学部教授会や各種委員会等での議論を活性化することによって、今後も学長主導で大学改革を継続する。同時に、学長のリーダーシップのもと、毎年度実施する自己点検・評価を通じて、全教職員が学内の課題解決に取り組めるよう教職協働を意識した PDCA サイクルに基づく、教学マネジメントの機能性の維持・発展に取り組む。

また、充実した運営体制の確立に向け、『自己点検評価書』や「IR 報告書」の分析結果などの情報を的確に把握し、その結果をもとに教学の改革・改善に最適な組織体制を整備する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

大学設置基準第 10 条に基づく必要な教員数は臨床教育学部教育学科が 6 人（うち教授が 3 人以上）、臨床教育学部児童教育学科が 6 人（うち教授が 3 人以上）、経営教育学部経営教育学科が 10 人（うち教授が 5 人以上）である。各学科では、それ以上の教員数を確保及び配置し、教授の人数を満たしている。大学院教育学研究科においても教育学専攻では、指導教員 3 人と指導補助教員 3 人、技術教育専攻では、指導教員 3 人、指導補助教員

2 人を設置基準に則り確保及び配置している。したがって、本学では教育目標に基づき設定したカリキュラム・ポリシーに則った教育課程を運用するのに必要な教員を確保・配置している。

また、採用や昇任などについては、「芦屋大学運営会議規程」「芦屋大学教育職員資格審査規程」「芦屋大学教育職員資格審査規程細則」「芦屋大学大学院教育職員資格審査規程」に基づいて、厳正に審査され、申請資格の適格性が判断される。教員採用については、教員の定年を含む欠員の発生を想定し、幅広い科目担当が可能な教員を公募しており、候補者の教育能力や研究能力はもとより、本学の建学の精神を理解し、教育目的ならびに教育課程に即した授業が行え、併せて学生指導ならびに行政業務等に積極的に参加していけるかどうかを重視している。昇任については、教学運営上の必要に応じて各学部長が学長に昇任申請を行い、教育職員選考委員会において大学設置基準、要員管理及び大学運営の観点から妥当であると判断した場合に、候補者の業績審査及び選考委員会の審議を経て昇任候補者を決定し学長が理事長に上申し、理事長が決定・任命している。

教員の確保と配置については、大学設置基準第 3 条ならびに第 4 条の基準を満たし、これら教育研究組織における専任教員数は大学設置基準第 10 条ならびに 13 条、14 条、15 条、16 条の基準を満たしている。また、大学院の教育研究組織の専任教員数は大学院設置基準第 9 条の基準を満たしている。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発

平成 19(2007)年に、教育・研究の環境ならびにカリキュラム及び授業の内容・方法の改善のため、教職員の継続的かつ組織的な取組みを推進することを目的（芦屋大学 FD 委員会規程第 2 条）として、FD 委員会が設定され、定期的に研修が行われている。専任教員に対して研修会への参加を義務づけている。授業等で参加できない教員に対しては、研修内容を学内専用サイトよりオンデマンドで受講できる体制を整えている。研修実施後にはアンケートを実施し、研修効果を確認し今後の研修内容と FD 委員会の活動の方向性を検討する資料としている。また、授業方法の改善工夫に関連する ICT スキルアップの動画もオンデマンドで視聴できる環境を整えている。

令和 5(2023)年度に実施した FD 研修会は、【表 4-2-1】のとおりである。

なお、教職協働の目的により後述の SD 研修会と合同で開催することもある。

【表 4-2-1】FD 研修の内容

回	開催日	研修テーマ	概要等
第 1 回	7 月 5 日	障害のある学生への支援	主に、聴覚障害のある学生に対する、授業時の対応方法や学生生活の支援等に関する内容で実施した。
第 2 回	11 月 15 日	生成系 AI(チャット GPT)に関する研修	生成系 AI (チャット GPT) の使用方法と留意点などについて、ワークショップ形式で実施した。
第 3 回	12 月 6 日	シラバス入力説明会	シラバスの入力方法や留意点等、記載内容に関する説明会を行った。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

学長のリーダーシップのもとで、各学科が掲げるポリシーに照らし合わせカリキュラムの方向性を明確にし、教学的な側面から年齢構成を含むバランスの取れた教員組織の検討を継続する。今後も、ディプロマ・ポリシーに基づき教育課程を編成するとともに、教員採用・昇任についても、関係規程を遵守し適切な教員配置を行う。

FD 委員会と IR 推進室との連携を強化し、授業評価アンケートを含む様々な調査結果を基に FD 活動をさらに活性化させる取組みを行う。教員相互の評価と授業見学の実施、教員評価の導入、学生の理解度の可視化など、授業内容や教授法の改善・向上させるため活動に取り組む。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

職員の能力開発については、「芦屋大学スタッフ・ディベロップメント(SD)実施方針」ならびに「芦屋大学スタッフ・ディベロップメント(SD)推進委員会規程」を定め、教学支援の観点より職員の資質・能力向上のために、FD 委員会と連携して研修会を計画・実施している。

学外の企業や行政機関等が主催する研修会や大学コンソーシアムひょうご神戸の研修会などの、オンラインや対面で開催する研修を取りまとめている。その情報を芦屋学園グループウェアに掲載し全職員に対して関連するメールを送信するなどし、職員自身が担当する業務から啓発意欲を向上させられる取組みを行っている。各部署長には、職員が学外を含む啓発活動に関連する研修に積極的に参加できるように働きかけるなど、教職員が必要に応じて学外の SD 研修への参加を促進する体制を継続している。

また、研修によるものとは別に、「芦屋大学事務職員目標管理制度に関する規程」を制定し、職員の資質・能力の向上と勤務意欲の増進を図るとともに、将来的には人材育成等に有効に活用させ業務能率の向上と組織活性化を目指した職員個人による業務の PDCA サイクルに取り組んでいる。しかし、意識改革と制度の定着には時間を要するため、運用方法を検討しながら継続していく。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

社会の変化や学生の多様化に対応しながら、本学が発展していくためには、教育の質の向上とともに、教育をサポートする業務のレベルアップ、すなわち大学のみならず学園全体の職員の資質・能力の向上が不可欠である。

今後は、単発的な受講型の研修ではなく、修了証が発行される継続的な研修や自己啓発として本学業務上必要とする指定資格を取得した職員に対し報奨金を支給するなどの制度を検討し、さらなる職員の資質・能力の向上を目指す。具体的には、自動体外式除細動器

(AED)の使用方法や避難誘導訓練・通報訓練など緊急対応に係る研修を全教職員が必ず受講できる環境を整備する。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

専任講師以上の教員、特任教員に研究室が与えられ、助教には数人で使用できる共同研究室を確保している。

研究環境の整備については、空調、コンピュータ、プリンター、ネットワーク環境、本棚が設置され、少人数であればゼミ等の授業にも対応が可能である。教員の研究室以外では、コンピュータとプリンターを設置した大学院生用の共同研究室を研究棟に確保している。

また、教員の研究支援体制として、総務課と FD 委員会で全面的にバックアップする体制をとり、科学研究費、外部資金等の公的研究費の獲得を奨励している。具体的には、公募研修会の実施、公募に関する情報等の周知、学内外の研究申請及び執行にかかる手続きがあげられる。

教員への研究に係る図書館での書籍の貸出については、原則貸出期間は設けられているが、場合によっては長期に亘り貸出を可能とし、研究を円滑に遂行できるようにしている。

【表 4-4-1】 研究活動の支援及び研究倫理に関する講習会等実績 (単位：人)

日程	内容	参加者数
6/21	研究倫理・公的研究費公募説明会	39
7/3～9/15	科研費電子システム使用説明（応募者個人対応）	9
7/3～9/15	研究計画調書作成説明（応募者個人対応）	10
※公的研究費の公募等、個々の教員から依頼があった場合、随時対応をしている。		

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、研究活動に係る責任・管理体制の明確化を図るため、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準（令和3年2月1日改正）」に基づき、研究費の不正使用を防止するための取組みの強化、研究コンプライアンスの責任体系を明確化し、諸規程を体系的に整備するとともに「芦屋大学・芦屋大学大学院における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」及び「芦屋大学・芦屋大学大学院の公的研究費の使用に関する行動規範」等の研究倫理に関わる諸規程に則り、研究活動上

の不正行為に関わる告発窓口を法人事務局、手続きに関する相談窓口を総務課にて受け付ける体制を、本学のウェブサイトを通じて周知・公表を行い、厳正な運用が行われるよう管理運営を実施している。

また、令和5(2023)年度においても公的研究費の管理・運営に関わる当該年度受講対象者の研究者及び事務職員、大学院生へ研究倫理教育、コンプライアンス教育として、独立行政法人日本学術振興会が提供している「研究倫理eラーニングコース」の受講を課し、修了証書の提出を実施した。

さらに、公的研究費採択者、研究に係る事務職員には毎年誓約書の提出を義務づけている。毎年夏季には学部教授会において、「研究費の不正使用、研究活動における不正行為の防止について」の研究倫理に関わる説明を行い、個々の教員へ周知徹底を行い、科学研究費助成事業採択者には、教員個々に科学研究費助成のガイドラインの配布と取扱いを説明し、学内研修も実施している。学部生、大学院生を対象とした「学生のための研究倫理教育ガイドブック」を配布、担当指導教員による指導を行い、研究倫理の確立と厳正な運用を図っている。

【表 4-4-2】 研究倫理に関する規則及び内容

規 程	目 的
芦屋大学・芦屋大学大学院における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針	適正な運営及び管理を行うために必要な方針
芦屋大学・芦屋大学大学院の公的研究費の使用に関する行動規範	適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学では、研究活動に円滑に取り組めるよう研究費の支出に必要な手続きや注意事項等を定めた「芦屋大学教員個人研究費規程」に沿って、専任教員をはじめ、希望する特任教員においては研究計画書を提出し、認められた場合に限り特任教員個人研究費の助成を実施している。

【表 4-4-3】 令和5(2023)年度個人研究費支給額

区分	支給額	備 考
《専任教員》		
教授	200,000 円	—
准教授	150,000 円	学長の許可を得たものに限り 200,000 円まで支給する
講師	150,000 円	—
助教	50,000 円	学長の許可を得たものに限り 100,000 円まで支給する
《特任教員》		
※上記区分に該当する支給額の 75%を支給する。		

また、研究活動を間接的に支援・奨励することを目的とした個人研究費インセンティブ

を、さらに大学院生の研究活動の一助となるよう研究補助を実施し、研究の向上を図った。

当該研究費の円滑な研究活動の施行に資するため、総務課の職員が支援を行い、退職者の使用していた備品等を余剰品として総務課で管理し、過去の研究備品を貸出すなど、有効活用を図っている。

また、公的研究費など外部資金の獲得を図るため、研修会の実施、公募案内の周知をするなど努力を行っている。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

今後の課題として、研究環境の整備については、適切な維持・管理と予算の配分を検討する。また、教育現場で必備となる ICT 環境のさらなる拡充を図る。今後はより一層の体制整備と、研究支援の充実を図り、公的研究費など外部資金の活用を重要とし、科学研究費助成事業の採択率の向上を目指し、獲得を促進する。研究支援に係る意識調査や研修会の実施など、研究活動支援を拡充し、研究活動の更なる活性化を図る。さらに令和 6(2024)年度には、個人研究費規程内容の見直しを行う予定である。

研究上の不正行為及び研究費の不正使用の防止を徹底し、教員からの要望や社会からの要請に基づき運営していく方針である。

〔基準 4 の自己評価〕

本学の使命・目的の達成のため、また、教学・研究の全般に関し、学長のリーダーシップを適切に発揮する体制を構築している。学長を補佐する副学長を置き、学部教授会や芦屋大学運営会議など大学の意思決定における責任と権限の分散と、その役割を明確に機能的な教学マネジメントを行っている。

学部及び大学院に必要な専任教員と、教学マネジメントに必要な職員を適切に配置し、職能開発・授業力の資質向上のための FD と SD の研修を組織的に実施している。

教員の採用や昇任などについては、「芦屋大学運営会議規程」「芦屋大学教育職員資格審査規程」「芦屋大学教育職員資格審査規程細則」「芦屋大学大学院教育職員資格審査規程」に基づいて厳正に審査している。研究環境及び研究活動支援のための規程は適切に整備・運用しつつ、適宜その見直しを行っている。

研究倫理については「研究機関における公的研究費管理・監査のガイドライン（実施基準）」に沿った「研究活動の不正行為防止等に関する基本方針」を定め、厳正に運用している。また、コンプライアンス教育として日本学術振興会が実施する「研究倫理 e ラーニングコース」の受講を義務づけている。また、外部資金獲得のための支援を拡充している。

以上により、本学は基準 4 を満たしている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

経営の規律と誠実性の維持については、学校法人芦屋学園は「芦屋学園寄附行為」（以下「寄附行為」という。）に則り、各教育機関の設置者が、園児・生徒・学生育成のための学校教育を行う旨を規定している。

法人は、「寄附行為」に基づき理事会が設置され、学校法人の業務は理事会で決定されることになる。「寄附行為」第 6 条で理事の選任、第 7 条で監事の選任、第 11 条で理事長の職務、第 15 条で監事の職務を定め、それぞれの職務内容を明確化し、理事会及び評議員会が適切に運営されている。「寄附行為」により評議員会を理事会の諮問機関と位置づけ、その諮問事項は「寄附行為」の第 4 章に規定されている。重要案件についても、理事会の前に評議員会に諮問したうえで、最終決定を行うなど誠実に運営・経営されている。

また、教育基本法、学校教育法及び管理運営に関する諸規程に基づき、教職員はそれらを遵守し、学園の秩序を保持し、分掌する職責を遂行し、互いに協力して建学の精神「人それぞれに天職に生きる」の教育目的の達成に努め、園児・生徒・学生育成のために勤務に精励しては、誠実に維持されている。

以上、法人の運営・経営は諸規則に基づき、適切に行われており、組織倫理は保たれ、経営の規律と誠実性は維持されている。

5-1-② 使命・目的の実現への組織的努力

使命・目的の実現への組織的努力については、「寄附行為」の第 2 章第 3 条に、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従って学校教育を行い、平和な社会に貢献する有用な人材を育成することを目的とする。」としており、この目的に従って、令和 4(2022)年 6 月に理事会の承認を経て、「学校法人芦屋学園経営改善計画(令和 2 年度～6 年度(5 ヵ年))」を策定している。この中長期計画では、芦屋学園の建学の精神・理念に沿った教育の概念・目的を掲げるとともに、学園が目指す方向や行動目標、具体的施策等を定めており、理事、評議員及び教職員の共通認識と、使命・目的の実現への組織的努力を行っている。

各年度の事業計画、予算編成と方針は、法人の中長期計画に則って継続性を持って策定しており、各年度の事業計画に対する実施状況は、「事業計画書」「事業報告書」「監事監査報告書」として、財務諸表も含めて、本学園のウェブサイトにより学内外に情報公開している。

また、各教育機関には「芦屋大学学則」「芦屋学園中学校・高等学校学則」「芦屋大学附

属幼稚園則」を整備し、諸規程は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の関係法令に則り整備しては、遵守すべき事項は適宜定めるべく努力している。

法人は大学設置基準に基づき、大学の設置、運営に関連する法令を遵守し、円滑に進めている。また、大学教育を推進する上で特に必要な規程として、「学校法人芦屋学園 個人情報保護規則」「芦屋学園公益通報者の保護等に関する規程」「学校法人芦屋学園ハラスメントの防止等に関する規程」等を定めている。

組織の倫理・規律については、「芦屋学園就業規則」において、教職員に諸規程の遵守と学園の正常な運営に対する責務を果たすよう規定し、学内に周知徹底している。さらに「学校法人芦屋学園内部監査規程」に則った内部監査室の設置を行い、学園の内外の諸問題について、法令、「寄附行為」及び学園の諸規程に沿った活動が保たれているかを審議、報告する体制も確保されている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への配慮については、日常的に植栽の管理を行い、緑豊かなキャンパスを保全するため積極的に取り組んでいる。また、各教育機関施設への巡回・点検も日々行われ、安全への配慮も維持されている。省エネルギー対策としては、クールビズや節電への協力に対するのメール、ポスターの掲示、各研究室からの指導等で呼びかけては、環境保全への意識を高めている。設備や器具の更新については、省エネルギー型の設備や LED 照明器具に変更する計画を進めている。

また、決裁書類をネット上での電子決裁システムにすることによりペーパーレス化を実現し、紙資源の節約をしながらも書類管理の簡素化に努めている。

人権への配慮については、「学校法人芦屋学園ハラスメント防止等に関する規程」を制定し、不測の事態が生じた場合を想定し、内部監査室とも連携して救済と解決に向けた対策が取られている。具体的な活動としては、毎年、創意工夫しながらの題材を決定しては人権研修（FD 研修・SD 研修）、学生・教職員の人権意識に係る、学園内外での研修会を開催している。

個人情報の取扱いについては、「学校法人芦屋学園 個人情報保護規則」から個人情報漏えいの予防に努めている。

安全管理への配慮については、「学校法人芦屋学園衛生委員会規程」「ストレスチェック制度実施規程」「芦屋学園 危機管理規程」に従って各会議、研修会等を実施している。また、救急・救命活動に有効とされている自動体外式助動器(AED)は、大学敷地内に 4 か所配置している。消防設備の点検は年 2 回実施され、また、避難訓練も各教育機関で実施し、災害時の避難経路や誘導、消防設備の使用法の修得に努めている。有事の際は、園児・生徒・学生には、教職員が避難誘導を行う体制も整えられている。

昨今の異常気象を含む大規模災害や新たなパンデミックなどの発生に対して、本学園の危機管理規程が実態に則しているか、運営上問題がないかを点検し、芦屋学園危機管理マニュアルを見直した。また、大学においては、芦屋大学防災対策マニュアルを作成し、学生・教職員の人権意識の向上を目的として、「芦屋大学ポータルサイト」（以下「ポータル」という。）に掲載し常に確認が取れるように取り組んでいる。

教職員、園児・生徒・学生の健康・管理は、「学校法人芦屋学園衛生委員会規程」を基に、学園総務部と健康管理センターとの担当部門により、健康管理への予防、対策を含めた支援体制が行われている。毎月1回定例の「衛生委員会」を開催しては、産業医の出席のもとで指導を受けながら安全への配慮が維持されている。

情報管理については、「芦屋学園 個人情報保護規則」「芦屋学園グループウェア利用規程」を定め、学生・教職員に対して個人情報擁護の基本方針、遵守事項を周知徹底している。さらに、サーバー、学内LAN、情報演習室、各研究室、事務室等のパソコンには、セキュリティ対策を強化、充実させ、ウイルスや不正侵入、ハッキング等に対する安全管理への配慮を行っている。

令和2(2020)年度より令和8(2026)年度までの6年間をかけて、本学園の教育機関施設の耐震整備と改修工事を進めている。本学園は歴史が長く阪神淡路大震災を乗り越えた建物も多く、耐震性能が低い対象物で利用者の年齢が若い順に工事計画を進め、ほぼ計画通りに実施できている。

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

法人は、経営の規律と誠実性は十分に維持できるよう努力しているが、常にその社会的責務を再認識し、建学の精神や経営方針に基づき、園児・生徒・学生への育成と、地域社会に貢献できるように、より一層の努力を重ねていく。

人権への配慮のため、ハラスメントに対する体制、個人情報の保護、危機管理に関する体制等の規程の整備を時代に照らし合わせながら、柔軟に対応できる体制を整備するべく、研修回数を増やすなど対応を行っていく。

常に透明性のある経営に努めるため、教育の質を向上させる観点から自己点検・評価を実施し、第三者評価や外部監査、内部監査に適切かつ迅速に対応していかなければならないことは当然である。また、情報公開についても積極的に推進していく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2の自己判定

「基準項目5-2を満たしている。」

(2) 5-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性については、「寄附行為」第16条により、法人の業務決定の権限が理事会にあることを定め、適切な法人の運営を行っている。理事は、次の8人で構成されている。(1)芦屋大学長、(2)芦屋学園中学・高等学校長、(3)評議員のうちから理事会において選任された者、(4)この法人に対する功労者のうちから理事会によって選任された者、(5)この法人の役員又は教職員でない（私立学校法第38条第5項及び第6項の定めるところによる）学識経験者のうち理事会において選任された者、と定義されている。理事会は、寄附行為に基づき理事長が招集し、寄附行為の規定を実施するために「学校法人芦屋学園の組織及び運営に関する基本規則」を定め

理事会の業務決定権及び監督権を遵守している。

また、理事会での決議事項においては、理事会開催のおよそ2週間前に、役員協議会を開催し、日常業務の決定ならびに管理部門・教学部門との調整・連携事項の検討、理事会・評議員会に付議する事項、それらの実施方法等の検討を行ったのちに、議決を行うこととしている。理事長の職務の代理等については、「寄附行為」第14条により定めている。

評議員会では、「寄附行為」第20条の諮問事項（予算、事業計画、寄附行為の変更、その他法人業務に関する重要事項等）に対し広く意見を聴取し、それらを参考にして理事会で意思決定する。理事会で法人の中長期計画の見直しを図り、可能な限りの数値目標等を設けている。

理事会は、理事長を議長とし、それぞれの担当理事制を敷き、毎月の理事会の場で学園全体のキャッシュフローの報告を行っており、学園全体の動向を全理事が把握できるようにしている。

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

学園の管理運営上の様々な課題に対しては、主体的かつ機能的に対処するため、理事会において中長期計画の見直しを図り、可能な限り数値目標を設定し、達成状況について評価しているが、現理事の半数が非常勤で構成しているため、今後、学園の使命・目的の達成に向けての意思決定が迅速にできる体制作りと、整備と機能性の改善が課題となる。また、安定した寄付金収入の体制を見直すために、理事会に委員会が組織され恒常的な寄付金収入の対策を進め、全体的な改革、改善の推進を始めた。今後も改革を進めるにあたり、各教育機関においてもより強力なマネジメント力とリーダーシップが必要と考えており、そのためにも、担当理事制の更なる役割と各機関への参入を強化していくことが必要と考えている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

「基準項目5-3を満たしている。」

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化については、理事会において、寄附行為の改定、規程の改定、芦屋大学学則の改定、予算・決算、役員人事などの重要事項につき審議・決議を行っている。また、常勤理事である大学長が、大学の教学面における重要事項の説明ならびに報告を行っており、大学と理事会が十分な意思疎通を図ったうえで審議・決定している。学長の意思決定を円滑に行うために、芦屋大学運営会議は毎月1回開催し、学長、副学長、各部門長が構成員となり、理事会の方針、大学における課題を確認するとともに、大学運営についての対応策を審議している。

また、理事会で充実した議論を行うために、法人、大学、中高、幼稚園の事務職員、監

事が協議を行う「学園運営事務協議会」が原則毎月1回開催され、理事会での報告事項や各教育機関からの意見や提案を汲み上げる体制が整っている。

学校法人の最大の収入源は各教育機関からの学納金収入であり、本学園の喫緊の課題は恒常的な定員充足であるため、募集体制と学園内の教育機関の連携を強化することが不可欠である。そのため、各機関の長と副、また事務部門の責任者でのエグゼクティブ会議を令和3(2023)年度より開始した。これまでにこのような連携を可能とする組織がなく、情報の認識が薄く誤解も多かったが、これによって実質的な連携が可能となった。

理事長はコンプライアンス委員会の委員長として、法令遵守態勢の構築・整備及び実効性の確保に努めており、内部統制機能の整備がなされている。

以上のことから、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化に向けて、体制を表明していると自己評価する。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性については、大学において、定例の学部教授会が毎月1回開催されている。学長、副学長、両学部長、教授、准教授、講師及び各事務部門長と法人事務局の総務部長が出席して、教育・研究活動に関する重要事項についての報告、連絡、審議を行っている。

大学では、専任教員と事務職員は、協働してこの他教育活動を推進するため各種委員会にそれぞれ所属し、各部門長や主担当が招集する会議の場で、各部門の課題や懸案事項について審議・報告を行い、情報の共有化と相互間のチェック体制を図っている。

法人の相互チェック機能としては、「寄附行為」に基づき、「この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。）、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任」した監事2人が、毎月開催されている理事会に出席しており、理事会の運営に対して適宜指導助言を行っている。令和5(2023)年度の監事の理事会への出席は96%、評議員会への出席率は100%である。また、監事は学園の業務及び財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、会計年度終了後2カ月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は「寄附行為」に基づき、理事の定数の倍を超える18人で組織されており、事業計画書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等について意見を聞いている。令和5(2023)年度においては、5回開催し66%の出席率である。

以上のことから、法人及び大学の管理運営は、相互チェック体制を整備し機能している。

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

監事による監査については、監事は、私立学校法第37条第3号に基づいて、理事の業務の執行状況と財産の状況を監査されている。その他、決算と事業報告については、外部からの会計監査法人が年間16回程度、学校法人内において監査を行い必要と生じた部署のヒアリングを適宜実施している。また、内部監査室長が内外の監査や規則規程の見直しを法人事務局と共に対応を行っているが、今後も対応を行っていく必要があるのも事実で

ある。園児・生徒・学生・教職員のより良い環境に対応を行っていくためにも、中長期計画、事業計画書、事業報告書の一連の整合性を高めていく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学園の経営状況の根本的な改善に向け、5カ年にわたる中期計画を立案実行しており、令和 5(2023)年度も、活動区分資金収支計算書における教育活動資金収支差額が黒字となり 5年連続で黒字達成することができた。また、当面の大きな課題であった経常収支差額の黒字化は、令和 2(2020)年度は達成することができたが、令和 3(2021)年度 105 百万円・令和 4(2022)年度 180 百万円・令和 5(2023)年度 345 百万円と 3年連続して学生数の減少に伴う学納金収入の減少に対して人件費を含めた経費の削減が出来なかったことから経常収支差額の減少傾向となっている。

教育研究活動を永続的に担っていくうえで経常収支黒字化は必須であり、そのために収入面では学生生徒等納付金収入に係る学生の確保、支出面においては人件費の抑制を図ることが最も重要であり、加えて計画的な諸経費の削減が課題となる。

大学の学生数は、令和元(2019)年度 894 人であったが、令和 2(2020)年度 1,002 人、令和 3(2021)年度 1,031 人と収容定員 1,000 人を確保し、年々増加傾向にあったが、令和 4(2022)年度は 955 人、令和 5(2023)年度は 856 人、令和 6(2024)年度は 776 人と収容定員数確保ができなかった。

学園全体の令和 2(2020)年度の人件費率は 49.1%、令和 3(2021)年度 54.1%、令和 4(2022)年度 53.9%、令和 5(2023)年度は大学において早期退職優遇制度の実施（44 百万円）をしたことから退職金が約 80 百万円計上したことも影響し 59.6%となった。人件費削減を行うためには教育課程の点検・確認等により問題点を浮き彫りにし、教学面の適正化を図り人件費削減を行っていく。

中長期計画に基づく予算編成に関しては、各部署が予算積み上げによる計画を策定している。ヒアリングを通じて、予算の配分を精査するとともに、各部署の予算額に対する意識の向上により、予算管理の精度を高めている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

事業活動収支の経常収支差額は、平成 28(2016)年度 837 百万円の支出超過であったが令和 2(2020)年度 68 百万円の収入超過となる。令和 3(2021)年度 105 百万円、令和 4(2022)年度 180 百万円、令和 5(2023)年度 345 百万円の支出超過となる。

学園全体の令和元(2019)年度末現金預金残高 794 百万円から、令和 2(2020)年度は 179 百万円増の 973 百万円となり、令和 3(2021)年度は 1,139 百万円、令和 4(2022)年度は

1,293 百万円、令和 5(2023)年度 1,482 百万円となる。活動区分資金収支計算書の教育活動資金収支差額においては令和元(2019)年度 49 百万円、令和 2(2020)年度 342 百万円、令和 3(2021)年度 207 百万円、令和 4(2022)年度 180 百万円、令和 5(2023)年度 18 百万円となっており、5 年連続で黒字を確保できてはいるが近年収支差額は減少傾向となっている。財務的に健全な経営という観点からこの指標はプラスであることが最低条件と考えている。

財務基盤の確立は、収益力の確保と安定した資金調達力及びその結果としての自己資本の充実であると考え。収益力の確保は、経常収支の改善によるものであり、令和 2(2020)年度決算では経常収支差額が上述のとおり黒字達成、令和 3・4・5(2021・2022・2023)年度は赤字となった。本学園の現状は、あらゆる収入の増加と支出抑制の努力が不可欠となっており、学園全体の諸活動を縮小しつつ均衡させ、コンパクト化を図ることが経営の優先課題である。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

少子化等の影響により、学生生徒等納付金収入を安定的に確保するのが難しくなることが予想される。今後は、適正範囲内の効率的な広報活動の展開により、社会のニーズに合った大学の魅力をアピールする。また、中途退学者を減少させる方策として、学生相談窓口、奨学金制度等をより一層充実させる。

そして今後の重要な計画は、遊休不動産の売却を含めた有効活用であり、不動産 PT を立上げ検討・研究を行わっているところである。売却等により債務の圧縮を図り、より一層財務内容の改善を行う方針であり、令和 3(2021)年度には遊休不動産売却を行い債務の圧縮を図ることができた。令和 5(2023)年度、遊休不動産売却を予定しており、買付(615 百万円)もあったが最終的に金額面で折り合わず売却断念した経緯があった。令和 6(2024)年度は確実に売却を行い、売却代金により一層債務の圧縮を図り、また、耐震工事費用等設備資金に充当する計画である。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学は以下の内容により一般に公正妥当と認められる学校法人会計の原則に従い適正な会計処理を実施している。

1. 本学における会計処理は「学校法人会計基準」や「芦屋学園財務規則」等に基づいて、適切に処理している。会計伝票については責任者がチェックする体制を敷いている。そして、監査法人と連携しながら適正に決算業務を行っている。

2. 「芦屋学園財務規則」の他に以下の各種規程を整備し、これらの規程に則り適切に会計処理を行っている。

各種名称	主な目的
固定資産及び物品調達規程	固定資産の取得及び物品の購入に関し適正な業務を遂行するために定めることを目的
資産運用規程	資金の運用について、取り扱いの方法及び要領を定め、資金の運用の一般的原則を確立することを目的

3. 物品購入、支払報酬等の支払いについても担当者がシステムにデータを入力し責任者がチェックしている。権限の区分により理事長・学長等のそれぞれの決裁が必要な規程になっている。
4. 予算の立案にあたっては「芦屋学園財務規則」47条に基づき予算案を作成し48条に基づき評議員会への諮問の後、理事会の承認を得ている。また、止むを得ない事由により、予算執行上に重大な支障を生ずるおそれのある時は補正予算を予算の承認手続きに準じて行っている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学における会計監査の体制整備と厳正な実施の確保は「監査法人による監査」と「監事による監査」から成り立っている。

1. 監査法人による監査

- ・「私立学校振興助成法」第14条第3項の規定に基づき監査法人による監査を実施している。令和5(2023)年度は19日間（平均監査担当者1日当たり2.7人）の監査スケジュールだった。
- ・監査の対象は主に「学校法人会計」第4条に定めるもののほか、理事会の議事録等を基にした取引内容、会計処理である。また、必要に応じ実地監査が行われる。
- ・監査法人と理事及び監事とのディスカッションを実施し意見交換を実施している。
監査の結果は、監査意見を含めて監事監査報告書で通知されている。なお、監査時の指摘事項については、ただちに当該部署が改善策を実施すること等によって業務を改善している。

2. 監事による監査

- ・「私立学校法」第37条第3項及び芦屋学園寄付行為の規程に基づき監事による監査を実施している。
- ・監査の対象は業務の状況・財産の状況についてである。
- ・監査は監査法人と連携して行われており、監査法人による監査の立会い、監査状況の報告を受けるとともに、ディスカッションを実施している。また、必要に応じて諸会議の議事録等の閲覧、理事や教職員からの聞き取り調査を実施している。

- ・監事による監査の結果については、理事会と評議員会に「監事監査報告書」として提出されている。

3. まとめ

監査法人、監事及び理事における意見交換を行い、学園のリスク及び評価について相互に意見交換を行い、認識を共有することにより会計監査の体制整備と厳正な実施の確保を図っている。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人会計基準に則り、適切な会計処理を行えるように引続き準備を整えるとともに、監査法人による監査と監事による監査が効率的かつ効果的に実施できるように監査体制の充実を図る。

また、会計担当者の関係法令等についての知識や理解を深めることで会計処理の適正化を進める。

【基準 5 の自己評価】

法人の運営・経営は諸規則に基づき、適切に行われており、組織倫理は保たれ、経営の規律と誠実性は維持されている。使命・目的の実現については、「寄附行為」の第 2 章第 3 条に従って、理事、評議員及び教職員の共通認識のもと、組織的努力を行っている。環境保全、人権、安全についても諸規程を定め、安全安心なキャンパスを保持するため積極的に取り組んでいる。

理事会は、理事長を議長とし、それぞれの担当理事制を敷き、毎月の理事会の場で学園全体のキャッシュフローの報告を行っており、学園全体の動向を全理事が把握できるようにしている。

法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化については、理事会において、寄附行為の改定、規程の改定、芦屋大学学則の改定、予算・決算、役員人事などの重要事項につき審議・決議を行っている。また、常勤理事である学長が、大学の教学面における重要事項の説明ならびに報告を行っており、大学と理事会が十分な意思疎通を図っている。学長の意思決定を円滑に行うために、芦屋大学運営会議は毎月 1 回開催し、学長、副学長、各部門長が構成員となり、理事会の方針、大学における課題を確認するとともに、大学運営についての対応策を審議している。

法人の相互チェック機能として監事 2 人が、毎月開催されている理事会に出席しており、理事会の運営に対して適宜指導助言を行っている。大学においては、定例の学部教授会が毎月 1 回開催され、教育・研究活動に関する重要事項についての報告、連絡、審議を行っている。

財務基盤と収支については、中長期計画に基づき適切に運営し、安定した財務基盤の確立に向けて、収支の改善に取り組んでいる。

令和 2(2020)年度には永年支出超過であった経常収支差額が黒字となったが、令和 3(2021)年度、令和 4(2022)年度、令和 5(2023)年度は再度赤字となる。コンスタントに黒字計上ができるよう学生数の増加、人件費の抑制を図っていく。

会計については、「学校法人会計基準」や「芦屋学園財務規則」等に従って適正に処理し、

毎月、財務関連資料等により財務担当が理事会に報告し、財務に対する認識を理事全員が共有している。補正予算の編成が必要な場合は、評議員会への諮問を経て理事会が決定している。

会計監査については、監査法人による監査と監事による監査とがあり、法令や規程に則って厳正に実施している。監査法人による監査は、「私立学校振興助成法」の規定に基づいて計算書類の監査を中心に実施され、その結果は、監査意見を含めて監査報告書として通知されている。監事による監査では、計算書類の監査とともに、理事や教職員に聞き取り調査を実施している。その結果についても、理事会と評議員会に監査報告書として提出されている。法人の業務及び財産について監査する2人の監事は、理事会に出席して意見等を述べており、理事会への監事の出席状況も良好である。

これらのことから、基準5で求められている項目を満たしている。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学の使命や目的を実現するため、内部質保証の取組みとして、自己点検・評価を実施し、課題を検証している。大学に求められる社会的期待や、本学が定める理念・目的及び目標に対する取組みが一定水準にあることを、自らの責任で社会に示していくため、恒常的・継続的活動を図っている。

自己点検・評価の適切性及び有効性について評価し改善策を提言するため、「芦屋大学内部質保証に関する規程」を定め、学長を議長とする内部質保証推進会議を設置し、この規程の第 3 条には「本学を構成する学部学科・研究科、各委員会、附置教育研究施設（図書館、附置技術研究棟など）及び事務部署の教職員は、内部質保証に努めなければならない。」としており、責任体制が規定されている。内部質保証推進会議は大学全体の内部質保証に責任を負う組織として学長の下、教育研究活動等の適切性、有効性を検証している。

本学活動の実態を可視化し、検証する組織として、「芦屋大学自己点検・評価委員会規程」第 2 条に基づき、自己点検・評価委員会が設置されている。自己点検・評価委員会は、学長、副学長、学部長、教学支援部長、学生部長、学長が指名した教員 4 人以内、職員 4 人以内によって構成される。同 3 条 2 項に「委員長には学長をあてて、委員会を代表する」と示されている。自己点検・評価委員会は、本学の活動の現状と問題点を質的側面及び量的側面から分析し、評価できる特色等を明らかにするとともに、改善項目及び改善方策について明らかにする『自己点検評価書』（以下『評価書』という。）を毎年作成し、内部質保証の基礎資料とするとともに広く社会に向けて公表している。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では教育と研究の質保証について恒常的に自己点検・評価を行うための規程を整備し、学長を委員長とする自己点検・評価委員会を組織して、教育研究成果の内部質保証を図ってきた。また上に述べたように自己点検・評価委員会による自己点検・評価は毎年、定期的実施している。令和 3(2021)年度より開始した内部質保証推進会議の活動を、継続して行うための方針、手続き、体制等の仕組みを構築しているが、令和 5(2023)年度に受審した大学機関別認証評価での指摘を踏まえ、改めて内部質保証推進会議の機能性とそのあり方について点検を実施し、更なる PDCA サイクルの充実と定着に取り組む。また、内部質保証推進会議と自己点検・評価委員会の人員体制を見直し、十分な審査、協議が行えるガバナンスの構築に取り組む。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、「芦屋大学自己点検・評価実施規程」に則り、自己点検・評価委員会が毎年度、自己点検・評価実施計画を策定し、各部署・各委員会から提出された量的、質的エビデンスをもとに、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に準拠した自己点検・評価を行っている。自己点検・評価委員会で明らかになった問題点や改善項目については、学部教授会、各種委員会を通じて、各部署に共有し、具体的な改善策の検討と改善の実施に取り組むようにしている。毎年、自己点検・評価委員会により作成される『評価書』は、本学のウェブサイトを通じて学内外に公表をしている。

『評価書』に記載される各部署の具体的な取組みを検証し、点検・評価が適切に行われているかを見極めるため内部質保証推進会議を開催している。実効性をさらに高めるため、隔年で学部評価と内部評価を実施する計画としている。外部評価では有識者を招き、提言を得ることを実施している。その評価の結果は議事録として、芦屋大学運営会議や学部教授会で報告され学内で共有される。また、内部評価では、学長が中心となり、学内委員で内部質保証推進会議を開催し、毎年作成する自己点検評価書をベースに内部質保証に係る組織的及び体制の状況について重点的に検証し、本学の体制の質の向上を促す指摘を行う体制を整えている。

また、教職員が個々に行う自主的・自律的な自己点検・評価の取組みを実現するため、令和 4(2022)年度に「芦屋大学における大学教員評価に関する規程」と「芦屋大学事務職員目標管理制度に関する規程」を制定した。令和 5(2023)年度に、先行して「芦屋大学事務職員目標管理制度」の実施を開始したが、学内において十分な定着にいたらなかった。この「芦屋大学事務職員目標管理制度」においても、そのあり方について見直しを行い人事評価へとつながるシステムへ発展させる。なお、「芦屋大学における大学教員評価」については、教学体制ならびに教員構成を含めた改組に伴う見直しの検討を図るため、教員個人調書の調査を行っていることから、実施を見送った。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、令和元(2019)年度より「IR 推進室」を設置し、大学の現状把握のための調査、データ収集及び分析を行う体制を整えている。IR 推進室は、【表 6-2-1】に示すとおり、教学に関する各種調査を実施し、調査結果を分析・可視化することにより、教学改善ならびに意思決定過程の合理化と支援を担っている。

令和 5(2023)年度の「学修成果報告書」「授業評価アンケート集計」を本学のウェブサイトに掲載したほか、各部署が連携をして「卒業生満足度調査アンケート」を実施した。また、「2023 年度 IR 報告書」を芦屋学園グループウェアで教職員に共有している。

【表 6-2-1】 各種調査項目

調査内容	調査目的
学修状況調査	学修に関わる諸環境・認識の可視化
2023 年後期 GPA・総修得単位分布	各学年の単位修得状況、GPA 分布の分析
学修成果調査	単位修得状況・GPA 分布の分析
IR 報告書	過去 4 年間における教員・学生の推移の可視化
卒業生満足度調査アンケート	卒業生のアンケートによる本学の問題分析

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価委員会による自己点検・評価と IR 推進室による学内データ収集と分析、情報共有は恒常的に行われている。令和 4(2022)年度からは、自己点検・評価委員会による『評価書』について内部質保証推進会議が規程に基づいた自己点検・評価を実施し、具体的な指標及び根拠に基づいた達成度評価を行い、結果を理事会に報告するとともに、本学のウェブサイトを通じて、広く社会に向けて公表している。

また、関係部署において、各種アンケートの内容を精査するとともに、IR 推進室において、蓄積したデータの分析を継続し大学の教育活動等に活かし、一層の課題改善に取り組んでいくには、各学部学科及び専攻、また事務系部署が行う自己点検と IR 推進室が行う分析データとを連動させた検証が必要である。今後は、連動させ検証した結果を、学生募集、就職指導ならびに休学や退学防止に対する戦略的取組みに活かしていく。

なお本学のウェブサイトの掲載と報告書名が一致していないので、今後、統一する見込みである。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学の使命・目的を達成するため、本学の三つのポリシーに基づく教育目標の実現、教育の質的向上及び発展を目指し、経営改善 5 カ年計画を定めそれを中期計画として改革を進めている。カリキュラム改革については、学生の実態を踏まえ、教育課程を編成・実施・評価・検証し、各学科において毎年改善を図り、芦屋大学運営会議で承認をされたうえで、理事会に報告されている。

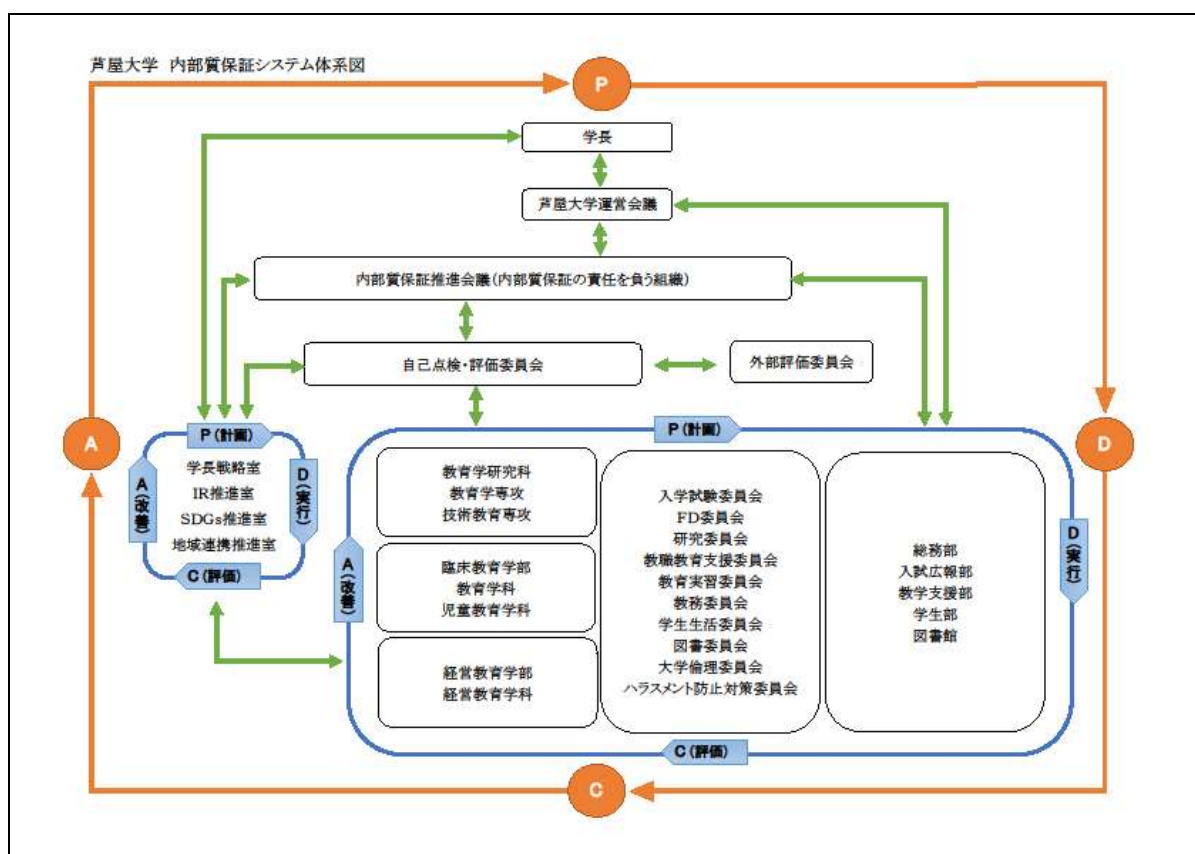
中期計画とは別に、毎年、事業計画書（事業目標・学生支援事業・就職進路支援事業・学生募集に関する事業・運営体制の充実・地域・社会連携事業・その他）を作成している。毎年作成している『評価書』を踏まえ、各部署が関連項目に関する原案を作成し、学長・副学長及び事務長が中心となって協議のうえ事業計画書を作成している。その事業計画書に基づき、翌年度の 4 月末日までに結果を事業報告書として作成し、学長から理事会に付

議され、評議員会での意見聴取の後、理事会で承認され本学のウェブサイトに公開されており、事業計画から事業報告を作成する検証結果に基づいて改善を図る一連のサイクルが計画的・組織的に確立されている。

毎年作成し公開している『評価書』をより有効に活用させるため、学長を議長とする内部質保証推進会議を設置している。内部質保証推進会議では内部質保証の基本方針に沿って、『評価書』を基に実態を検証・確認し、その結果を内部質保証推進会議において各部門担当者へ提言し、教育の質改善につなげる取組みを行っている。

PDCA サイクルの運用状況については学部学科・研究科、各種委員会、各部署で行われる小さな PDCA サイクル、大学全体で行われる大きな PDCA サイクルのそれぞれの関係が明確となるよう、芦屋大学運営会議制定の【図 6-3-1】に示す「内部質保証システム体系図」を定めている。

【図 6-3-1】内部質保証システム体系図



(3) 6-3 の改善・向上方策 (将来計画)

自己点検・評価委員会において毎年作成する『評価書』を、学内で効果的に活用し、経営改善計画や年度ごとの事業計画に反映させていく。また、『評価書』で明らかになった課題を、内部質保証推進会議で検証・確認し教育の質保証のための PDCA サイクルの機能性の促進・定着をさらに進める。

また、三つのポリシーとの整合性を持たせた教育研究活動の改善を図るために、学部学科・研究科と、IR 推進室、FD 委員会の連携を深め、各部署にて行われる小さな PDCA サ

イクルと、大学全体で行われる大きな PDCA サイクルを機能的に融合させる実質的な仕組みを成立させていく。

【基準 6 の自己評価】

本学では内部質保証のための組織として、芦屋大学学則第 1 条 2 項に基づき「芦屋大学自己点検・評価実施規程」を定め、自己点検・評価委員会を設置している。自己点検・評価委員会は、自己点検・評価を定期的実施することにより、本学における諸活動の現状を明らかにし、問題点を明白にし、解決に向けた方策を具体的に立ててきている。それによって組織の活性化を促し、教育研究活動等の水準の向上に取り組んでいる。

内部質保証のための自己点検・評価活動として、日本高等教育評価機構が定めた評価項目に沿って点検評価を行い、高等教育研究機関の責務として毎年度、自主的に実施し、結果を本学のウェブサイト公開している。そのうえで、自己点検・評価活動で明らかになった課題を、各部署は認識し次年度の活動の指針としている。

また、IR 機能を強化するため、データ収集及び分析を行う体制を整え、教学に関する各種調査を実施し、三つのポリシーを起点とした内部質保証のための基礎データを蓄積してきており、構成員への共有も行っている。

自己点検・評価委員会が更なる取り組みが必要と判断した項目については、学長を議長とする内部質保証推進会議に提言される。このことによって内部質保証における課題を構成員が共有し、学内全体で PDCA サイクルに取り組めるようになっている。調査結果の精査、その結果を具体的に迅速な改善に繋げるための、より機能性を高め効果的な方法を展開させる予定である。

本学における内部質保証のための自律的な自己点検・評価は、令和 5(2023)年度には大学機関別認証評価において適合と判定されており、基準 6「内部質保証」の基準を満たしている。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会貢献と地域連携

A-1. 知的資産を活かした社会貢献

A-1-① 芦屋大学ソーラーカープロジェクト

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

芦屋大学ソーラーカープロジェクト（以下「ソーラーカープロジェクト」という。）は、本学創立者の福山重一が「地球環境やエネルギー問題に対する大学の役割として、今こそ環境問題を社会にアピールする時期である」と唱え、平成 4(1992)年 3 月に設立したものである。国内外の競技会に参加し成果を上げているだけでなく、学校訪問や行事参加等を通じて環境・エネルギー問題についての教育・啓蒙活動にあたるほか、地域振興にも貢献している。また、公益法人に対する技術支援や機材の貸与、企業研究機関に対する技術開発への協力など産学連携の活動も行っている。プロジェクト活動は、教職員、学生、卒業生 3 者が一体となり、教学とクラブ活動の両面から活動するものとの位置づけであり、経営教育学科の自動車技術、技術・情報教員養成両コースの教員指導の下、同コースのゼミ生と共にソーラーカープロジェクトの学生メンバー、技術研究部、ボランティア部が、ソーラーカープロジェクトの中心メンバーとして活動している。

《学校訪問》

学校訪問は、全学科教職課程履修学生の実践経験の場として資すると共に、地域の子もたちに実際にソーラーカーに触れてもらい、環境やエネルギー問題について学んでもらうことを目的としている。平成 23(2011)年度から令和 5(2023)年度の間に、兵庫県下をはじめ県外も含めて延べ 90 校の小中学校より訪問要請を受け合計 85 校を訪問して、教育・啓蒙活動にあたった。令和 5(2023)年度の学校訪問実績は【表 A-1-1】のとおりである。

【表 A-1-1】 <学校訪問実績>

	訪問日	学校名	内容	対象
1	2024.03.04	芦屋市立山手中学校	特別理科体験学習（環境とエネルギー：新自動車社会）	1年
2	2024.02.09	芦屋市立潮見中学校	総合学習「職業人に学ぶ」大学教員と研究活動	1年
3	2023.12.11	大阪市立西淡路小学校	環境と太陽光発電の学習・ソーラーカーへの乗車体験	4年
4	2023.12.01	西宮市立西宮浜義務教育学校	環境と太陽光発電の学習・ソーラーカーへの乗車体験	4年

芦屋大学

5	2023.11.07	西宮市立北夙川小学校	理科学習（ソーラーカーを使つての太陽光発電学習）	4年
6	2023.10.21	芦屋市立山手小学校	コミュニケーションスクール（ソーラーカー体験学習）	1～6年
7	2023.08.25	西宮市立高木小学校育成センター	ソーラーカーの仕組みについて学ぶ、実車の乗車体験	1～4年
8	2023.08.23	西宮市立高木北小学校育成センター	ソーラーカーの仕組みについて学ぶ、実車の乗車体験	1～4年
9	2023.08.22	西宮市立高須西小学校育成センター	ソーラーカーの仕組みについて学ぶ、実車の乗車体験	1～4年

《行事参加》

地域振興及び教育・啓蒙活動の一環として地域の各種行事に参加している。平成23(2011)年度から令和5(2023)年度の間、本学で開催した「電気自動車・燃料電池車・ソーラーカー製作講習会」「西宮市産業環境局エネルギー学習会」をはじめ、神戸市で開催されている「兵庫カーライフ・フェスタ」など関西、中国地方の各地延べ64の事業団体より要請を受け合計57の行事に参加して、環境・エネルギー問題の啓蒙活動にあたっている。令和5(2023)年度の行事参加実績は【表A-1-2】のとおりである。

【表A-1-2】 <行事参加実績>

	開催日	行事名称	会場
1	2023.12.03	2023 エコデンレース in 大阪	大阪市此花区『舞洲スポーツアイランド』
2	2023.11.25	落ち葉でやきいもと住民の集う場づくり	兵庫県芦屋市岩園町『岩ヶ平公園』
3	2023.11.11～12	エコ&セーフティー兵庫カーライフ・フェスタ 2023	兵庫県神戸市『メリケンパーク』

《産官学連携》

令和5(2023)年度における技術開発及び研究協力において関連企業と連携しているほか、芦屋市教育委員会をはじめとする公的機関と連携し、環境問題に関する啓蒙活動にあたっている。連携団体は【表A-1-3】のとおりである。

【表 A-1-3】 <連携団体>

	企業・機関名	内容
1	株式会社ミツバ SCR+プロジェクト	ソーラーカー用モーター開発に関する研究
2	東洋紡株式会社	繊維強化樹脂工法及び衣服型生体センサー応用に関する研究
3	芦屋市教育委員会 社会教育部 青少年教育課	放課後児童体験事業（あしやキッズスクエア）
4	尼崎市経済環境局 環境部 環境創造課	地域環境啓蒙活動（環境学習プログラム）
5	西宮市環境局 環境総括室 環境学習都市推進課	地域環境啓蒙活動（エネルギー学習会）
6	池田市教育委員会 教育部 教育政策課	連携協力協定の一環による教育活動への協力
7	公益財団法人千里リサイクルプラザ	地域環境啓蒙活動（教材ソーラーカーの開発と運用）
8	一般財団法人日本太陽エネルギー学会	次世代自動車（ソーラーカー・電気自動車・燃料電池車）の研究発表・製作講習会

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

ソーラーカープロジェクトの活動は、競技活動にとどまらず、研究開発や地域社会貢献、研究機関・企業との連携など様々な意義を有しており、今後も産学官連携を含む活動をより積極的に展開し、活動の発展可能性を探っていく。

高大連携については、まず芦屋学園中学・高等学校に活動の輪を広げ、本学が高等学校に提供できる教育資源を確認し、連携校との充実を図り、本学の学部学科コースの認知度向上に繋げていく。昨年度本プロジェクト OB の芦屋学園高等学校の教諭を当該活動に参加させる機会を得たことで、活動の認知が広がりつつある。

A-2. 地域連携における社会貢献

■芦屋大学の地域住民への公開

本学の持つ知的資産の地域住民への提供を目的として、平成 27(2015)年 8 月より、芦屋市六麓荘町の住民を対象に、芦屋大学図書館の地域住民への公開及び書籍の閲覧・貸出などのサービスを提供している。また大学の施設開放の一環として、芦屋市との交流の活性化に寄与するとともに、「芦屋大学図書館所蔵稀観書展覧会」、「東京大学名誉教授講演による芦屋市公民館セミナー」を開催した。

また、障がい者就労支援スペース「あしかふえ」については、大学キャンパス内で共生社会を体感できるカフェとして運営し、地域住民に芦屋市のウェブサイトや SNS を通じて案内している。令和 5(2023)年度は「ユニバーサルカフェライブ」～視覚障がいを持つピアニストによるピアノ演奏と癒しの音楽・ハンマーダルシマー演奏～を開催し、多くの地域住民に「あしかふえ」にお越しいただいた。

このような地域住民への公開活動を通して壁のない開かれた大学となり、地域の防災拠点としての本学の機能を発揮しようと以前本学において芦屋市の防災訓練を行うなどの活動を行った。その後新型コロナウイルス感染症の影響で進めることができていないこともあるが、今後はそのような活動も積極的に進めようと考えている。

■芦屋市及び芦屋市教育委員会との地域包括連携

本学は兵庫県芦屋市及び同教育委員会と平成 28(2016)年 8 月より「芦屋市・芦屋市教育委員会と芦屋学園・芦屋大学との包括的連携に関する協定書」を締結している。この協定は、スポーツ・文化・芸術・地域人材の育成・教育の分野等で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的としている。

令和 5(2023)年度については、新型コロナウイルス感染症の影響も残っていたが、「芦屋市行政改革」の活動は継続しており、芦屋市主導の「こえる場！」の活動については取組みを再開した。このような芦屋市の取組みに協力することで、地域住民の人生をより豊かにするとともに地域を活性化し、元気にし、様々な地域課題の解決を促進することによって本学が『地域コミュニティの拠点』として、さらに地域に愛される大学となるよう活動を行っている。

【表 A-2-1】<社会貢献・地域連携活動>

日付	内 容
令和 5(2023)年度	
毎週土曜日	さくらカフェ（高齢者・認知症カフェ）（芦屋市「ふらっと」）
第 4 日曜日	尼崎運河水質浄化活動指導
毎週火曜・木曜日	植物栽培指導
随時	（株）EBPM 研究所の研究員（リサーチフェロー）として複数の地方自治体から様々な分野で行財政政策立案にかかわる調査・研究・提言
4.2	さくらまつり清掃
4.8・8.22	ERSRAD 親子防災レクリエーション企画「R5 年度 春の災害ごっこ 登山・クライミング体験」企画・運営
4.9	茅葺古民家再生と野鳥観察会指導
4.22	丹波篠山文化会議 23 年度総会 講演会にて指導助言
5.7・12.10	ユニバーサルカワイイ（介護・LGBT 講演・高齢者施設等多数出店）
5.22	植物栽培指導
7.19	子ども食堂夏祭りボランティア
7.28	防災訓練指導
8.6	日本道徳教育学会近畿支部主催「夏の道徳セミナー」（授業提案）
8.6	夏休みわくわくスペシャル
8.19	さくらカフェ夏祭り
8.21	教員研修（幼小中の発達に応じた SDG s の取組み）
8.21	ユニバーサルカフェライブ
8.25	みどり地域生活支援センター（重度身体障がい者施設）
8.26	灯籠まつり
10.8・1.28	木育・積み木ワークショップ
10.29・11.4	自然体験活動指導
11.9	JAICA 研修（セルビア使節団に対する尼崎運河の環境活動について）
11.17	第 45 回近畿小学校道徳教育研究大会 大阪市大会（研究発表）
11.17	阪神高速道路株式会社 交通事故後方警戒・誘導 感謝状
11.27・12.11	泉大津市立小津中学校キャリア教育授業ボランティア
11.19	餅つきイベント
10.24	六麓荘町清掃
1.6～7	ERSRAD 親子防災レクリエーション企画「R5 年度 冬の災害ごっこ 避難所開設・野営体験」企画・運営
2.16	令和 5 年度全国小学校道徳教育研究会第 46 回研究大会（研究発表）
2.18	灘消防団 防災コミュニティ 炊き出し訓練・消防ポンプ点検・操法訓練
3.2	灘消防団 山林火災消火訓練
3.14	渡辺崋山における文人画と蘭学
3.14～24	芦屋大学図書館所蔵稀観書展覧会第二回展示「文人の書画」
3.18	防犯学習会

■講座などによる社会貢献

本学が行ってきた芦屋大学公開講座は、芦屋大学の地域貢献として特別支援教育研修講座という内容だけでなく幅広いテーマで引き続き開催している。新型コロナウイルス感染症の影響も残る中、出前授業や講師派遣を行い、音楽活動などの催しにも協力した。

【表 A-2-2】令和5(2023)年度<講座などによる社会貢献活動>

日付	内 容
5.8・9.27	守口市立梶中学校 第1回校内研究の指導助言
5.20	野鳥観察会
5.21	農業体験学習会(田植え)
5.26・12.28	防災学習会(地震・火災)・(災害時の防寒対策)
6.2	稲作指導(田植え指導)
6.18	尼崎運河水質浄化活動環境学習会
7.4	西吹田幼稚園経営改革コンサルティング
7.16・17	自然体験学習会
7.20・2.27	西吹田幼稚園教員向け研修
7.27	夏休み自由研究学習会
8.3	夏休み工作教室
8.30	青い鳥学園六甲アイランド幼稚園教員向け研修
9.2	西吹田幼稚園保護者向け講演
9.2	幼保連携型認定こども園 せいか幼稚園教員向け研修
9.27	三田松聖高等学校出前授業「幼児・保育」
9.21	第51回兵庫県中学校技術・家庭研究会(神戸大会)での指導助言 第1分科会:材料と加工の技術
9.28	令和5年度芦屋市立中学校合同授業研究会 指導助言 研究テーマ「主体的・対話的で深い学びの実現に向けて」
10.12	令和5年度阪神地区中学校技術・家庭科研究大会
10.23	西宮市立西宮浜義務教育学校5年生対象に「目の健康について」の講義・実践活動
10.10	ホースセラピー体験学習会
11.20	大阪市立磯路小学校6年生対象に講座「SDGsってなあに？」
12.11	西宮市立北夙川小学校3年生対象に「目の健康について」の講義・実践活動
12.20	兵庫県立宝塚高等学校 出前授業「保育・幼児教育」
1.13	灘消防団 成徳防災学習 救急講習会 インストラクター
2.13	大阪市立西淡路小学校6年生対象に講座「将来を考えるキャリア教育」
2.21	特別養護老人ホーム あしや聖徳園研修会
3.1	鉄道模型実演走行の見学附属幼稚園児童を対象とした鉄道模型実演走行の見学会の実施
3.8	芦屋大学公開講座「歴史を物語る学校資料」(芦屋市民センター)
3.10	灘消防団 救急法訓練 インストラクター
3.14	芦屋大学図書館所蔵稀観書展覧会第二回「文人の書画」に因んで 渡辺崋山における文人画と蘭学
3.23	芦屋大学公開講座「見ることと分かること」(芦屋市民センター)

■地域スポーツ振興活動

令和5(2023)年度も「第2回芦屋フットボールフェスティバル」(一般社団法人 WELLEX 主幹、第2回芦屋フットボールフェスティバル実行委員会・芦屋市・芦屋市教育委員会・学校法人芦屋学園後援)を開催した。このイベントはフットボール(サッカー)を通して地域交流や地域課題の解決を行うため、企業や学生などが力を合わせて開催するイベントとして企画した。サッカーに関わる人はもちろん、サッカーに普段関わらない人でも楽しめるように、キッチンカーなどのマルシェや企業ブース、縁日などのブースも出店し、様々な人が楽しめるイベントとした。大盛況で約1,000人が来場した。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 5(2023)年度についても本学のスポーツ活動及び、スポーツを通じての社会貢献活動にも多大な影響が及んだが、芦屋市との連携事業である「ファミリーサッカー教室」の開催や女子バレーボール部の貢献活動として「バレーボール教室」も実施した。

また、本学施設を利用した地域貢献活動については、一般社団法人宮っ子クラブとの教育連携により、令和 5(2023)年度においても社会貢献活動の一環として施設貸出の優遇措置をした。

【表 A-2-3】 令和 5(2023)年度<スポーツ振興活動>

日付	内 容
7.16	バレーボール教室（南部・上南部中学校）
7.17	バレーボール教室 レッズ（和歌山）・上町中学校（大阪）・気づきエンジェル（京都）ドロップス（兵庫）
10.9	JAPAN KIDS FESTA in 芦屋
10.16	第2回芦屋フットボールフェスティバル（芦屋学園グラウンド）
3.3	ファミリースポーツ教室（サッカー・バレーボール、走り方）（未就学4歳～小学3年）

A-3. 芸術文化活動による社会貢献

(1) A-3 の自己判定

「基準項目 A-3 を満たしている。」

(2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

芸術文化センターが管理するクラブ活動として、バレエ・ダンス・吹奏楽の3つのクラブがある。主な役割としては、バレエコース及びバレエ部、ダンスコース及びダンス部、吹奏楽部に所属する学生と教職員の活動支援である。

バレエ部門においては、本学学生が外部コンクールや舞台出演に関するサポート、芦屋大学附属幼稚園バレエクラス、ディプロマコースの運営に関する活動支援も行っている。これにより他のバレエ教室や先生方と交流を図り、バレエコースの知名度向上にもつながった【表 A-3-1】。

【表 A-3-1】令和 5(2023)年度バレエコース・バレエ部公演実績

日付	イベント名称	開催場所
7.21	芦屋舞踊フェスティバル Vol.1	ルネサンスクラシックス 芦屋ルナ・ホール
8.16～8.18	全日本バレエコンクール	川口総合文化センター・リリア
9.24	貞松・浜田バレエ団定期公演 「眠れる森の美女 全幕」出演	あましんアルカイックホール
10.9	第 2 回 野外バレエ	安満遺跡公園
10.29	第 56 回 芦屋学園祭	芦屋大学
11.23	マーティ・プレバレエコンクール出場	ルネサンスクラシックス 芦屋ルナ・ホール
12.20	芦屋大学バレエコース第 9 期生卒業公演	ルネサンスクラシックス 芦屋ルナ・ホール

ダンス部門においては、数々のコンテスト出場やプロとの共演に加え、芦屋大学 / Ashiya University 公式チャンネルに講師作品、学生作品のアップを継続したところ、UNESCO・ダンスワールドカップ日韓大会や EXPO2025 大阪・関西万博への出演依頼や打診があり、ダンスコースの知名度は高まりつつある。また学内では、入学式や学園祭、同窓会、オープンキャンパスなどに、ダンスパフォーマンスの依頼があり出演した。

吹奏楽部においては、芦屋学園中学・高等学校吹奏楽部、社会人団体との合奏練習を行っている。

■他機関や地域との連携

バレエ部門においては、芦屋大学附属幼稚園バレエクラスの園児たちのサポートをしており、バレエコース主催の卒業公演にも出演した【表 A-3-1】。

ダンス部門においては、兵庫県立川西明峰高等学校「総合的な探求の時間」で4回の講義を担当した。

吹奏楽部においては、芦屋学園中学・高等学校吹奏楽部との合奏練習を行い、学生・生徒間の交流と音楽力の向上を目的とした高大連携を実施した。また、社会人団体であるベルズウィンドオーケストラとの合奏練習を行っている。

■キャリア育成

バレエ部門は、ディプロマコースのプログラムを受講することにより、バレエ教師資格を取得できる。

吹奏楽部では、保育士養成課程や幼稚園教職課程、特別支援学校教職課程を履修している学生が比較的多いため、吹奏楽で培った知識やスキルが就職先でも活かせるように、マーチングバンド指導者ライセンス(3級～1級)取得のための支援を行っている。これにより、各種教員免許とマーチング指導者ライセンス(3級～1級)を取得できる。また、この資格を取得した学生が、就職先の学校や幼稚園などでマーチングバンドや鼓笛隊の指導を行っている。

(3) A-3 の改善・向上方策

令和 6(2024)年度も、イベントの規模に関わらず出演依頼があれば前向きに検討し、出演していく。さらに本学の芸術文化資源を活用し、社会貢献活動を引き続き行っていく。

【基準 A の自己評価】

本学では、教育課程内外の研究教育活動や課外活動を通じて、積極的な社会貢献活動と地域連携を推進している。時代に先駆けて地球環境やエネルギー問題に着目し、平成 4(1992)年から活動を開始したソーラーカープロジェクトは学校訪問や行事参加などを通じ、SDGs にも関連する環境・エネルギー問題についての教育・啓蒙活動といった地域貢献活動を行っている。スポーツの分野では、人的資源を活用したスポーツ講習会や芦屋市と連携したキッズスポーツ教室を開催し、芸術文化の分野では、バレエ・ダンス公演、吹奏楽部では、高大連携や芦屋市吹奏楽連盟定期演奏会のサポートなど、地域に愛される大学として存在感を高めている。またオンラインでの交流やトレーニング、バレエ・ダンスの動画配信などの活動を継続している。

それ以外にも、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目指して、地域住民への書籍公開・貸出や校舎の開放などをし、芦屋市及び同教育委員会とは協定に基づき地域連携・社会貢献活動を実施。平成 28(2016)年度から「ヒデュンプロジェクト」として「カフェ」と「障がい者就労支援スペース」を融合した「あしかふえ」を運営するなど、芦屋市行政との連携を深めている。

以上により、基準 A を満たしている。